

官報

号外 平成十年六月九日

○第百四十二回 参議院会議録第三十三号(その一)

平成十年六月九日(火曜日)

午後三時一分開議

○議事日程 第三十三号

平成十年六月九日

午後二時 本会議

第一 中央省庁等改革基本法案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、新議員の紹介

一、議員木暮山人君逝去につき哀悼の件

一、日程第一

一、国際問題に関する調査の報告

一、国民生活・経済に関する調査の報告

一、行政機構及び行政監察に関する調査の報告

告

○議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。

この際、新たに議席に着かれた議員を御紹介いたします。

議席第一五六番、比例代表選出議員、松崎俊久君。

[松崎俊久君起立、拍手]

○議長(斎藤十朗君) 議長は、本院規則第三十条の規定により、松崎俊久君を国民福祉委員に指名いたします。

○議長(斎藤十朗君) 議員木暮山人君は、去る五月二十六日逝去されました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。

つきましては、この際、院議をもって同君に対し弔詞をささげることとしたと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。弔詞を朗読いたします。

〔総員起立〕

参議院はわが国民民主政治発展のため力を尽くされさきに規制緩和に関する特別委員長選挙制度に関する特別委員長の重任にあたられました議員四位勲三等木暮山人君の長逝に対しいつしんで哀悼の意を表しうやうやく弔詞をささげます

○議長(斎藤十朗君) 足立良平君から発言を求められております。この際、発言を許します。足立良平君。

〔足立良平君登壇〕

○足立良平君 本院議員木暮山人君は、去る五月二十六日、大腸腫瘍による肝不全等により新宿区内の病院において逝去されました。

小柄にして精悍あふれる豆タンクのような君が、昨年夏ごろから急に細身になられたことを私たちは少々心配をいたしておりましたが、君は健康を考えてダイエットに努めているなどと、今にして思えば、病魔に侵されつつも、周囲を心配させない心配りをされておられたのでありましよう。

今国会、君は、国民福祉の委員会を中心に八回も質疑に立たれ、五月の連休前にも感染症の予防と医療に関する法律案等について、君の専門的立場からする参考人質疑を拝聴したばかりでありましたので、突然の訃報に驚き、まことに痛惜哀悼の念にたえません。

私は、ここに、皆様のお許しを得て、議員一同を代表し、四位勲三等故木暮山人君のみたまに謹んで哀悼の言葉を申し述べます。

君は、昭和三年三月、新潟県は新発田市に生をうけ、旧制新発田中学校を卒業後、昭和二十四年に日本歯科大学専門部を卒業、さらには法政大学法学部に進学、二十六年に卒業されたのであります。新生日本のこれからの社会では、世の中の仕組みを理解し、実業界で身を立てるためにも、歯科医学技術だけでなく、生きた法律を学ぶ必要性を感じての入学だったと伺っております。

君は、大学を卒業後、歯科界に身を投じ、多年にわたり卓越した識見と行動力により歯科医療とその教育の発展に情熱を傾けてこられました。

すなわち、昭和三十四年には財団法人歯友会を設立、その歯科技術専門部では、全人教育を旨とし、全寮制のもと、学生たちと寝起きや炊事をともにされたこととであり、歯科技工士や歯科衛生士の養成と地位向上に並々ならぬ愛情を注いでこられました。まさに歯科医療技術者養成の第一人者をみずから実践され、歯科医療技術教育の今日の発展の基礎は、木暮先生、あなたが築いたと言っても過言ではありません。

このことは、平成八年十二月に、君が理事長に就任された学校法人明倫学園明倫短期大学が、文部大臣から、我が国初の歯科技工士養成の高等教育機関に指定されたことでも実証されているのであります。

君は、歯科医療技術者の養成に献身することともに、日本歯科医師会会長中原先生の筆頭秘書を長く務められ、日本歯科医師会のみならず、私立大学協会や大学設置審議会などにおける中原先生の公的、社会的活動を支え、多くの大学設置や運営の手助けをされました。

また、歯科医療技術の革新及びその周辺分野を手始めに、実業界でも多くの業績を残されました。昭和三十一年に、後に沖歯科グループの中核となる沖歯科工業株式会社を設立されたのを初め、流通、貿易など関連の会社を相次いで設立し、全国的な流通網を整備して、我が国の歯科医療の充実を側面から支える役割を担われたのであります。

君は、郷里の城下町新発田で、四人兄弟姉妹の次男として、武家の家系である父君大郁氏の薫陶と、母君の愛情に支えられ、幼少時代を過ごされました。君の多彩な才能は、まず書道において発揮され、小学五年生のときには全国書道大会において第一位に輝き、数々の商品展覧会に出品するほどの才能であったと伺っております。

専門学校時代、君は、日ごろは余り目立たない存在であったようですが、学校行事やクラス集会では積極的に発言し、その内容は確固たる信念に基づく正義感あふれるものであり、中傷や非礼な発言に対しては厳しく叱責する一方、情義の厚さにかけては天下の一品、しかも洒脱で天真らんまんかつ豪放からいくであり、その交友範囲は、がりがり学生から多芸放漫な学生に至るまで極めて広く、抜群のリードオフマンでありかつアイデアマンであったと伺っております。

この本会議場での今は亡き君の演説と鋭いやじを思い出すとき、私たちにも、君の友人から聞いた学生時代の数々のエピソードがはうふつとわいてくるのであります。

君は、若き時代より政治家への夢を持ち続けてこられました。昭和二十八年、弱冠二十五歳一カ月にて郷里新潟から衆議院総選挙に出馬、以来、代議士への挑戦は五回に及びました。しかし、君の夢はかなえられず、政治家への道が開けたのは初出馬から三十六年後の参議院通常選挙でありました。平成元年七月に自由民主党の比例代表十一位で見事初当選され、三年前の通常選挙では新進党比例代表で再選を果たされたのであります。

参議院においては、君の長年にわたる活動領域であった医療、福祉を所管する社会労働委員会に所属され、その後、委員会再編に伴い、厚生委員会、国民福祉委員会と名称こそ変わりましたが、一貫して国民の健康と福祉を担当する委員会で活躍されました。また、法務、文教、外務、決算などの各常任委員会でも活躍され、さらには規制緩和に関する特別委員長、選挙制度に関する特別委員長、要職を歴任されたほか、政治改革、国連平和協力、職務移植など、時々の政治的、政策的課題を審議する特別委員会や外交・総合安全保障、国民生活などの各調査会で豊富な御経験に基づく積極的な発言を続けられたのであります。

特に、平成五年の細川連立政権誕生後には、さきの大戦の歴史認識について舌鋒鋭く時の政府を追及する論陣を張り、一時間有余に及ぶ長広舌は、君の真骨頂を示すものとして我々同僚議員の間で語りぐさになっております。

君は、平成四年八月に、宮内閣で環境政務次官に就任され、同年十一月には、オゾン層に関するモントリオール議定書の第四回締約国会合日本府代表に任命され、また、八年十一月には、本院の推薦に基づき内閣から社会保険制度審議会委員を委嘱されており、地球環境や社会保険の分野で貢献されました。

君は若くして、昭和二十五年に亜細亜青年連盟を結成した後、これを全亜協会に発展させ、東南アジア各地に医療奉仕団を数次にわたり派遣、第二回目には団長を務めました。また、昭和四

十三年にはシンガポールに現地法人を設立、六十三年には中国に上海中大医療技術発展公司を設立するなど、アジアの復興と発展に寄与する政治、経済活動と奉仕を続けてこられました。このようなアジアの民衆に寄せる君の精神は、旧制新発田中学時代の夏休みに黄河の奥地、内蒙古は包頭に至る単独行の見聞によって培われたものと思われ

ます。また、君には、時代を読む才覚と先見の明があり、アイデアマンとしての君の才能は、特許の分野で遺憾なく発揮されているのであります。国内外での特許出願件数は八十件にも及び、日本発明特許学会発明賞を二回、社団法人発明協会発明奨励賞を一回受賞されたのを初め、君の特許が地域産業の振興に貢献したとして、昭和五十四年には新潟県知事賞を受賞されたのであります。

郷里新潟を一人倍愛する君は、医療奉仕団を結成して、県内の歯科医のいない地区を無報酬で巡回し、また、身体障害者の歯科技工士を無料で育成するなど、社会的弱者に常に温かい目を向けてこられました。昭和六十一年には、君の地域歯科医療の貢献に対して、新潟市有功賞が贈られていたのであります。

我が国は今、二十一世紀を目前に、財政を初めとする極めて困難な諸状況の中で、本格的高齢社会を迎えようとしております。そのような中で、君は、福祉や教育における実践を国政の場で生かすべく、獅子奮迅の活躍をされてこられました。

特に、高齢社会にあつて一番大切なのは歯である。と強く訴えられ、八十歳の時点で健康な歯を二十本残すことを目標とした八〇二〇運動の推進や、歯科口腔外科の四十年ぶりの復活に努力されたのであります。

視野を広く世界に求め、また、専門の歯科医療や保健、福祉、教育など幅広く、かつ実践に裏づけられた君の見識は、健やかで、安心して暮らせる高齢社会を目指すものとして、我が国にあって、今後ますます輝きを増すことが期待されてお

りました。

そのような時期に、突然君を失ったことは、御遺族や関係の皆様への悲しみはもとより、本院にとりましても痛恨のきわみであり、我が国国政の大きな損失であります。

君は、病を押して四月二十六日の自由党新潟県連結大会に出席されました。それが公に見る君の最後の姿となりましたが、君は、声を絞って日本の危機を訴えられ、我が国を立て直すためにはスクラムを組み、政治の力を結集しなければならぬと強調されたのであります。

三年余の任期を残し、参議院議員としてまだまだ多くの政策課題に取り組みようとしておられた君にとつて、また、ライフワークであった歯科医療技術教育分野の四年制大学、さらには大学院への発展を目指して挑戦しようとしていた君にとつて、よみの国への旅立ちには返す返すも残念であり、その心中は察するに余りあるものがあります。

二十一世紀を豊かで明るく安心できる社会にするために、私たちは、君の情熱と君の残した政策課題を引き継ぎ、真の福祉社会実現に向けて全力を尽くすことをかたくお約束したいと思ひます。ここに、波乱万丈に富んだ異色の政治家、木暮山人君のありし日のお人柄と数々の業績をしのび、院を代表して、心からの御冥福をお祈りし、哀悼の言葉といたします。

○議長(斎藤十朗君) 日程第一 中央省庁等改革基本法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。行財政改革・税制等に関する特別委員長長遠藤要君。

(審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載)

(遠藤要君登壇、拍手)

○遠藤要君 ただいま議題となりました法案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法案は、行政改革会議の最終報告の趣旨にのっとり行われる内閣機能の強化、国の行政機関の再編成、国の行政組織及び事務事業の減量、効率化等の改革について、基本的な理念及び方針その他の基本となる事項を定めるとともに、その推進に必要な体制を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、橋本内閣総理大臣を初め全閣僚の出席を求めて総括質疑を行うとともに、総理大臣及び関係大臣に対する省庁別集中質疑を行ったほか、参考人から意見聴取を行いました。

委員会における質疑は、中央省庁等改革の基本方針、地方分権の推進と本法制定の手順、新省庁権限規定のあり方の検討、巨大官庁への権限集中による利害等、多岐にわたる熱心に行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願ひます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して小川委員より反対、自由民主党を代表して、社会民主党・護国連合及び新党さきがけの賛同を得て釜本理事より賛成、公明を代表して渡辺委員より反対、日本共産党を代表して笠井委員より反対、自由党を代表して星野委員より反対の旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、採決の結果、本法案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 本案に対し、討論の通告がございします。順次発言を許します。伊藤基隆君。

(伊藤基隆君登壇、拍手)

○伊藤基隆君 私は、民主党・新緑風会を代表して、政府提出の中央省庁等改革基本法案に反対の立場から討論を行います。

今回の行政改革においては、中央政府のスリム化は前提であり不可欠な改革であります。当然、橋本総理もこの点を以前から何度も繰り返してあります。しかし、総理も担当大臣である総務庁長官も、この最も重要な点について、これまでの議論では何ら具体的な方向性を示すことができませんでした。

中央政府のスリム化を進めるためには、地方分権と規制緩和が両輪であることは議論のないところだと考えます。しかし、この法案には、その中身について何ら具体的な改革内容が示されていません。

地方分権に関しては、先日、政府は地方分権推進計画を閣議決定しました。この内容は、地方分権推進委員会の四次にわたる勧告をほぼ忠実に盛り込んだものであります。本法案にも地方分権推進委員会の勧告を著実に実施する旨の条文が入っています。しかし、この地方分権推進委員会の勧告あるいは地方分権推進計画を著実に実施したとき、現在の中央政府の権限や財源がどれほどスリム化できるか疑問であります。地方分権推進委員会の勧告では、実際の事務事業の移譲は全くと言っていいほどありません。昨年十月に提出された第四次勧告に若干盛り込まれただけであります。

地方分権推進計画の中心となるテーマは、機関委任事務の廃止とこれに伴う事務の新たな振り分けです。しかし、機関委任事務を新たに自治事務に振り分けたからといって、その事務は以前から自治体が行っていた事務であり、何ら変わるどころではありません。法律は、従来と同じように、自治体の事務を細部まで縛っているのです。

さらに、地方分権推進計画では、自治体が最も望んでいた地方財源の拡充について、総理が主宰する財政構造改革会議がさきに出した結論に縛られ、何ら期待にこたえる勧告は行いませんでした。

このように、実際に国から地方への事務も財源

も移譲していない地方分権推進委員会の勧告の実施では、中央政府のスリム化が進むはずはありません。唯一公共事業については、国の事業を限定するとしています。その移譲先が地方支局では地方分権とは言えません。

もとより、現在求められている地方分権は公共事業の権限を国から地方支局へ移すという小さな地方分権ではありません。二十一世紀の日本社会を展望したとき、より多様で柔軟な社会を構築していくための重要な手段なのです。

戦後の経済成長を一元的な価値としてきた社会は既に終えんときを迎えつつあります。みずから地域の歴史や風土を尊重し、また、地域地域の特性を生かした多様な社会を形成していくためには、国が関与が幾ら努力したところで限界があります。社会の多様な変化に行政が柔軟に対応するため、同時に一層適切な対応を行うべく地域にあるさまざまな社会的財産を活用するために、地方への決定権とその裏づけとなる財源の移譲、すなわち地方分権が必要なのです。

規制緩和についても同様であります。昨今の社会状況の変化、特に経済社会においては変化の速度がますます速くなっています。しかし、ルールを策定した上で、あるいは年に一度の予算に基づいて対応を行っていく行政では、この変化の速さになかなか対応できません。

また、例えばデリバティブなどの金融技術に代表されるように、経済社会の複雑さも行政の追随が困難なレベルになってまいりました。この分野において行政が指導的な立場に立ち、企業や産業社会をリードしていくことははや不可能であります。

行政は既に国民や企業を指導する立場ではないのです。行政は国民が安心して活動できる環境の整備を主として担い、または社会的に弱い立場にある人々を守っていくことを主たる役割としなければなりません。競争力のある個人や国民に対しては、細かな干渉は行わずにできるだけの能力を

活用できるよう、自由を確保することが重要なのです。このことをまず認識しなければ、本来の行政改革をなし遂げることは困難です。行政の役割の転換を踏まえ、新たな環境に適した行政に向けて、地方分権や規制緩和を推進していくことが必要です。

今回の行政改革は、明治以来の日本の行政体制の大幅な再編成を行うとする、いわば国家改造にも匹敵する大改革であります。それは社会が既にそれだけ変化し、改革をせざるを得ない状況になっていくがゆえの改革であります。したがって、今回の改革は、従来と同様の視点の既得権益を守る形での改革は意味をなしません。従来の視点から新たな行政組織を創造していく必要があるのです。このような立場から見た「この国のかたちを想定し、制度疲労を生じている行政を抜本的に改革していくことが現在求められている行政改革なのです」。

私たちはこのように考えているからこそ、現在過度に中央政府に集中している権限、財源を地方へ、市場へ、市民へ振り分けていくこと、その上で地方分権型、民主型型の社会へ転換していくことを主張しているのです。

しかし、今回の法案は、こうした最も重要な部分が抜け落ちたまま中央省庁再編だけを先行させたものであり、あるべき手順と全く逆と言わざるを得ません。まさに意図的に行政改革イコール中央省庁再編と、行政改革の議論を矮小化させたものであります。橋本総理は、より重要な改革をおさりにして性急に省庁の再編を先行させたのです。

さらに、政府案の大きな欠点は、行政改革の主導権を官僚にゆだねていることでもあります。今回の基本法はプログラム法であり、実質的な中身の改革は今後の設置法等の制定作業の中で具体化するものであります。特に重要なものが設置法であります。現在の設置法によるあいまいな権限規定が

行政の裁量の幅を拡大しているのは明らかです。しかし、政府案ではこの点の歯どめが全くないばかりか、法律案の十七条以下の各省の編成方針には相変わらずあいまいな規定が並んでいます。この法律案を基本として官僚が設置法を編成するすれば、現在の権限規定が継続される可能性が十分にあります。これでは行政改革の意味そのものが問われます。

以上のように、本法律案は本来求められている行政改革とは異なるものとなっています。橋本総理がこの法律案を成立させることによって、どのような二十一世紀の日本社会を想定し、現在の行政をどう転換していくかが明確ではありません。重ねて申し上げますが、地方分権は我が国の構造改革に不可欠なものであります。地方分権の実質的な進展なくして新たな日本社会の創造はできないのです。この地方分権を含めて、中央から地方へ、官から民への転換を進めることによって行政の裁量権を縮小し、国民が自由にかつ安心して活動できる環境を保障することが二十一世紀の日本社会に必要なことです。このような社会の創造を明確な目的に置いてこそ意味のある行政改革が推進できるのです。

以上のように、今回の行政改革に求められている視点から見ると、本法案の欠点は明らかであります。政府案は官僚による単なる看板のかけかえであるという問題点から、反対を表明いたしました。私の討論を終わります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 石渡清元君。
(石渡清元君登壇、拍手)

○石渡清元君 私は、自由民主党を代表いたしまして、社会民主党・護憲連合、新党さきがけの賛同を得て、ただいま議題となりました中央省庁等改革基本法案につきまして、賛成の討論を行います。

現在、我々が依拠している行政システムは、明治以来百年を超えて存続し、高度経済成長に至る我が国の発展に大きく寄与してまいりました。し

か、二十一世紀を間もなく迎えようとする今日、我が国の行政システムにつきましても、縦割り行政の弊害や硬直性が指摘されるなど、制度疲労の様相を呈し、複雑化する現代社会には対応できなくなつております。

そして行政システムの是正といたしましては、官民役割分担の見直し、国から地方への権限移譲といった量的な行政改革にとどまらず、自己責任に基づき個人が自己実現を目指していくことを重視する、より自由かつ公正な社会を実現するための枠組みへの変化、すなわち、事前の管理ではなく、事後のチェックを旨とする行政への質的な変化を求められているのであります。

このような行政システムの改革の求めに対し、橋本内閣は、行政改革会議の議論並びに政府・与党間協議を経て、本法律案を国会に提出してまいりました。我々は、我が国の将来を見据えて大胆な改革案を提出してきた政府を高く評価し、この国のさらなる飛躍のかぎともなる重要な本基本法案につきまして、以下、賛成の理由を申し上げます。

賛成の第一の理由は、本法律案により内閣機能が強化され、総理大臣のリーダーシップのもと、機動的な政策実施、危機管理体制の一層の強化が可能となることとあります。

変転きわまりない国際情勢あるいは突発的な自然災害への迅速な対応は、国民生活を守り、国際社会における我が国の責任を果たす上で極めて重要であります。この点において、既に行われている内閣危機管理監の設置に引き続き、内閣官房をさらに強化すること、総理大臣の補佐、支援体制としての内閣府の設置は、内閣総理大臣に強い指導力を与え、そのもとで的確な行政対応がなされることになる点で極めて有意義な措置であります。

我々は、内閣総理大臣の国政運営上の指導性をより明確化するとともに、内閣機能の一層の充実を図る姿勢を高く評価し、また、省庁再編の目標

年である平成十三年を待つまでもなく、必要な内閣機能強化策は速やかに実施していくことを願うものであります。

賛成の第二の理由は、行政組織の減量、効率化を図っている点であります。

官民役割分担の見直しあるいは地方分権により、国の役割を減らした上で行政組織をスリム化、効率化することは行政改革の主要な柱であります。また、行政組織の簡素化は、規制緩和のバックボーンとなるとともに行政の透明性の向上に寄与するものであります。

我々は、独立行政法人の創設を初め、行政機能のアウトソーシングを行うとともに、政策評価機能の充実強化や公共事業の見直しなどにより、行政の効率化の徹底を図っている本法律案を高く評価いたします。そして既得権益にとらわれずに行政をスリム化することこそが財政構造改革の推進にもつながるということを改めて申し上げます。

賛成の第三の理由は、本法律案が国民の立場に立ち、総合的に政策を展開するため、中央省庁を一府十二省庁という大くくりの省庁に再編し、さらに企画立案部門と実施部門の分離を図っている点であります。

技術の進歩とともに年々複雑化する社会に対応し、現行の行政システムで今までのように対応していくことは不可能となりつつあります。こうしたことから、本法律案では、縦割り行政の弊害をなくし、国民のニーズに的確かつ柔軟に対応するため、既存の省庁を再編して大くくりのものとし、また、再編された省庁におきましては、企画立案と実施を分離して、その機能の高度化及び行政責任の明確化を図るものとしております。

本法律案の成立により、高い視点と広い視野から政策調整機能が発揮されるようになり、その結果、行政サービスの質も大いに向上することを強く期待いたします。

最後に、本法律案は、二十一世紀に向けて「この国のかたち」を再構築するための準備の一つに

すぎず、本法律案が可決、成立いたしましたも、行政改革はもっとベースキャンプを確保したところでありたい。我々は、この基本法案に基づき、真に行政改革と言いつけるような各省設置法案等が速やかに策定されることを求めます。

とともに、国家公務員制度の改革、地方分権や地方財政制度の改革、さらには行政情報の公開といった行政改革の諸課題をもあわせて断行されまことを強く要請いたします。私の賛成討論を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 猪熊重二君。

(猪熊重二君登壇、拍手)

○猪熊重二君 私は、公明を代表し、ただいま議題となりました法案に対し、反対の立場から討論を行います。

敗戦の廃墟の中から今日の我が国の繁栄を築き上げてきた戦後五十年間の官主導の社会経済構造は、それなりに評価されるべきものと史料します。

しかし、最近の世界情勢は、旧来の社会経済の仕組みの根本的転換を要請しております。すなわち、現時の世界においては各国家間の交流、科学技術の飛躍的向上による世界の時間的、空間的短縮、世界各国を瞬時に駆けめぐる情報網の整備など、十年、二十年前には想像もつかなかった変革が生じております。

このような世界の変革を眼前にして、我が国が今後世界の中の一員として、特に世界の発展をリードすべき先進国の中の一国として、過去の栄誉ある地位を維持、継続していくためには、旧来の社会経済構造の根本的立て直しをすることが不可欠であります。

橋本内閣が六つの改革を掲げ、その達成に全力を傾倒するとの決意は高く評価すべき政策決定であります。しかし、決意、願望の表明は単に改革の糸口にすぎません。問題は、改革の実現それ自体にあります。

このような観点から見ると、既に政権担当以来二年を経過したにもかかわらず、橋本内閣の改革実現の成果には見るべきものがなく、また、改革実現へのスピードも余りに遅々として断ぜざるを得ません。橋本内閣の六つの改革は、今国民にとって単なるスローガンとしか映らず、国民は改革の実現に対し絶望の状態にあると言えます。

本法案は、右のような状況にある橋本内閣が中央省庁等の再編を目指して作成、提出したものであります。が、根本的に橋本内閣の右のような優柔不断の性格をそのまま背負った中途半端なものと言わざるを得ません。すなわち、本法案は行政改革、とりわけ省庁再編そのものを實現する法案ではなく、今後何年かをかけて行政改革、省庁再編を實現したいとの決意、願望を表明したスローガン法にすぎないのであります。

以下、我が公明が本法案に反対する理由を述べます。

反対する第一の理由は、本法案が、右に述べたように、中央省庁再編に対するプログラム、見取り図を描いたものにすぎない点にあります。

もちろん、ある改革を志向する場合、当初にその見通し、道行きを見定めることは必要であります。しかし、行政改革は、昭和五十六年三月の臨時行政調査会からでも既に十七年、平成六年一月の行政改革推進本部からでも四年半を経過しております。これだけ議論を積み重ねてきた現在の時点において、今後さらに二年をかけて、あるいは遅くとも五年以内に省庁再編を行うことを定めるなど、考えられない出来事でありま。

今さら何の決意表明か、今ごろになって何のプログラムの宣言かということが本法案に対する率直、最大の批判であります。

反対する第二の理由は、本法案が、本末転倒の逆立ちした法案であるからであります。

行政改革とは、まず国の事務事業を根本的に見直すこと、そして見直しの中から地方公共団体に

移管すべきものを地方の事務に切りかえること、すなわち地方分権、国の規制を緩和・撤廃して国の事務から解放すること、すなわち規制緩和を行い、その結果として国の事務事業を減量すること、次に減量した事務事業をいかなる省庁にいかにかに効率的に執行させるかを検討すること、すなわち省庁再編であります。

本法案は、地方分権の姿が見えず、また規制緩和・撤廃も検討中の段階において、すなわち、国の事務事業の減量が全くなされないままに新たな省庁を編成するとしているのであって、まことに本末転倒の法案であると言わざるを得ません。

反対する第三の理由は、直ちに実行すべき行政改革を、他の検討課題と横並びにして先送りしている点にあります。

例えば、前述の世界情勢のもとにおいて、内閣機能の充実強化は一日もゆるがせにできない緊急事です。すなわち、内閣総理大臣の閣議決定権、内閣官房の機能強化、強力な政策企画立案機能並びに調整機能を持つ内閣府の設置など、即時実施することが必要不可欠の緊急政治課題であります。

本法案は、全体としての府・省庁再編時期に合わせるために、これらの改革をわざわざ二年先送りすることとしているのであります。

反対の第四の理由は、本法案が実質的に、地方分権の実現、規制緩和の実現、財政と金融の分離、補助金行政の見直し、公務員制度の改革、官僚の裁量行政の全廃などの、各分野における行政改革について何ら確実な計画も示さず、また、実現された結果の姿を明示することせず、単に改革の希望、決意を述べているにすぎない点にあります。

右のどれ一つをとってみても、ただいま現在、確実な実現の道筋、また、その結果が明示されなければなりません。本法案は、右の諸点の改革にとって全く無力、無効な法律であります。

反対の第五の理由は、本法案のうち唯一の実効

性ある規定である中央省庁等改革推進本部の役割、効果が不明であることでもあります。

行政改革は、六つの改革の中でも、特に公務員制度の改革と密接な関係をもつだけに、実現に對し、公務員の側からのあらゆる反対意見や反対活動が予想されることでもあります。

右状況下において、中央省庁等改革推進本部は、内閣総理大臣を本部長とし全国務大臣が委員となつて構成されております。しかし、同本部の会議は、各省事務を担当している大臣の繁忙な時間の合間を見て安易、拙速に行われるおそれなしとします。その場合、実務を推進する事務局こそ、推進本部の中核的機能を有することになります。しかし、法案は、この事務局職員の構成に何ら格別の配慮をせず、現行官像によつて構成されることを当然の前提としております。

国会審議における答弁で、総理は、事務局職員への民間人の採用や推進本部に附属する民間人による第三者機関構想を述べておりますが、もしそれを重要と考えるのであれば、法案の中にその旨の規定を置くべきであります。中央省庁等改革推進本部の役割、組織構成に関する規定は、全く不完全であり不備であると言わざるを得ません。以上の理由により、私の党は本法案に反対するものであります。

私たち公明は、本法案には反対であります。もちろん行政改革の推進、省庁縮小編成そのものには大賛成であり、今後とも行政改革の強力な推進に全党を挙げて努力し、もって真に国民の負託にこたえる国家行政の確立のために全力を傾倒することを申し述べて、反対討論を終わります。

(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 吉川春子君。

(吉川春子君登壇、拍手)
○吉川春子君 私は、日本共産党を代表して、中央省庁等改革基本法案に対する反対討論を行います。

本法案は、橋本総理が会長を務める行政改革会

議で、二十一世紀における国家機能のあり方等について、総理みずから議論をリードし、たった十五人のメンバーで、しかも、国会は人事を含めて何ら関与しないまま最終報告を出して、それを法案化したものです。そこには、政財官の癒着構造を抜本的に打ち破り、行政のゆがみを正す、そして国民へのサービスを充実させるという課題は一切盛り込まれておりません。むしろ、行政改革に事寄せて、政府、財界が長年望んでいた国家への大改造プログラムであり、国民の求める行政改革とは相入れないものと言わなければなりません。

以下、法案に即して、具体的に反対の理由を述べます。

反対の第一の理由は、本法案が内閣機能の強化、なかならず内閣総理大臣の権限の強化によつて、トップダウン的な政策の推進を可能にしていることです。最終報告は、憲法六十六条三項に抵触する閣議の多数決の採用や、指揮監督に関する内閣法の規定の弾力化を打ち出しました。既に橋本総理は、国会の同意はおろか閣議決定すらしないで、自衛隊機を海外へ二度派遣しました。これは、行政権は内閣にあり、総理の指揮監督権は閣議決定に基づいて行使するとの憲法、内閣法を踏みにじったものです。

最終報告が言う危機管理の対象には、周辺事態も含まれることが私の質問でも明らかになりました。内閣機能の強化は、政府の言う災害などの緊急事態にとどまらず、新ガイドラインに沿った有事に即応できる国家体制づくりであることは明らかであり、到底認めるところではありません。

さらに、財界人をメンバーに加えた経済財政諮問会議で、経済財政政策が一次的に決定されることになれば、財界の要求が今以上に政府の施策に直接持ち込まれることは火を見るよりも明らかと言わねばなりません。

反対理由の第二は、官から民へのかげ声で規制緩和を押し進め、国の果たすべき責務を、一府

十二省庁への再編を通じて民間にゆだねようとしていることでもあります。

その典型が、本法案で設置されることになっている労働福祉省であります。現在の雇用失業情勢の深刻さからいっても、その対策は従来の施策の範囲を超えて、解雇規制法の制定、サービス残業の解消など大幅な時短による雇用の拡大、雇用保険の失業給付の弾力化など、思い切った手だてを講じなくてはなりません。

ところが、労働福祉省の任務からも、その編成方針からも、労働省設置法でうたっている労働者の保護、失業対策の文言は消えうせ、これまで国の責務とされていた職業紹介も民間に任せることとされているのです。加えて、社会保障制度の構造改革を推進するとしていることは、保険あつて介護なしの介護保険、医療保険制度、年金制度の全般的改悪など、社会保障制度の連続切り捨てをねらったものであることは明瞭であります。

また、経済産業省の編成方針は、中小企業の保護またはその団体の支援を行う行政を縮小することを宣言しています。これは、現行通産省設置法でうたう中小企業の振興及び指導、中小企業庁設置法に言う中小企業の育成及び、及び発展させ、かつ、その経営を向上させるに足る諸条件を確立するとは、まさに百八十度の転換と言わねばなりません。

さらに、農水省の編成方針には、食糧自給率の向上が一言も触れられていないばかりか、大規模農家に農業政策を絞り込む、いわゆる新農政を推進することとしています。農業に対する国の財政支出を削減し、新政策を進めることは、家族経営中心の日本農業を崩壊させ、ひいては食糧自給率を引き下げることになるのです。

反対理由の第三は、この法案が、行政を企画立案機能と実施機能に分離し、実施部門を独立行政法人として独立させ、ここに企業会計原則と達成度チェックのシステムを導入して、国民生活にかかわる公共の分野を徹底的に切り捨てる仕組みづ

くりを目指していることです。

独立行政法人は、国立病院・療養所を初め、国立試験研究機関、国立大学など、公務員全体の七五%にも及ぶ実施部門を対象とするものであります。また、対象になっている基礎研究や公共的、長期的視野に立った研究などは、どれをとっても求められている評価を三年から五年で出せるような単純なものではありません。しかも、国立大学まで独立行政法人の対象にするなど、国の責任を放棄し、公務員の身分と雇用に大きな不安を引き起こすものです。

さらに、法案は、郵政事業を七年後に公社化するなど、民営化にレールを敷くものであります。これは国民サービスの大幅な切り下げにつながるものであり、認めることはできません。

反対理由の第四は、以上述べたように、国が国民に対して当然果たさなければならぬ責務は縮小しながら、一方でゼネコン本位の浪費型公共事業の構造を温存し、一層推進する体制として、建設省、運輸省、国土庁、北海道開発庁を合体させて巨大官庁を出現させていることであります。本法案提出の動機が、最終報告で言う五百兆円とも言われる膨大な財政赤字に象徴されるような負の遺産にあるのであれば、その原因をつくり出した巨大プロジェクトをこそ見直すべきではありません。

ところが、政府は、昨年暮れに供用を開始した東京湾横断道路に並行して東京湾口にもう一本橋をかけることを初め、六本目の海峡横断道路建設計画を五全総として閣議決定をしたのです。東京湾横断道路が巨大な赤字を今後生んでいくことは、予想を大幅に下回る交通量からも明らかですが、こうしたむだと一層の財政破綻を招く巨大プロジェクトの推進こそが国民の厳しい批判にさらされているのです。その構造にメスを入れないで国土交通省とすることは、公共事業の七割を占める巨大利権官庁の出現にはなりません。政府は、行政改革会議の最終報告が発表された

昨年十二月四日、声明を発表し、「行政改革の分野だけでなく、それをいけば突破口として、戦後の我が国の社会・経済システムの全面的転換を図っていかねばなりません。」と述べています。しかし、これまで述べたとおり、本法案を突破口として、我が国の社会・経済システムを、議会制民主主義に逆行し、強権的かつ反国民的方向に転換させることは、大企業のみ栄え、国民には大失業と福祉切り捨ての二十一世紀をもたらすもので、断じて容認できません。

我が党は、憲法の理念にのっとり、民主的で公正かつ簡潔、効率的な行政の確立を目指して奮闘する決意を述べ、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 星野明市君。

〔星野明市君登壇、拍手〕

○星野明市君 私は、自由党を代表し、政府提出の中央省庁等改革基本法案について、反対の立場から討論を行います。

反対する第一の理由は、本基本法案は肝心な中身の見直しを伴っていないことであります。

国、地方、民間の役割分担を見直し、官から民へ、中央から地方への考えに基づき、規制の撤廃・緩和、地方分権、官業の民間への移管など、民間経済に活力を与え、地方の活性化を図り、もって中央省庁の仕事が減らす行政改革を断行しなければならぬのに、その視点が欠落しております。この法案は、単なる機構いじり、省庁半減の数合わせ法案であります。

反対する第二の理由は、現在の裁量行政の仕組みや、一連の官僚による不祥事を初め、政治腐敗を生む元凶となっている仕組みを全廃するという視点が全くないことであります。

反対する第三の理由は、公務員制度、政策の立案執行体制、財政投融资、公共事業のあり方、そして統治機構のあり方など、機構改革に一切のメスが入っていないという点であります。

国の直轄事業以外の公共事業の補助金制度は廃止して、地方自治体に一括交付金として交付し、自治体の裁量によって、自治体が本当に必要とする事業が自由に行えるようにするべきであります。

また、本基本法案には、役所の数以外の数値目標がありません。行政改革においても、歳出削減目標をはっきりと定めるべきであります。

橋本総理の六つの改革は、日本の抱える課題を単に羅列したにすぎず、相互にリンクしないという欠陥があります。改革はすべて一つのパッケージとして取り組むべきであり、行政・財政一体の見直しによって歳出削減を行うことが重要であります。

以上、この法案が行政改革からはほど遠いものと断ぜざるを得ないことを申し述べ、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百九十九
賛成 百十六
反対 八十三
よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) この際、国際問題に関する調査会長から、国際問題に関する調査の報告を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。国際問題に関する調査会長林田悠紀夫君。

〔調査報告書は本号(その二)に掲載〕

〔林田悠紀夫君登壇、拍手〕

○林田悠紀夫君 国際問題に関する調査会における調査の経過と結果について御報告申し上げます。

本調査会は、国際問題に関し長期的かつ総合的な調査を行うため、平成七年八月四日に設置され、以来、委員の意見表明、委員間の意見交換を中心に調査を進めてまいりました。

このたび、三年間にわたる調査活動のテーマとして設定いたしましたアジア太平洋地域の安定と日本の役割のもと、三十の提言を含む最終報告を取りまとめ、去る六月三日、これを議長に提出いたしました。

その主な内容は次のとおりであります。

第一に、「アジア太平洋地域の安全保障と我が国の対応」においては、アジア太平洋地域の安全保障情勢に対する認識を踏まえ、我が国の安全保障、日安保体制、アジア太平洋地域における多国間の安全保障等について広範な角度から議論が行われたことを示しております。

議論を踏まえ、平和構築のプロセスに向けた包括的な外交政策の樹立に努めるべきこと、核廃絶を初め、軍縮の推進、兵器移転の透明性の向上を図るべきこと、アジア太平洋地域の安定に向けた諸国間の取り組みを促進すべきこと、北東アジア地域における安全保障に関する対話を促進するよう努めるべきこと等の提言を行いました。

第二に、「アジア太平洋地域の安定と繁栄のた

めの方途と我が国の対応」では、アジア太平洋地域の経済情勢に対する認識を踏まえ、経済を中心とする分野における地域協力、人口・食糧・環境・エネルギー等の諸課題への対処、人的・知的交流を通じて相互理解の増進等の取り組みに対して、我が国がいかに対応していくべきかについてさまざまな視点から論議がなされたことを示しております。

論議を踏まえ、日本経済の活性化とアジア地域の経済発展への協調・協力に努めるべきこと、アジア地域の金融・経済問題の克服に対する取り組みへの支援を強化すべきこと、留学生受け入れ施策の充実を図るべきこと等を提言いたしました。

第三に、「二十一世紀に向けた我が国の経済協力の在り方」においては、本調査会のもとに設置した対外経済協力に関する小委員会における調査をも踏まえ、大きな転換期を迎えている政府開発援助、ODAを中心とする我が国の経済協力のあり方について、国民参加型援助の推進、ODAに対する国会の関与の強化等の広範な角度から論議が行われたことを示しております。

論議を踏まえ、ODA大綱の見直しの検討に着手すべきこと、国別援助計画の策定を図るべきこと、援助実施体制について一元化の方向で見直しに向けて検討に着手すべきこと、NGOとの連携の強化等国民参加型援助の推進を強化すべきこと、援助評価活動の充実を図るべきこと、開発協力に携わる人材の育成・確保・活用に努めるべきこと、委員会審査の充実、議員のODA案件の視察の促進等国会のODAに対する恒常的な関与の拡充強化を図るべきこと、国会とODAとのかわりをさらに明確化していくため、国際開発協力の本旨、国際開発協力の基本原則、国会に対する報告等から成るODA基本法案の骨子を提起すること等の提言を行いました。

以上が本報告書の主な内容であります。政府並びに関係各方面におかれましては、本報告書を十分御検討の上、今後の施策に反映されま

すよう要望するものであります。

ここに、本調査会の活動を終えるに当たりまして、参考人の皆様方を初め関係各位に心から感謝申し上げまして、私の報告を終わります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) この際、国民生活・経済に関する調査会長から、国民生活・経済に関する調査の報告を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。国民生活・経済に関する調査会長鶴岡洋君。

(調査報告書は本号(その二)に掲載)

(鶴岡洋君登壇、拍手)

○鶴岡洋君 国民生活・経済に関する調査会における調査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本調査会は、今期の調査項目を「二十一世紀の経済社会に対応するための経済運営の在り方」と決定し、政府からの説明聴取、参考人からの意見聴取、海外派遣による現地調査、国内派遣による実情調査、さらには委員の意見表明を行うなど、鋭意調査いたしました。

初年度におきましては、経済運営の現状と課題について幅広く調査いたしました。また、二年度は、社会資本整備と社会保障のあり方を中心に検討し、その基本的方向を明らかにするとともに、政策提言を行いました。さらに、本年度は、二年度目に行った政策提言についてフォローアップを行うとともに、過去二年間の調査に基づき、少子・高齢化等に対応するためには、子供を産み育てやすく、生涯を通じて快適に生活できる環境づくりが喫緊の課題であるとの認識のもと、子育て支援、高齢者支援、快適な生活環境の形成について調査を進めてまいりました。

今後、各会派の意見の一致を見ましたので、この三年間の調査を踏まえ、報告書を取りまとめ、これを議長に提出いたしました。

以下、報告書の概要について申し上げます。まず、経済社会の変化についてであります。近年の我が国経済社会に見られる少子・高齢化、情報化、国際化等の変化は、二十一世紀に向けてより一層加速するものと見通されます。特に、少子・高齢化は経済と国民生活に多大な影響を及ぼすものと懸念されます。

次に、経済運営の現状と課題についてであります。経済は厳しい内外情勢に直面し、財政も厳しい状況にある中で、少子・高齢化への対応など、新たな財政需要の増大が見込まれております。このため、今後の経済運営に当たっては、限られた資源を有効に活用しながら、少子・高齢化に的確に対応できるよう、社会保障制度の再構築、女性や高齢者等の雇用環境の整備、安心して暮らせる生活環境の整備を図る必要があります。

また、社会保障・社会資本整備と国民経済について見ますと、社会保障は、需要と雇用を創出する側面もあるため、今後の経済運営に当たっては、保育や介護の需要増大と社会保障の有する経済的な波及効果に着目する必要があります。

一方、社会資本は、豊かな国民生活を支える基盤であり、今後の経済運営に当たっては、生活関連社会資本の整備を進めるとともに、質的充実が求められ、快適な生活環境の形成を図っていく必要があります。

最後に、豊かな国民生活の実現についてであります。本来、夢である長寿や喜びである子育てが長寿リスクや子育て不安となっており、少子・高齢化等経済社会の変化に対応するためには、子供を産み育てやすく、生涯を通じて快適に生活できる環境づくりが喫緊の課題であります。したがって、子育て支援のため、保育制度の充実、育児休業制度の適切な運用・改善、経済的負担の軽減等が必

要であります。また、高齢者支援のため、六十歳代前半の高齢者の雇用機会の拡大、介護基盤の早急な充実等が求められます。さらに、快適な生活環境の形成のため、質の高い住宅や生活環境施設の重点的な整備が必要であります。

なお、今後の経済運営に当たって特に重要と考えられる子育て支援、高齢者支援、快適な生活環境の形成について政策提言を行っております。以上が報告書の概要であります。その趣旨を実現するため、関係各方面の一層の努力を要請して、御報告いたします。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) この際、行財政機構及び行政監察に関する調査会長から、行財政機構及び行政監察に関する調査の報告を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。行財政機構及び行政監察に関する調査会長井上孝君。

(調査報告書は本号(その二)に掲載)

(井上孝君登壇、拍手)

○井上孝君 行財政機構及び行政監察に関する調査会における調査の経過と結果につきまして、その概要を申し上げます。

本調査会は、第百二十三回国会において設置されて以来、「時代の変化に対応した行政の監査の在り方」をテーマとして、三年間にわたり鋭意調査を進めてまいりました。

この間、平成九年六月の中間報告におきましては、参議院に期待される行政監視機能を向上させるために、オンブズマン的機能を備えた行政監視のための第二種常任委員会を設置するという調査会長案を取りまとめることとし、その立法化に係る措置について、議長に要請いたしました。

この調査会長案につきましては、今国会から本院に行政監視委員会が設置されたことにより、その実現を見ているところであります。

最終年に当たる三年目におきましては、近時注目されております「政策等の評価制度」について調査を行い、行政府及び立法府において政策等の評価制度に取り組んでいく上で必要と思われる事項について提言として取りまとめ、その報告書を去る三日、議長に提出したところであります。

以下、その概要について申し上げます。

まず、行政府における評価制度に関する実態を把握するため、総務庁から評価の視点に立った行政監察の実施状況について、建設省から公共事業に関する評価の取り組み状況について、それぞれ説明を聴取し、参考人からの意見聴取を行うとともに、調査会委員間の自由討議を行いました。

この自由討議では、評価は国民のために行うものであるということを中心に定めておく必要がある、国会の行政監視機能の充実のため、行政府が行った評価結果を参議院行政監視委員会等に報告させることを政府に義務づける制度を設けるべきである、評価スタッフの養成・確保は必ずしも内部スタッフにこだわることなく、民間のシンクタンク等の活用を積極的に図るべきである等の意見が述べられました。

以上のような調査を通じて、政策等の評価制度に関し、本調査会として意見を集約し、提言を取りまとめました。

まず、行政府における政策等の評価制度のあり方として、行政府が企画立案し、執行する政策等が国民のため効果的に執行されているのか、絶えず評価を行い、その結果を国民に明らかにすることにより、アカウンタビリティを果たすべきであるとの観点に立ちまして、次の三項目の提言を行いました。

第一に、「効率的かつ効果的な政策等の企画・立案及び執行を確保するため、事前、途中、事後の各段階で分析・評価し、その評価結果を広く国民に提供するシステムの構築を図る必要がある。」

第二に、「評価の客観性を確保するため、政策等の実施主体以外の第三者機関を通じて公正かつ公正な評価を行うとともに、評価結果の提供に際しては、国民に分かりやすい内容のものであるよう努めなければならない。」

第三に、「政策等の分析・評価に当たっては、マイナスの効果も考慮するとともに、数量的評価が困難な分野に対応するため、評価手法の調査研究に取り組む必要がある。」というものであります。

次に、立法府としての評価制度への関与のあり方としては、行政府が行った評価のチェックや政策の見直しなどの分析は、立法府において行うべきであるとの観点に立ち、立法府は、行政統制の役割を果たすため、行政監視委員会等を活用して、行政府が行った評価をチェックするとともに、行政府が評価しがたい分野について評価を行っていく必要がある。その際、民間のシンクタンク、コンサルタント等の活用を図る必要があるという提言を行いました。

以上が本調査会の調査の経過及び結果であります。最後に、本調査会の提言に基づいて設置されました行政監視委員会が、今後その役割を十分発揮されますことを期待する次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

議長(斎藤十朗君) これにて休憩いたします。
午後四時二十六分休憩
(休憩後開議に至らなかった)

出席者は左のとおり。

議長 斎藤 十朗君
副議長 松尾 宜平君

議員
阿曾田 清君 魚住裕一郎君
加藤 修一君 栗原 君子君
高橋 令則君 渡辺 孝男君

福本 潤一君	益田 洋介君	加藤 紀文君	依田 智治君
矢田部 理君	山本 保君	山本 一太君	松村 龍二君
松 あきら君	大森 礼子君	平田 耕一君	長谷川道郎君
田浦 直君	末広まきこ君	林 芳正君	亀谷 博昭君
平野 貞夫君	星野 朋市君	中島 眞人君	阿部 正俊君
海野 義孝君	武田 節子君	鈴木 政二君	金田 勝年君
高野 博師君	鈴木 正孝君	佐藤 泰三君	榑崎 泰昌君
小山 孝雄君	戸田 邦司君	笠原 潤一君	鴻池 祥麟君
田村 秀昭君	荒木 清寛君	谷川 秀善君	保坂 三蔵君
二本 秀夫君	泉 信也君	岡 利定君	太田 豊秋君
牛嶋 正君	猪熊 重二君	尾辻 秀久君	陣内 孝雄君
木庭健太郎君	続 訓弘君	西田 吉宏君	成瀬 守重君
野沢 太三君	平井 卓志君	石渡 清元君	鎌田 要人君
扇 千景君	永野 茂門君	清水嘉与子君	久世 公堯君
及川 順郎君	大久保直彦君	高藤 文夫君	青木 幹雄君
白浜 一良君	鶴岡 洋君	岡野 裕君	倉田 寛之君
水野 誠一君	芦尾 長司君	片山虎之助君	竹山 裕君
塩崎 恭久君	狩野 安君	高木 正明君	遠藤 要君
奥村 展三君	堂本 暁子君	真鍋 賢二君	村上 正邦君
上吉原一天君	岩永 浩美君	井上 吉夫君	佐々木 満君
大野つや子君	田村 公平君	岩崎 純三君	井上 裕君
武見 敬三君	常田 享詳君	宮澤 弘君	長尾 立子君
中原 爽君	長峯 基君	照屋 寛徳君	松崎 俊久君
橋本 聖子君	国井 正幸君	小川 勝也君	畑 恵君
北岡 秀二君	釜本 邦茂君	大脇 雅子君	武田邦太郎君
景山俊太郎君	海老原義彦君	和田 洋子君	馳 浩君
岩井 國臣君	鹿熊 安正君	日下部清代子君	谷本 鶴君
石川 弘君	大島 慶久君	小林 元君	南野知恵子君
関根 則之君	上野 公成君	大淵 絹子君	淵上 貞雄君
河本 英典君	永田 良雄君	渡辺 四郎君	中尾 則幸君
中曾根弘文君	鈴木 貞敏君	清水 達雄君	野間 越君
小野 清子君	石井 道子君	山本 正和君	及川 一夫君
坂野 重信君	林田悠紀夫君	三重野栄子君	清水 澄子君
板垣 正君	大河原太一郎君	薬科 満治君	岡崎トミ子君
岡部 三郎君	田沢 智治君	須藤良太郎君	吉川 芳男君
松浦 功君	矢野 哲朗君	梶原 敬義君	村沢 牧君
溝手 顯正君	佐藤 静雄君	今泉 昭君	齋藤 勤君

井上 孝君 大木 浩君

上杉 光弘君 下稲葉耕吉君

志苦 裕君 田 英夫君

赤桐 操君 瀬谷 英行君

角田 義一君 足立 良平君

平田 健二君 朝日 俊弘君

山崎 力君 西川きよし君

阿部 幸代君 伊藤 基隆君

小山 峰男君 水島 裕君

須藤美也子君 石田 美栄君

萱野 茂君 岩瀬 良三君

山田 俊昭君 西山登紀子君

峰崎 直樹君 今井 澄君

川崎 幸子君 佐藤 道夫君

有働 正治君 緒方 靖夫君

田 より子君 筈井 亮君

吉川 春子君 山下 芳生君

寺澤 芳男君 竹村 泰子君

松前 達郎君 小島 慶三君

筆坂 秀世君 吉岡 吉典君

橋本 敦君 曾野 久光君

笹野 貞子君 広中和歌子君

寺崎 昭久君 久保 亘君

吉田 之久君 立木 洋君

上田耕一郎君

国務大臣

(総務庁長官) 小里 貞利君

議長の報告事項

去る五日内閣総理大臣から平成七年七月二十三日執行の参議院比例代表選出議員選挙の繰上補充による当選人について通知書を受領した。

松崎 俊久君 (木暮山人君死去による)

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任 上山 和人君

補欠 瀬谷 英行君

法務委員

辞任 鈴木 正孝君

補欠 林田悠紀夫君

畑 恵君 大木 浩君

角田 義一君

外交・防衛委員

辞任 林田悠紀夫君

前川 忠夫君

泉 信也君

財政・金融委員

辞任 中原 爽君

角田 義一君

補欠 松浦 孝治君

峰崎 直樹君

文教・科学委員

辞任 山本 一太君

瀬谷 英行君

補欠 田沢 智治君

上山 和人君

国民福祉委員

辞任 松浦 孝治君

補欠 中原 爽君

労働・社会政策委員

辞任 山崎 正昭君

奥村 展三君

補欠 上杉 光弘君

堂本 暁子君

経済・産業委員

辞任 竹村 泰子君

田沢 智治君

補欠 山本 一太君

国土・環境委員

辞任 上杉 光弘君

田村 秀昭君

行政監視委員

堂本 暁子君

奥村 展三君

議院運営委員

千葉 景子君

補欠 萱野 茂君

曾野 久光君

懲罰委員

大木 浩君

畑 恵君

阿曾田 清君

行財政改革・税制等に関する特別委員

野村 五男君

三浦 一水君

朝日 俊弘君

竹村 泰子君

渡辺 四郎君

須藤美也子君

泉 信也君

永野 茂門君

西川きよし君

堂本 暁子君

小林 元君

今泉 昭君

補欠 小里 貞利君

国民健康保険法等の一部を改正する法律案

同日衆議院送付の次の内閣提出案を衆議院に回付した。

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

建築基準法の一部を改正する法律案

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案

債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律案

学校教育法等の一部を改正する法律案

金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員齋藤勲君提出工業等制限法の抜本的見直しに関する質問に対する答弁書

学校教育法等の一部を改正する法律案

金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律案

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律案

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律案

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員齋藤勲君提出工業等制限法の抜本的見直しに関する質問に対する答弁書

同日内閣から、次の質問については、いずれも検討する必要があり、これに日時を要するため、それぞれ明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による各通知書を受領した。

参議院議員山口哲夫君提出納税者の権利憲章に関する質問(答弁することができる期限 六月二十二日)

参議院議員竹村泰子君提出徳島県吉野川第十堰改築計画等に関する再質問(同 八月二十四日)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

建築基準法の一部を改正する法律

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律

債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律

学校教育法等の一部を改正する法律

金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

平成十年六月九日 参議院會議録第三十三号(その一) 議長の報告事項 投票者氏名

金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律

同日内閣から、環境基本法第十二条第一項の規定に基づく平成九年度環境の状況に関する年次報告及び同法第十二条第二項の規定に基づく平成十年度において講じようとする環境の保全に関する施策についての文書を受領した。

同日内閣から、国際労働機関憲章第十九条の規定による千九百九十七年の国際労働機関第八十五回総会において採択された条約及び勧告に関する報告書を受領した。

昨日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

大木 浩君 補欠 志村 哲良君

地方行政・警察委員

志村 哲良君 補欠 大木 浩君

行政監視委員

菅野 久光君 補欠 千葉 豊子君

議院運営委員

阿曾田 清君 補欠 戸田 邦司君

懲罰委員

菅野 久光君 補欠 久光君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

行財政改革・税制等に関する特別委員

石田 美栄君 補欠 竹村 泰子君
前川 忠夫君 補欠 菅野 貞子君
清水 澄子君 補欠 田 英夫君
橋本 敦君 補欠 緒方 靖夫君
吉岡 吉典君 補欠 山下 芳生君

永野 茂門君 阿曾田 清君
西川きよし君 佐藤 道夫君
堂本 曉子君 水野 誠君
山口 哲夫君 栗原 君子君
経済活性化及び中小企業対策に関する特別委員

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

同日次回の質問主意書を内閣に転送した。
大韓航空機事件の真相究明の過程で明らかになった諸問題に関する第三回質問主意書(瀬谷英行君提出)

同日内閣総理大臣から議長宛、同日警察庁長官関口祐弘君の第四百四十二回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。
同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百四十二回国会政府委員に任命することを承認した。

警察庁長官事務代理 田中 節夫君
同日内閣総理大臣から議長宛、警察庁長官事務代理田中節夫君(同日議長承認)を、第四百四十二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

本日委員長から次の報告書が提出された。
中央省庁等改革基本法案(閣法第四一四号)審査報告書

投票者氏名
日程第一 中央省庁等改革基本法案(内閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名

阿部 正俊君 一六名
芦尾 長司君 青木 幹雄君
井上 孝君 井上 吉夫君
井上 裕君

石井 道子君 石川 弘君
石渡 清元君 板垣 正君
岩井 國臣君 岩崎 純三君
岩永 浩美君 上杉 光弘君
上野 公成君 海老原義彦君
遠藤 要君 小野 清子君
尾辻 秀久君 大河原太一郎君
大木 浩君 大島 慶久君
大野つや子君 太田 豊秋君
岡 利定君 岡野 裕君
岡部 三郎君 加藤 紀文君
狩野 安君 鹿熊 安正君
景山俊太郎君 笠原 潤一君
片山虎之助君 金田 勝年君
釜本 邦茂君 鎌田 要人君
上吉原一天君 龜谷 博昭君
河本 英典君 北岡 秀二君
久世 公義君 国井 正幸君
倉田 寛之君 小山 孝雄君
池田 祥彦君 佐々木 満君
鴻池 静雄君 佐藤 泰三君
佐藤 文夫君 坂野 重信君
清水嘉与子君 清水 達雄君
塩崎 恭久君 下相葉耕吉君
陣内 孝雄君 須藤良太郎君
末広まきこ君 鈴木 政二君
鈴木 貞敏君 鈴木 正孝君
関根 則之君 田浦 直君
田沢 智治君 田村 公平君
高木 正明君 竹山 裕君
武見 敬三君 谷川 秀善君
常田 享祥君 中島 眞人君
中曾根弘文君 中原 爽君
長尾 立子君 長峯 基君
橋崎 泰昌君 成瀬 守重君
西田 吉宏君 野沢 太三君
野間 起君 南野知恵子君
長谷川道郎君 橋本 聖子君

反対者氏名
足立 良平君 朝日 俊弘君
伊藤 基隆君 石田 美栄君
今井 澄君 今泉 昭君
小川 勝也君 岡崎トミ子君
菅野 久光君 川橋 幸子君
久保 巨君 小島 慶三君
小林 元君 小山 峰男君
齋藤 勁君 笹野 貞子君
菅野 久光君 竹村 泰子君
角田 義一君 寺崎 昭久君
寺澤 芳男君 中尾 則幸君
平田 健二君 広中和歌子君
松前 達郎君 円より子君
峰崎 直樹君 吉田 久之君
和田 洋子君 薬科 満治君
荒木 清寛君 猪熊 重二君
魚住格一郎君 牛嶋 正君
海野 義孝君 及川 順郎君
大久保直彦君 大森 礼子君

反対者氏名

八三名

加藤 修一君	木庭健太郎君
白浜 一良君	高野 博師君
武田 節子君	続 訓弘君
鶴岡 洋君	福本 潤一君
益田 洋介君	山本 保君
渡辺 孝男君	大脇 雅子君
志苦 裕君	照屋 寛徳君
阿部 幸代君	有働 正治君
上田耕一郎君	緒方 靖夫君
笠井 亮君	立木 洋君
西山登紀子君	橋本 敦君
筆坂 秀世君	山下 芳生君
吉岡 吉典君	吉川 春子君
阿曾田 清君	泉 信也君
高橋 千景君	田村 秀昭君
高橋 令則君	戸田 邦司君
永野 茂門君	平井 卓志君
平野 貞夫君	星野 明市君
佐藤 道夫君	山田 俊昭君
栗原 君子君	矢田部 理君
岩瀬 良三君	山崎 力君
武田邦太郎君	松尾 官平君
松崎 俊久君	

工業等制限法の抜本的見直しに関する質問主
意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提
出する。
平成十年五月二十七日

参議院議長 斎藤 十朗殿
参議院議長 斎藤 十朗殿
参議院議長 斎藤 十朗殿

工業等制限法の抜本的見直しに関する質問
主意書

金融ビックパンなどを大きな契機として、資本
の移動の自由化や事業活動への参入障壁の低減な
どがもたらされ、従来にも増して国際的に開かれ

平成十年六月九日 参議院会議録第三十三号(その一) 質問主意書及び答弁書

た日本の経済社会システムが構築される中で、事
業者の活動はますますグローバル化が進展し、企
業が国を越え、あるいは資本が国境を越えて企業
を運営する時代とも呼ばれるような、ボーダーレス社
会の潮流が大きなうねりとなって押し寄せてきて
います。こうした変革の時代において、日本経済
は極めて深刻な不況のどん底にあり、企業は、新
しい経済システムに対応しながら、明日への活路
を見いだすべく、たゆまぬ努力を行っています。
高度経済成長の時代から、日本経済の牽引車とし
ての役割を果たし、経済活力の源泉であった京浜
臨海地域などにおいても、このままでは、輝きに
満ちた事業活動が次々と創造されていくという時
代ではなく、次なる展開への光がなかなか見いだせ
ないというのが現状であると認識しています。
このような状況の下、地域から湧き上がってく
る意欲に満ちた取り組みを元気づけ、これをサ
ポートしていくことが求められることは言うまで
ありませんが、一方で、京浜臨海部などの大き
なポテンシャルを有している地域における新しい
事業活動を制約してしまう規制、具体的には、首
都圏、近畿圏において工場などの新增設を制限し
ている、いわゆる工業等制限法についても抜本的
な見直しを求められています。

工業等制限法は、戦後の高度経済成長期におけ
る首都圏、近畿圏への人口・産業の異常な集中に
対する緊急避難的な立法であったと理解していま
すが、今日においては当時のような異常な状況は
解消しています。それだけでなく、今後の首都
圏、近畿圏の整備のために必要となる地域におけ
る就業の場の確保や住工混在の解消の阻害要因と
なることが懸念されることです。
今日求められているのは、工業等制限法に代わ
る規制から誘導へと軸足を移した地域整備のため
の制度です。
政府は、経済構造改革行動計画や昨年十一月の
緊急経済対策において、この問題を取り上げてお

り、本年夏までに工業等制限法の抜本的な見直し
の論点整理を行い、本年度中に結論を得ることと
されていますが、この工業等制限法の見直しにつ
いて、以下のとおり質問します。
一、昨年十一月の政府の緊急経済対策において、
工業等制限法の規制緩和措置について、工場跡
地に関する制限の緩和と除外業種の拡大等が行
われたと承知しておりますが、その内容と規制
緩和に当たった基本的な方針はどのようなもの
であったか説明されたい。

二、京浜臨海部などでは、工場跡地をはじめとし
て、まとまった規模の低未利用地が発生する、
そして、その有効活用がなかなか進まない、あ
るいは、従来、周辺の事業者と役割分担をした
り、協力を仰いだりしながら品質の極めて高い
製品を作ってきたという企業のネットワーク
が、中小企業の転廃業により崩れる等、まるで
櫛がばらばらの歯抜けになるような事態が懸念
されています。このことを考えれば、制限区域
内であっても土地の有効利用を進め、区域内の
事業者の効率的な活動を守るという考えを通じ
て、経済活力を維持・発展させるという考えが
非常に重要であり、今後の工業等制限法の抜
本的見直しに当たっては、この考え方を徹底し
ていかなければならないと思います。

三、国土政策あるいはまちづくりの政策として過
度の集中を解消しなければならないということ
については理解できる部分もありますが、仮
に、工業等制限法の廃止ができないのであつて
も、現下の経済情勢や今後の日本の経済活力を
発展させることを考えれば、工業等制限法を凍
結するといったことも検討すべきであり、事業
者が新たな事業展開を図るに当たったての制約と

ならない徹底的な規制緩和を行う必要があるま
す。

そこで、具体的には、

- ① 京浜臨海部などの自治体が工業系の地区と
して認めており、工業が建つために用意され
ているような土地については制限の対象区域
から除外し、企業立地の自由を回復する。
- ② 地方企業や外資系企業といった域外企業で
あっても、工業跡地に同規模以下の工場が建
つことについては規制の対象にしないなど域
内の企業と同等の取り扱いをする。
- ③ 企業が集積していて連携・協力の下で事業
を行っているような地域は対象から除外す
る。

といったことをしないと、制限区域内の事業活
動は、ますます停滞することになってしまいま
す。最低限こうした規制緩和を行うべきだと考
えますが、政府の見解を示されたい。
右質問する。

平成十年六月五日

内閣総理大臣 橋本龍太郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員齋藤勲君提出工業等制限法の抜本的
見直しに関する質問に対し、別紙答弁書を送付
する。

参議院議員齋藤勲君提出工業等制限法の抜
本的見直しに関する質問に対する答弁書
一について

首都圏の既成市街地における工業等の制限に
関する法律(昭和三十四年法律第七号)及び近
畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関
する法律(昭和三十九年法律第四十四号)に基
づく規制については、最近の経済社会情勢の変
化にかんがみ、首都圏の工業等制限区域内及び
近畿圏の工場等制限区域内における製造業者の
事業活動の円滑化を図るため、本年一月三十日

に、作業場の新增設について知事等の許可が必
要となる製造業の業種から弁当製造業等を除外
するとともに、京浜臨海部等の工業団地内及び
東京都大田区等に存する一定の製品を分業して
製造する中小企業者の集積地内における作業場
の新增設並びにプラスチック製の容器等の再商
品化をするための作業場の新增設について許可
の基準を緩和する等の措置を講じたところであ
る。

二及び三について

首都圏の既成市街地における工業等の制限に
関する法律及び近畿圏の既成都市区域における
工場等の制限に関する法律に基づく規制につい
ては、その今後の在り方が国土審議会における
新たな首都圏基本計画及び近畿圏基本整備計画
の策定に向けての審議の中で幅広く検討されて
いるところであり、その審議の内容を踏まえて
現行制度の見直しについて適切に対応してまい
りたい。

(参照)

六月八日議長において、左のとおり議席を指定
した。

一五六 松崎 俊久君

官報

号外

平成十年六月九日

○第百四十二回 参議院會議録第三十三号(その二)

(本号(その一)参照)

審査報告書

中央省庁等改革基本法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成十年六月九日

行財政改革・税制等
に関する特別委員長 遠藤 要
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、平成九年十二月三日に行われた行政改革会議の最終報告の趣旨にのっとり行われる内閣機能の強化、国の行政機関の再編成並びに国の行政組織並びに事務及び事業の減量、効率化等の改革について、その基本的な理念及び方針その他の基本となる事項を定めるとともに、その推進に必要な体制を整備しようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行に要する経費として、平成十年度一般会計予算に、三億六千八百八十六万四千円が計上されている。

平成十年六月九日 参議院會議録第三十三号(その二) 中央省庁等改革基本法案

中央省庁等改革基本法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年五月十二日

衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

中央省庁等改革基本法案 中央省庁等改革基本法

目次

- 第一章 総則(第一条―第五条)
- 第二章 内閣機能の強化(第六条―第十四条)
- 第三章 国の行政機関の再編成(第十五条―第三十一条)
- 第四章 国の行政組織等の減量、効率化等
- 第一節 国の行政組織等の減量、効率化等の推進方針(第三十二―三十五条)
- 第二節 現業の改革(第三十三―三十五条)
- 第三節 独立行政法人制度の創設等(第三十六―第四十二条)
- 第四節 その他の見直し(第四十三―四十七条)

第五章 関連諸制度の改革との連携(第四十八―第五十一条)

第六章 中央省庁等改革推進本部(第五十二―第六十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、平成九年十二月三日に行われた行政改革会議の最終報告の趣旨にのっとり行われる内閣機能の強化、国の行政機関の再編成並びに国の行政組織並びに事務及び事業の減量、効率化等の改革(以下「中央省庁等改革」という。)について、その基本的な理念及び方針その他の基本となる事項を定めるとともに、中央省庁等改革推進本部を設置すること等により、これを推進することを目的とする。

(中央省庁等改革に関する基本理念)

第二条 中央省庁等改革は、内外の社会経済情勢の変化を踏まえ、国が本来果たすべき役割を重点的に担い、かつ、有効に遂行するにふさわしく、国の行政組織並びに事務及び事業の運営を簡素かつ効率的なものとするとともに、その総合性、機動性及び透明性の向上を図り、これにより戦後の我が国の社会経済構造の転換を促し、もってより自由かつ公正な社会の形成に資することを基本として行われるものとする。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、中央省庁等改革を推進する責務を有する。

(中央省庁等改革の基本方針)

第四条 政府は、次に掲げる基本方針に基づき、

中央省庁等改革を行うものとする。

一 内閣が日本国憲法の定める国務を総理する任務を十全に果たすことができるようにするため、内閣の機能を強化し、内閣総理大臣の国政運営上の指導性をより明確なものとし、並びに内閣及び内閣総理大臣を補佐し、支援する体制を整備すること。

二 国の行政が本来果たすべき機能を十全に發揮し、内外の主要な行政課題に的確かつ柔軟に対応し得るようにするため、次に掲げるところに従い、新たな省の編成を行うこと。

イ 国の行政が担うべき主要な任務を基軸として、一の省ができる限り総合性及び包括性をもった行政機能を担うこと。

ロ 基本的な政策目的又は価値体系の対立する行政機能は、できる限り異なる省が担うこと。

ハ 各省の行政機能及び権限は、できる限り均衡のとれたものとする。

三 国の規制の撤廃又は緩和を進め、国と民間とが分担すべき役割を見直し、及び国と地方公共団体との役割分担の在り方に即した地方分権を推進し、これに伴い国の事務及び事業のうち民間又は地方公共団体にゆだねることが可能なものはできる限りこれらにゆだねること等により、国の行政組織並びに事務及び事業を減量し、その運営を効率化するとともに、国が果たす役割を重点化すること。

四 国の行政機関における政策の企画立案に関する機能とその実施に関する機能とを分離す

ることを基本とし、それぞれの機能を高度化するとともに、組織上の分担体制を明らかにし、及びそれらに係る責任の所在を明確化すること。この場合において、政策の企画立案に関する機能を担う組織とその実施に関する機能を担う組織との緊密な連携の確保を図ること。

五 国の行政機関の間における政策についての協議及び調整の活性化及び円滑化並びにその透明性の向上を図り、かつ、政府全体として総合的かつ一体的な行政運営を図ること。

六 国民的視点に立ち、かつ、内外の社会経済情勢の変化を踏まえた客観的な政策評価機能を強化するとともに、評価の結果が政策に適切に反映されるようにすること。

七 行政運営の透明性の向上を図るとともに、政府の諸活動を国民に説明する責務が全うされるものとする。

八 国の行政機関(その内部組織を含む。)の編成に当たっては、内外の社会経済情勢の変化並びに行政需要及び政策課題の変化に柔軟かつ弾力的に対応し得る仕組みとすること。

(新体制への移行目標時期)

第五条 政府は、中央省庁等改革の緊要性にかんがみ、遅くともこの法律の施行後五年以内に、できれば平成十三年一月一日を目標として、中央省庁等改革による新たな体制への移行を開始するものとする。

第二章 内閣機能の強化

(内閣総理大臣の発議権)

第十六条 内閣総理大臣が、内閣の首長として、国政に関する基本方針(対外政策及び安全保障政策

策の基本、行政及び財政運営の基本、経済全般の運営及び予算編成の基本方針並びに行政機関の組織及び人事の基本方針のほか、個別の政策課題であつて国政上重要なものを含む。以下同じ。)について、閣議にかけることができることを法制上明らかにするものとする。

(国務大臣の数)

第七条 内閣総理大臣以外の国務大臣について、複数省に係る案件に関する総合調整等を担当する国務大臣が果たすべき役割にかんがみ、その総数を十五人から十七人程度とするよう必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(内閣官房の基本的性格及び任務)

第八条 内閣官房は、内閣の補助機関であるとともに、内閣の首長としての内閣総理大臣の職務を直接に補佐する機能を担うものとする。

2 内閣官房は、内閣及び内閣総理大臣を補佐する機関として、閣議に係る事務等を処理するほか、国政に関する基本方針の企画立案、国政上の重要事項についての総合調整、情報の収集及び分析、危機管理並びに広報に関する機能を担うものとし、これらの機能を強化するため必要な措置を講ずるものとする。

3 内閣官房の任務に、国政に関する基本方針の企画立案を行うことが含まれることを法制上明らかにするものとする。

(内閣官房の組織の在り方)

第九条 内閣官房は、基本的に内閣総理大臣により直接選任された者によって運営されるべきものとし、このため、行政組織の内外から人材を機動的に登用することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 内閣官房の組織については、その時々々の政策課題に応じ、柔軟かつ弾力的な運営が可能な仕組みとするものとする。

3 内閣総理大臣の職務を直接に補佐する体制を整備するため、内閣総理大臣補佐官及び内閣総理大臣秘書官の定数の在り方を弾力的なものとすほか、内閣官房の定数管理を柔軟なものとするができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(内閣府の基本的な性格及び任務)

第十条 内閣府は、内閣に、内閣総理大臣を長とする行政機関として置かれるものとし、内閣官房を助けて国政上重要な具体的事項に関する企画立案及び総合調整を行い、内閣総理大臣が担当することがふさわしい行政事務を処理し、並びに内閣総理大臣を主任の大臣とする外局を置く機関とするものとする。

2 内閣府の任務及び機能(外局に係るものを除く。)は、おおむね次に掲げるものとする。

一 経済財政政策、総合科学技術政策、防災、男女共同参画その他の各省の事務に広範に係る事項に関する企画立案及び総合調整

二 皇室、栄典及び公式制度に関する事務その他の内閣総理大臣が担当することがふさわしい事務の処理

三 沖縄対策(企画立案及び総合調整のほか、沖縄振興開発計画に関する事務及びその関係予算の一括計上に係る事務を含む。以下同じ。)

四 北方対策

五 消費者行政、物価行政及び市民活動を行う団体一般に関する行政

六 青少年健全育成行政に関する総合調整

3 各省庁が所掌している消費者行政に関する事務については、できる限り内閣府に統合するものとする。

4 宮内庁は、内閣府に置くものとする。

5 防衛庁及び国家公安委員会は、内閣府に、その外局として置くものとし、国務大臣をこれらの長とするものとする。

6 金融庁は、内閣府に、その外局として置くものとし、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえ、金融監督庁を改組して編成するものとする。

一 国内金融に関する企画立案(第二十条第八号に定めるところにより財務省が担うものを除く。)を担うこと。

二 金融については、基本的に市場の自主性及び自律性にゆだね、行政の関与は必要最小限のものに限ること。

三 金融監督庁が各省と共同で所管している金融に関する検査及び監督の業務については、金融庁に一元化すること。

四 関係法律に基づく命令の立案に関する事務で金融監督庁と大蔵省等とが共同で所管しているものについては、できる限り単独で所管すること。

五 金融庁の地方組織の在り方について検討すること。

7 防衛施設庁は、防衛庁に、その外局として置くものとする。

8 内閣官房長官は、内閣府(防衛庁及び国家公安委員会を除く。)の事務を統轄し、その職員の服務を統轄するものとする。

(担当大臣)

第十一条 内閣府の任務のうち国政上重要な特定の事項に関する企画立案及び総合調整について、国務大臣に、これを担当させることができるものとする。この場合において、当該国務大臣に強力な調整のための権限を付与するとともに、併せて、当該国務大臣がその任務を円滑に遂行することができるようにするため、関係する国の行政機関の間における協議及び調整の仕組みを整備するものとする。

2 沖縄対策及び北方対策については、前項の国務大臣に担当させるものとする。

3 金融庁が所管する事項については、第一項の国務大臣に担当させるものとする。

(内閣府の組織の在り方)

第十二条 内閣府の内部部局は、第十条第二項に規定する任務及び機能に係る事務を的確に処理できるよう組織するものとする。この場合において、沖縄対策については、その担当部局を設け、かつ、その任務及び機能を果たすため必要かつ十分な体制を整備するものとする。

2 内閣府の内部部局には、国政上重要な具体的事項に関する企画立案及び総合調整を行うため、必要に応じ、広く行政組織の内外から人材を登用するものとする。

3 内閣府に、経済財政政策、総合科学技術政策、防災及び男女共同参画に関し、国務大臣、学識経験者を有する者等の合議により審議し、必要な意見を述べるための合議制の機関として、経済財政諮問会議、総合科学技術会議、中央防災会議及び男女共同参画会議を置くものとし、

その任務及び構成員は、別表第一のとおりとする。

4 金融機関等の大規模かつ連鎖的な破綻等の金融危機への対応に関する重要事項を審議するため、内閣府に、内閣総理大臣、財務大臣、前条第三項の担当大臣、金融庁長官、日本銀行総裁等によって構成される合議制の機関を置くものとする。

5 原子力委員会及び原子力安全委員会は、内閣府に置き、その機能を継続するものとする。

6 経済企画庁に置かれていた試験研究機関は、内閣府に移管し、内閣府の内部部局と連携して機能するようにするものとする。

7 沖縄総合事務局は、内閣府に置き、その機能を継続するものとする。

(国の行政機関の幹部職員の任免についての内閣承認)

第十三条 国の行政機関の事務次官、局長その他の幹部職員については、任命権者がその任免を行うに際し内閣の承認を要することとするための措置を講ずるものとする。

(内閣機能の強化に関するその他の措置)

第十四条 政府は、第六条から前条までに規定するもののほか、第四条第一号の基本方針の趣旨にのっとり、内閣機能を強化するため、内閣及び内閣官房の運営の改善を図るものとする。

第三章 国の行政機関の再編成

(新たな省の名称等)

第十五条 第四条に規定する基本方針に従い新たに編成される省(以下「新たな省」という。)の名称、主要な任務及び主要な行政機能は、別表第二のとおりとするものとする。

(内部部局及び外局)

第十六条 内閣府及び新たな省(第四項第一号の委員会及び庁を含む。以下「府省」という。)の内部部局は、主として政策の企画立案に関する機能を担うものとする。

2 府省は、府省の内部部局の組織の編成に当たっては、その任務及び機能に即して、総合的かつ機動的な行政運営が可能となるようにするとともに、状況に応じて所掌事務を分掌して機動的に遂行する職の活用を図るものとする。

3 府省は、府省の内部部局の組織の編成に当たっては、一の府省の内部部局として置かれる局の数を基本として十以下とすることを目標とするものとする。

4 外局として置かれる委員会及び庁は、次に掲げるものを除き、主として政策の実施に関する機能を担うものとする。

一 内閣府の外局として置かれる委員会及び庁であって、法律で、国務大臣をもってその長に充てることとされるもの

二 特段の必要があり、主として政策の企画立案に関する機能を担うため、内閣府又は新たな省の外局として置かれる庁

5 新たな省に、その外局として置かれる委員会及び庁は、別表第三のとおりとする。

6 府省は、主として政策の実施に関する機能を担う庁(以下この条において「実施庁」という。)について、次に掲げる方針に従い、その業務の効率化を図るとともに自律性を高めるために必要な措置を講ずるものとする。

一 府省の長の権限のうち、実施庁の所掌する事務に係るもの(当該府省の企画立案に関する

事務に密接に関連する権限その他当該府省の長の権限として留保する必要があるものを除く。)を、法律により、当該実施庁の長に委任すること。

二 前号の場合において、府省の長は、実施庁の長にその権限が委任された事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則を定めて公表するとともに、実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表すること。

三 前二号の場合における府省の長の実施庁の業務についての監督は、前号に規定するものの範囲に限定することを基本とすること。

四 実施庁の長において、その内部組織をより弾力的に編成することができる仕組みとすること。

7 府省は、第四項第一号の庁が政策の実施に関する事務を行う場合には、実施庁に準じて、その運営の効率化を図るものとする。

(総務省の編成方針)

第十七条 総務省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。

一 人事管理機能について、国家公務員制度に関する企画立案並びに内閣官房が策定する人事運用の基本方針を踏まえた政府全体を通ずる人事管理の方針、計画等に関する企画立案及び総合調整、各行政機関における人事管理施策の統一その他中央人事行政機関としての内閣総理大臣を補佐する機能を担うこと。

二 行政の評価及び監視の機能について、府省の関係部門との連携、客観的かつ公正な評価方法の確立、評価の迅速化、評価結果の公開

及び府省の政策への反映、調査対象の拡充及び権限の明確化等その充実を図るとともに、当該機能を公共事業における費用効果分析の仕組みの確立及び実効性の確保のために活用すること。

三 統計行政について、次に掲げるところによること。

イ 統計について、政府全体を通ずる調整を行い、府省の行う統計行政の重複を是正するほか、それぞれの調査結果の共有化を推進すること。

ロ 府省が行う大規模統計で全数調査として行われるものについて、分野ごとの専門性を踏まえ、その実施について必要な一元化を行うこと。

ハ 統計事務について、できる限り民間への委託を進めること。

四 国の地方自治に関する行政機能の在り方については、地方自治が国の基本的な制度であり、かつ、地方自治を維持し、及び確立することが国の重要な役割であることを踏まえるとともに、地方分権の推進に伴い国の地方に対する機能を縮小することを基本とし、地方分権の推進の状況を勘案しつつ、中期的な観点にも立って、各省の関連する行政の見直しと併せて、次に掲げるところにより、国の地方公共団体に対する関与を必要最小限のものとすよう、その見直しを行うこと。

イ 地方公共団体の組織運営に関する事務については、基本的に地方公共団体の自主性を尊重しつつ、国は、広域行政制度その他の地方自治に関する制度の整備、国と地方

公共団体との間の調整等地方自治に関する制度の企画立案及び管理を行う立場から必要な範囲のものをを行うこと。

ロ 自治省から引き継ぐ地域振興に関する事務については、地方公共団体の創意工夫を尊重した政策の企画立案を行うことを基本とすること。

ハ 地方公共団体の歳入及び歳出に関する個別の関与については、財政収支が著しく不均衡な状況にある団体等に関するものを除き、地方公共団体の自主性を尊重したものとすること。

ニ 地方税制について、地方公共団体の課税権の自主性を尊重したものとすること。

ホ 地方公共団体間の財政の調整については、財源の均衡化を図り、行政の標準的な水準を確保するという本来の目的に照らして必要な範囲に限定し、その算定事務について一層の簡素化及び透明化を進めること。

五 消防行政について、次に掲げるところによること。

イ 消防制度の企画立案及び全国的見地から広域的に対応する必要がある事務にその機能を集中させること。

ロ 個別の地方公共団体に対する関与及び補助については、真に必要な範囲にとどめること。

ハ 検査、検定その他の安全の確保のための規制については、その目的に照らして必要最小限のものとすほか、民間の能力の活用を進めること。

六 電気通信行政及び放送行政については、当該行政に係る郵政省の機能を通商産業省との分担を変更しないで引き継ぐとともに、当該行政を担当する局を二局に再編して内部部局に置くこと。

七 郵政事業について、次に掲げるところによること。

イ 郵政事業に係る企画立案及び管理を所掌する一局を内部部局に置くこと。

ロ 郵政事業の実施に関する機能を担う外局として置かれる郵政事業庁は、この法律の施行の日から起算して五年を経過する日

(その日が郵政事業庁の設置の日から起算して二年を経過する日より前である場合は、同日)の属する年において、第三十三条第一項に規定する国営の新たな公社に移行すること。

ハ 公正取引委員会については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の厳正な執行を確保することの重要性にかんがみ、その審査体制等の充実を図ること。

九 日本学術会議については、総務省に置くものとするが、総合科学技術会議において、その在り方を検討すること。

(法務省の編成方針)
第十八条 法務省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。

一 人権擁護行政について、その充実強化を図ること。

二 司法機能の充実強化の方策について更に検討するとともに、関係機関に対し必要な協力

を行うこと。

三 行政審判機能の充実強化の方策及びこれを担う組織の在り方についての検討の支援を行うこと。

四 公安調査庁について、内外における諸情勢の変化に対応し、組織の減量を図るとともに、相当数の人員を在外における情報収集活動の強化及び内閣における情報の収集、分析等の機能の充実のために充てるものとするほか、破壊活動防止法(昭和二十七年法律第二百四十号)に基づく破壊的団体の規制の実効性を確保するなど、同庁の機能を見直すこと。

五 出入国管理機関について、税関、検疫機関及び動植物検疫機関との密接な連携を確保すること。

(外務省の編成方針)

第十九条 外務省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。

一 総合的な外交政策の策定に関する機能を充実強化すること。

二 情報の収集、分析及び報告に関する機能を充実強化すること。

三 国際社会に広く影響を及ぼす国際約束等の策定に主体的に参画すること。

四 政府開発援助について、次に掲げるところによること。

イ 政府開発援助のより効果的かつ効率的な推進を図るとともに、その推進に当たって民間の人材を活用すること。

ロ 対象国に関する総合的な援助方針の策定その他の政府開発援助に関する全体的な企

画及び有償資金協力に関する企画立案について、政府全体を通ずる調整の中核としての機能を担うこと。

ハ 海外経済協力基金と日本輸出入銀行の統合を踏まえ、海外経済協力基金に係る事務については外務省が中心となり関係省との関係を緊密化するとともに、日本輸出入銀行に係る事務については財務省が担当し外務省等との関係を緊密化すること。

ニ 技術協力に関する企画立案について、政府全体を通ずる一元的な調整の中核としての機能を担うこと。ただし、留学生に係るものについては、教育科学技術省の主導性を確保すること。

ホ 技術協力については、国際協力事業団を中心として実施するものとし、関係府省は、同事業団と緊密な連携を確保しつつ、協力すること。

ヘ 国際機関を通じた協力については、大蔵省等との間の分担の在り方を基本として財務省等との間でこれを分担することとする。相互の連携を緊密化すること。

五 対外経済政策について、通商政策機能等を担う関係省との間において、人事交流その他の協力体制の充実及び役割分担の明確化を図ること。

六 国際文化交流について、教育科学技術省との連携を更に緊密化すること。

七 安全保障について、外交政策と防衛政策を始めた関係府省の政策との密接な連携を確保することにより、総合的な安全保障政策

の構築を図ること。

ハ 地域に関するよりきめ細かな外交政策を推進するため、これを担当する局を適切な分担に再編すること。

(財務省の編成方針)

第二十条 財務省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。

一 財政構造改革を推進すること。

二 財政投融资制度を抜本的に改革することとし、郵便貯金として受け入れた資金及び年金積立金(厚生保険特別会計の年金勘定及び国民年金特別会計の国民年金勘定に係る積立金をいう。)に係る資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)第二条に基づく資金運用部への預託を廃止し、並びに資金調達について、既往の貸付けの継続にかかわる資金繰りに配慮しつつ、市場原理にのっとりたものとし、並びにその新たな機能にふさわしい仕組みを構築すること。

三 国際金融及び為替管理を担当する部門については、当面、財務省に置き、日本銀行の役割を含め、当該部門の在り方について検討し結論を得ること。

四 国と地方を通じた徴税の一元化については、地方自治との関係及び国と地方を通ずる税制の在り方を踏まえて更に検討すること。

五 徴税における中立性及び公正性の確保を図るため、税制の簡素化を進め、通達への依存を縮減するとともに、必要な通達は国民に分かりやすい形で公表すること。

六 税関について、出入国管理機関、検疫機関及び動植物検疫機関との密接な連携を確保す

ること。

七 財政投融资制度の改革及び国有財産管理事務の減量に伴い、これらを担当する局を整理する等内部組織を見直すこと。

八 金融破綻処理制度ないし金融危機管理に関する企画立案については、その範囲を明確に定めるとともに、これに配置する職員の数は、必要最小限のものとすること。

(経済産業省の編成方針)

第二十一条 経済産業省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。

一 経済構造改革を推進すること。

二 産業政策について、次に掲げるところによること。

イ 個別産業の振興又は産業間の所得再配分を行う施策から撤退し、又はこれを縮小し、市場原理を尊重した施策に移行すること。

ロ 市場における経済取引に係る準則の策定及び整備、工業所有権等の保護、技術開発等の業種横断的な政策に重点化するとともに、円滑な産業構造の転換を推進すること。

三 通商政策及び貿易政策について、地域的又は多国間の枠組みによる新たな国際経済秩序の形成に積極的に貢献するとともに、産業に関する国際的な調整のための施策を展開すること。

四 中小企業政策について、中小企業の保護又はその団体の支援を行う行政を縮小し、地域の役割を強化するとともに、新規産業の創出のための環境の整備への重点化を図ること。

五 地域の経済及び産業を振興する施策について、地域の役割を強化し、国の関与を縮小すること。

六 エネルギー政策について、次に掲げることによること。

イ 省エネルギー及び新エネルギーに関する施策に重点的に取り組むこと。

ロ 事業者に対する需給調整のための規制を大幅に廃止し、又は緩和すること。

ハ 危機管理に係る政策及び環境政策との連携を強化すること。

ニ 原子力の開発及び利用に関し、適切な方向付けを行うこと。

七 技術開発について、国が政策的に行う必要がある重要なものへの重点化を図ること。

八 経済財政諮問会議における経済全般の運営の基本方針の審議に関し、産業政策、経済構造改革、民間経済の活力の維持及び強化を図る観点から必要な企画立案に参画すること。

九 情報通信に関する通商産業省の機能を郵政省との分担を変更しないで引き継ぐこと。

十 独占禁止政策を中心とした競争政策については、引き続き公正取引委員会が担うものとし、経済産業省の所管としないこと。

十一 大規模プロジェクト等による技術開発について、主として学術研究及び科学技術に関するものは教育科学技術省が担うことを踏まえ、主として商業化及び実用化に向けたものを経済産業省が担うこと。

十二 原子力に関する技術開発について、学術研究及び科学技術に関するものは教育科学技

術省が担うことを踏まえ、エネルギーとしての利用に關係するものを経済産業省が担うこと。

十三 原子力のエネルギーとしての利用に關係する安全の確保のための規制については、一次的には経済産業省が行い、二次的審査は、引き続き、原子力安全委員会が行うこと。

十四 産業政策の転換を踏まえ、個別産業の振興を担当する局を整理する等内部組織を見直すこと。

(国土交通省の編成方針)

第二十二条 国土交通省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。

一 総合的な国土の形成に向けた体系的な取組を推進すること。

二 社会資本の整備を総合的かつ効率的に推進すること。

三 施設の整備及び管理、運輸事業者による安全かつ効率的な輸送サービスの提供の確保その他の施策による総合的な交通体系の整備を行うこと。

四 運輸事業について、需給調整のための規制の撤廃等を通じて市場原理にゆだねることを徹底し、行政の関与を大幅に縮小すること。

五 所管行政の全般にわたり、地方分権推進委員会の勧告を着実に実施するとともに、さらに、地方公共団体への権限の委譲、国の関与の縮減等を積極的に進めるほか、徹底した規制緩和、民間の能力の活用等を図ること。

六 運輸省及び建設省に置かれた公共事業に關する事務を行う地方支分部局であつて、その

管轄区域が一の都府県を超えるものは、一の都府県の区域を超える各地方を単位として統合し、これに、その管轄区域における国土交通省が所掌する公共事業の実施及び助成、地方計画に關する調査及び調整、施設の管理、災害の予防及び復旧その他の国土の整備及び管理に關する事務を主体的かつ一体的に処理させること。

七 北海道開発庁の任務及び行政機能を引き継ぐものとし、その関係予算は、国土交通省に從前のとおり一括して計上し、北海道開発局は、同省に置くこと。この場合において、農林水産省が所掌する事業については、從前のとおり、同省に所要の予算の移替え又は繰入れをすることともに、農林水産大臣のみが北海道開発局長を指揮監督すること。

八 第四十六条に定めるところによる公共事業の見直しを行うとともに、入札及び契約に係る制度の一層の改善を進めること。

九 航空交通管制に用いる機器の整備等について、民間の能力を活用すること。

十 気象庁が行う気象情報の提供は国が行う必要があるものに限定するとともに、気象業務を行う民間事業者に対する規制は必要最小限のものとし、また、気象測器に対する検定等の機能は民間の主体性にゆだねること。

十一 社会資本の総合的な整備計画については、経済財政諮問会議の議を経るものとする

十二 交通安全行政について、関係府省の間における調整の中核としての機能を担うこと。

十三 船員労働行政を担うこと。

十四 小笠原総合事務所は、国土交通省に置き、その機能を継続すること。

(農林水産省の編成方針)

第二十三条 農林水産省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。

一 食料の安定供給の確保の観点から、国、地方公共団体及び生産者の役割について、その分担の明確化を図ること。

二 農業生産、流通加工、農村及び中山間地域対策等における地方公共団体の役割について、その拡大及び地方分権の徹底を図ること。

三 消費者及び原料需要者の視点を重視すること。

四 生産性の高い農業を実現するための農業構造の改善を推進すること。

五 自由で効率的な農業経営の展開を可能とするための施策を推進するとともに、これに併せて生産者の所得を補償する政策への転換について検討すること。

六 国土及び環境の保全、景観の保全等の農林水産業のもつ多面的機能の位置付けを明確化すること。

七 第四十六条に定めるところによる公共事業の見直しを行うこと。

八 統計調査の実施において、地方公共団体及び民間の能力の大幅な活用を図ること。

九 森林行政について、環境行政との緊密な連携を確保すること。

十 食品行政について、労働福祉省との間の責任の分担を明確化するとともに、同省との緊

密な連携を確保すること。

十一 農業構造の改善に係る公共事業については、真に食料の安定供給の確保に資するものに限り、必要やむを得ず整備するものについては、国土交通省との相互協議を通じ、同省が所掌する公共事業との整合的な実施を図ること。

十二 農村及び中山間地域等の振興について、第二十八条に規定する政策調整のための制度の活用等により、他の府省の行政との総合性を確保すること。

十三 動植物検疫機関について、出入国管理機関、税関及び検疫機関との密接な連携を確保すること。

(環境省の編成方針)

第二十四条 環境省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。

一 地球温暖化の防止等の環境行政における国際的な取組に係る機能及び体制を強化すること。

二 関係行政との間の調整及び連携の強化等を通じて環境行政の総合的展開を図ること。

三 大気、水質及び土壌の汚染規制、騒音規制等の公害を防止するための規制、環境の保全のための監視及び測定、公害に係る健康被害の補償等のための措置、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に關する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)に規定する廃棄物をいう)に係る対策、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に關する法律(平成四年法律第百八号)による規制(貿易管理に關するものを除く)、野生動物植物の種の保存並びにその他専ら環境の

保全を目的とする制度並びに事務及び事業については、環境省に一元化すること。

四 化学物質の審査及び製造の規制、公害防止のための施設及び設備の整備、工場立地の規制、海洋汚染の防止、下水道等による排水の処理、環境中の放射性物質に関する監視及び測定、資源の循環的再利用の促進、オゾン層の保護、温室効果ガスの排出の抑制、森林及び緑地の保全、河川及び湖沼の保全、環境影響評価その他その目的及び機能の一部に環境の保全が含まれる制度並びに事務及び事業については、環境省が環境の保全の観点から、基準、指針、方針、計画等の策定、規制等の機能を有し、これを発揮することにより、関係府省と共同で所管すること。

五 他の府省が所管する事務及び事業について、環境の保全の見地から必要な勧告等を行うこと。

六 総合科学技術会議と密接に連携するとともに、第二十八条に規定する政策調整のための制度を積極的に活用することにより、環境行政における横断的な調整機能を十全に発揮すること。

(労働福祉省の編成方針)

第二十五条 労働福祉省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。

- 一 社会保障制度の構造改革を推進すること。
- 二 少子高齢化等の社会の変化及び男女共同参画社会の形成に対応した労働政策と社会保障政策との統合及び連携の強化を推進すること。

三 社会福祉、保健、雇用等における地域の役割について、その強化を図ること。

四 労働関係の変化に対応し、その調整に係る行政を見直し、縮小すること。

五 公的年金制度の一元化を推進すること。

六 少子高齢社会への総合的な対応について、関係府省の間における調整の中核としての機能を担うこと。

七 医薬品についての安全性等の審査及び製造等の承認について、その透明性、客観性及び中立性を一層高めるため、体制の見直しを行うこと。

八 健康保険(政府が保険者であるものに限る。)、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険に係る徴収事務の一元化を図ること。

九 福祉サービスの分野において、民間の能力の活用及び利用者による選択の拡大を図ること。

十 職業紹介事業等に対する規制を緩和することにより、労働市場を通じた需給調整の機能の発揮を促進すること。

十一 薬事行政、公衆衛生行政、食品衛生行政及び水道行政は、労働福祉省が担うこと。

十二 保育所及び幼稚園について、教育科学技術省と連携してこれらの施設及び運営の総合性を確保すること。

十三 検疫機関について、出入国管理機関、税関及び動植物検疫機関との密接な連携を確保すること。

(教育科学技術省の編成方針)

第二十六条 教育科学技術省は、次に掲げる機能

及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。

一 豊かな人間性の育成、教育制度の革新等を目指した教育改革を推進すること。

二 学術及び科学技術行政に関し、明確な目標の下に総合的、積極的かつ計画的な取組を強化するとともに、学術及び科学技術研究の調和及び総合性の確保を図ること。

三 総合科学技術会議の議により策定される科学技術に関する基本方針を踏まえ、研究開発に関する具体的な計画を策定し、その推進を図るとともに、これに基づく関係府省の間の調整を行うこと。

四 国立大学の組織、運営体制等の改革その他高等教育の改革を行うこと。

五 個性に応じた教育の多様化、地方の自主性の尊重等の観点から、初等中等教育行政の改革を行うこと。

六 生涯学習行政を推進すること。

七 文化行政の機能の充実を図ること。

八 国際文化交流については、外務省との連携を更に緊密化し、文化庁がより重要な役割を果たすこと。

九 大規模プロジェクト等による技術開発について、主として商業化及び実用化に向けたものは経済産業省が担うことを踏まえ、主として学術研究及び科学技術に関するものを教育科学技術省が担うこと。

十 原子力に関する技術開発について、エネルギーとしての利用に関係するものは経済産業省が担うことを踏まえ、学術研究及び科学技

術に関するものを教育科学技術省が担うこと。

十一 幼稚園及び保育所について、労働福祉省と連携してこれらの施設及び運営の総合性を確保すること。

十二 青少年健全育成行政に関する総務庁の事務のうち、内閣府に移管する総合調整に関する事務以外の事務は、教育科学技術省が担うこと。

(総理府及び総務庁の所掌事務の帰属)

第二十七条 総理府及び総務庁が所掌している事務(第十条、第十五条及び第十七条から前条までの規定においてその帰属が明らかにされていないものを除く。)については、その必要性について見直した上、内閣官房、内閣府又は総務省の事務とするにふさわしいものを除き、その事務の内容に最も関連の深い総務省以外の新たな省に担わせるものとする。

(府省間の政策調整等)

第二十八条 政府は、第四条第五号の基本方針に従い、次に掲げるところにより、府省間における政策についての協議及び調整(内閣府が行う総合調整を除く。以下この条において「政策調整」という。)のための制度を整備するものとする。

一 府省は、その任務の達成に必要な範囲において、他の府省が所掌する政策について、提言、協議及び調整を行い得る仕組みとする。

二 内閣官房は、必要に応じ、調整の中核となる府省を指定して政策調整を行わせること等により、総合調整を行うこと。

三 関係府省の間において迅速かつ実質的な政策調整を行うための会議を機動的に開催する仕組みの活用を図ること。

四 政策調整の過程について、できる限り透明性の向上を図ること。

(政策評価等)

第二十九条 政府は、第四条第六号の基本方針に従い、次に掲げるところにより、政策評価機能の充実強化を図るための措置を講ずるものとする。

一 府省において、それぞれ、その政策について厳正かつ客観的な評価を行うための明確な位置付けを与えられた評価部門を確立すること。

二 政策評価の総合性及び一層厳格な客観性を担保するため、府省の枠を超えて政策評価を行う機能を強化すること。

三 政策評価に関する情報の公開を進めるとともに、政策の企画立案を行う部門が評価結果の政策への反映について国民に説明する責任を明確にすること。

(審議会等の整理及び合理化)

第三十条 政府は、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第九十号)第八条に規定する合議制の機関をいう。以下この条において同じ。)について、次に掲げる方針に従い、整理及び合理化を進めるものとする。

一 活動の実績が乏しい審議会等及び設置の必要性が著しく低下している審議会等は、基本的に廃止すること。

二 政策の企画立案又は政策の実施の基準の作

成に関する事項の審議を行う審議会等については、次に掲げるところによること。

イ 原則として廃止するものとし、設置を必要とする場合にあつては必要最小限のものに限り、かつ、総合的なものとする。

ロ イに掲げるところにより設置される審議会等のほかは、特段の必要性がある場合に限り、審議事項を具体的に限定した上で、可能な限り時限を付して、設置することができるとする。

三 その他不服審査等を行う審議会等については、その必要性を検討し、必要最小限のものに限ること。

四 審議会等の委員の構成及びその資格要件については、当該審議会等の設立の趣旨及び目的に照らし、適正に定めること。

五 会議又は議事録は、公開することを原則とし、運営の透明性を確保すること。

(特別の機関)

第三十一条 政府は、国家行政組織法第八条の三に規定する特別の機関に関し、府省の編成に併せ、その目的、機能、組織の態様等を個別に検討し、各機関の必要性及び在り方について、その性格に応じた見直しを行うものとする。

第四章 国の行政組織等の減量、効率化等
第一節 国の行政組織等の減量、効率化等の推進方針

(国の行政組織等の減量、効率化等の推進方針)
第三十二条 政府は、次に掲げる方針に従い、国の行政組織並びに事務及び事業の減量、その運営の効率化並びに国が果たす役割の重点化第

五十三条第三号において「国の行政組織等の減量、効率化等」という。)を積極的かつ計画的に推進し、その具体化のための措置を講ずるものとする。

一 国の事務及び事業の見直しを行い、国の事務及び事業とする必要性が失われ、又は減少しているものについては、民間事業への転換、民間若しくは地方公共団体への移譲又は廃止を進めること。

二 前号の見直しの結果、民間事業への転換、民間若しくは地方公共団体への移譲又は廃止を行わないこととされた事務及び事業のうち、政策の実施に係るものについては、第三十六条に規定する独立行政法人の活用等を進め、その自律的及び効率的な運営を図ること。

三 国の事務及び事業であつても、国が自ら実施する必要性に乏しく、民間に委託して実施する方が効率的であるものについては、民間への委託を進めること。

四 国の規制の撤廃又は緩和、国の補助金等(財政構造改革の推進に関する特別措置法(平成九年法律第九十号)第三十四条に規定する補助金等をいう。以下同じ。)の削減又は合理化その他行政の在り方の方の見直しを進め、民間及び地方公共団体に対する国の関与の縮減を図ること。

第二節 現業の改革

(郵政事業)
第三十三条 政府は、次に掲げる方針に従い、総務省に置かれる郵政事業庁の所掌に係る事務を

一体的に遂行する国営の新たな公社(以下「郵政公社」という。)を設立するために必要な措置を講ずるものとする。

一 郵政公社は、第十七条第七号ロに定めるところによる移行の時に、法律により直接に設立されるものとする。

二 郵政公社の経営については、独立採算制の下、自律的かつ弾力的な経営を可能とすること。

三 主務大臣による監督については、法令で定めるものに限定するものとする。

四 予算及び決算は、企業会計原則に基づき処理するものとし、その予算について毎年度の国会の議決を要しないものとするほか、繰越し、移用、流用、剰余金の留保を可能とするなどその統制を必要最小限のものとする。

五 経営に関する具体的な目標の設定、中期経営計画の策定及びこれに基づく業績評価を実施するものとする。

六 前各号に掲げる措置により民営化等の見直しは行わないものとする。

七 財務、業務及び組織の状況、経営目標、業績評価の結果その他経営内容に関する情報の公開を徹底するものとする。

八 職員については、郵政公社を設立する法律において国家公務員としての身分を特別に付与し、その地位については、次に掲げるところを基本とするものとする。

イ 団結する権利及び団体交渉を行う権利を有するものとし、争議行為をしてはならな

いものとする。

ロ 一般職の国家公務員と同様の身分保障を行うこと。

ハ 職員の見定については、行政機関の職員の定員に関する法律(昭和四十四年法律第三十三号)及び同法に基づく政令による管理の対象としないこと。

2 政府は、資金運用部資金法第二条第一項に基づく資金運用部への預託を廃止し、当該資金の全額を自主運用とすることについて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、郵便事業への民間事業者の参入について、その具体的条件の検討に入るものとする。

4 政府は、郵便貯金への預入及び簡易生命保険への加入の勧奨を奨励する手段について、郵政公社の設立に併せて検討するものとする。

(国有林野事業)

第三十四条 政府は、国有林野事業に関し、次に掲げる改革を総合的かつ計画的に推進するものとする。

一 森林の有する公益的機能の維持増進を旨とする管理経営への転換、民間事業者への業務の委託の推進等による国有林野事業の業務運営の適正化

二 その職員数を業務に応じた必要最小限のものとするともに、簡素かつ効率的な組織に再編することによる国有林野事業の実施体制の効率化

三 特定の債務を一般会計に帰属させること等による国有林野事業の財務の健全化

(造幣事業及び印刷事業)

第三十五条 政府は、造幣事業及び印刷事業について、その経営形態の在り方を検討するものとする。

第三節 独立行政法人制度の創設等

(独立行政法人)

第三十六条 政府は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要があるが、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるか、又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものについて、これを効率的かつ効果的に行わせるにふさわしい自律性、自発性及び透明性を備えた法人(以下「独立行政法人」という。)の制度を設けるものとする。

(法令による規律)

第三十七条 政府は、独立行政法人について、その運営の基本、監督、職員の身分その他の制度の基本となる共通の事項を定める法令を整備するものとする。

2 それぞれの独立行政法人の目的及び業務の範囲は、当該独立行政法人を設立する法令において明確に定めるものとする。

3 それぞれの独立行政法人を所管する大臣(次条において「所管大臣」という。)が独立行政法人に対し監督その他の関与を行うことができる事項は、法令において定めるものに限るものとする。

(運営の基本)

第三十八条 独立行政法人の運営に係る制度の基

本は、次に掲げるものとする。

一 所管大臣は、三年以上五年以下の期間を定め、当該期間において当該独立行政法人が達成すべき業務運営の効率化、国民に対して提供するサービス等の質の向上、財務内容の改善その他の業務運営に関する目標(次号において「中期目標」という。)を設定するものとする。

二 独立行政法人は、中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)及び中期計画の期間中の各事業年度の業務運営に関する計画(第七号において「年度計画」という。)を策定し、実施するものとする。

三 独立行政法人の会計は、原則として企業会計原則によるものとする。各事業年度において生じた損益計算上の利益は、これを積み立て、法令の定めるところにより、中期計画に定められた用途の範囲内において使用することができるものとする。弾力的かつ効率的な財務運営を行うことができる仕組みとする。

四 国は、独立行政法人に対し、運営費の交付その他の所要の財源措置を行うものとする。

五 独立行政法人の業務については、その実績に関する評価の結果に基づき、業務運営の改善等所要の措置を講ずるものとする。

六 独立行政法人の職員の給与その他の処遇については、当該職員の実績及び当該独立行政法人の業務の実績が反映されるものとする。

七 独立行政法人は、各事業年度において、業務の概要、財務内容、中期計画及び年度計画、業務の実績及びこれについての評価の結果、人員及び人件費の効率化に関する目標その他その組織及び業務に関する所要の事項を公表するものとする。

八 所管大臣は、中期計画の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

(評価委員会)

第三十九条 独立行政法人の業務の実績に関する評価が、専門性及び実践的な知見を踏まえ、客観的かつ中立公正に行われるようにするため、府省に、当該評価の基準の作成及びこれに基づく評価等を行うための委員会を置くとともに、総務省に、府省に置かれる委員会の実施した評価の結果に関する意見の表明、独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃の勧告等を行う委員会を置くものとする。

(職員の身分等)

第四十条 独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して必要と認められるものについては、法令により、その職員に国家公務員の身分を与えるものとし、その地位等については、次に掲げるものを基本とするものとする。

官 報 (号 外)

一 団結する権利及び団体交渉を行う権利(労働協約を締結する権利を含む。)を有するものとし、争議行為をしてはならないものとする。 二 法令に定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることがないものとする。 三 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する事項は、独立行政法人が中期計画に照らして適正に決定するものとし、団体交渉並びに中央労働委員会のある場合、調停及び仲裁の対象とするものとする。 四 定員については、行政機関の職員の定員に関する法律その他の法令に基づく管理の対象とならないものとする。職員の数については、毎年、政府が国会に対して報告するものとする。 (労働関係への配慮) 第四十一条 政府は、それぞれの独立行政法人にわたる業務及びその職員の身分等を決定するに当たっては、これまで維持されてきた良好な労働関係に配慮するものとする。 (特殊法人の整理及び合理化) 第四十二条 政府は、特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人(総務庁設置法昭和五十八年法律第七十九号)第四十一条第一号の規定の適用を受けない法人を除く。第五十九条第一項において「特殊法人」という。について、中央省庁等改革の趣旨を踏まえ、その整理及び合理化を進めるものとする。	第四節 その他の見直し (施設等機関等) 第四十三条 政府は、施設等機関について、国として必要なものの以外のものである場合は、民間若しくは地方公共団体への移譲又は廃止を推進するほか、その必要性が認められるものについても、府省の編成に併せてその統合を推進するとともに、各施設等機関の性格に応じて独立行政法人への移行を検討するものとする。 2 政府は、国立大学が教育研究の質的向上、大学の個性の伸長、産業界及び地域社会との有機的連携の確保、教育研究の国際競争力の向上その他の改革に積極的かつ自主的に取り組むことが必要とされることにかんがみ、その教育研究についての適正な評価体制及び大学ことの情報の公開の充実を推進するとともに、外部との交流の促進その他人事、会計及び財務の柔軟性の向上、大学の運営における権限及び責任の明確化並びに事務組織の簡素化、合理化及び専門化を図る等の観点から、その組織及び運営体制の整備等必要な改革を推進するものとする。 3 政府は、国立病院及び国立療養所に関し、国の医療政策として行うこととされてきた医療について、真に国として担うべきものに特化することとし、かかる機能を担う機関以外の機関の民間若しくは地方公共団体への移譲、統合又は廃止を推進すること等により、その再編成を一層促進するとともに、国として担うべき医療を行う機関の間の緊密な連携を阻害しないよう留意しつつ、高度かつ専門的な医療センター、ハ	ンセン治療養所等特に必要があるものを除き、独立行政法人に移行すべく具体的な検討を行うものとする。 4 政府は、国の試験研究機関について、府省の編成に対応して、次に掲げるところにより、その見直しを行うものとする。 一 その業務を国として本来担うべき機能にふさわしいものとし、その規模を適切なものとするとともに、その組織及び人員の効率化及び重点化を推進すること。 二 類似の研究を行っている機関、必要以上に細分化されている小規模な機関、地域別又は業種別の機関等その機能の見直しが求められる機関については、原則として廃止又は統合を行い、国として総合的に取り組む必要がある重要な研究分野及び広範な行政目的に關係する横断的な研究分野を担う中核的な機関を育成すること。 三 その活動の自律性、柔軟性及び競争性を高めることを基本とし、その管理運営の仕組みの改善及び評価体制の確立を図るとともに、政策研究等の国が直接に実施する必要がある業務を行う機関以外の機関は、原則として独立行政法人に移行すべく具体的な検討を行うこと。 5 政府は、検査検定機関について、その事業の必要性を厳しく見直し、民間への移譲及び廃止を推進するとともに、府省の編成に併せてその統合を推進するものとする。この場合において、事業の性質に応じて独立行政法人への移行を検討するとともに、国の事業として行うもの	についても、できる限り外部への委託を進め、その効率化を図るものとする。 6 政府は、文教研修施設(国立学校を除く。)及び作業施設について、国の行政機関としての必要性を見直し、その結果に基づき、民間事業への転換をはじめ、民間若しくは地方公共団体への移譲若しくは廃止又は府省の編成に併せた統合を推進するほか、行政機関の職員のみを対象とする研修施設以外のものの独立行政法人への移行等により、その運営の効率化を図るものとする。 7 政府は、矯正収容施設について、その特性を考慮しつつ、可能な限り、その運営につき効率化及び質的向上を進めるものとする。 (国の規制及び補助金等の見直し) 第四十四条 政府は、次に掲げる観点から、国の規制の見直しを行うものとする。 一 規制の在り方について、事前の規制から民間の自由な意思に基づく活動を重視したものに転換すること。 二 市場原理にゆだねることができる場合における経済活動に対する規制は廃止するとともに、その他の規制についてもその目的に照らして必要最小限のものとすること。 三 国際的な整合性の確保を図ること。 四 手続を簡素化するとともに、規制の実施に係る事務について、民間の能力の活用等により、その効率化を進めること。 五 基準の明確化、その公表等により国民に説明する責任を明確化すること。 2 政府は、次に掲げる観点から、国の補助金等
---	---	--	--

の見直しを行うものとする。

一 地方公共団体に対するものについては、地方分権推進委員会の勧告に沿って、その削減又は合理化を推進すること。

二 事業等の振興又は助成を図るためのものであって、長期間の継続によりその効果が乏しくなっているもの又は少額なものは、原則として廃止すること。

三 補助の効果ができる限り客観的に評価して公表する仕組みを整備すること。

(地方支分部局の整理及び合理化)

第四十五条 政府は、次に掲げる方針に従い、地方支分部局の整理及び合理化のために必要な措置を講ずるものとする。

一 社会経済情勢の変化等を踏まえ、地方支分部局の事務及び事業の必要性を見直し、その再配置、統合及び廃止並びにその内部組織及び職員の見直し並びに合理化その他必要な措置を講ずること。

二 府省の編成に併せ、一の府省に置かれ、その管轄区域が一の都府県の区域を超え又は道の区域である地方支分部局は、可能な限り、一の都府県の区域を超える各地方又は道の区域を単位として総合化すること。

三 府省の編成に併せ、一の府省に置かれ、その管轄区域が一の都府県の区域である地方支分部局は、管轄区域が当該都府県の区域を超える同種の事務及び事業を行う地方支分部局が存在しない場合には、可能な限り、当該都府県の区域を単位として総合化すること。

四 前二号の地方支分部局以外の地方支分部局は、可能な限り、整理すること。

五 各府省の地方支分部局がもつ地域の振興、施設の整備等に係る企画立案、調査、助言等を行う機能について、地方公共団体その他地域の必要に応じ、一の都府県の区域を超える各地方又は道の区域の単位ごとに調整する仕組みを整備すること。

六 地方支分部局が関与する許可、認可、補助金等の交付の決定その他の処分に係る手続について、できる限り、当該処分に係る府省の長の権限を当該地方支分部局の長に委任し、これらの手続が当該地方支分部局において完結するようにすること。

(公共事業の見直し)

第四十六条 政府は、次に掲げる方針に従い、公共事業の見直しを行うものとする。

一 公共事業に関し、国が直接行うものは、全国的な政策及び計画の企画立案並びに全国的な見地から必要とされる基礎的又は広域的事業の実施に限定し、その他の事業については、地方公共団体にゆだねていくことを基本とする。

二 国が個別に補助金等を交付する事業は、国の直轄事業に関連する事業、国家的な事業に関連する事業、先導的な施策に係る事業、短期間に集中的に施行する必要がある事業等特に必要があるものに限定し、その他の事業に対する助成については、できる限り、個別の補助金等に代えて、適切な目的を付した統合的な補助金等を交付し、地方公共団体に裁量

的に施行させること。

三 次に掲げるところにより、地方支分部局にその管轄区域内において実施される公共事業に関する国の事務を主体的かつ一体的に処理させること。

イ 事業の決定及び執行に関する府省の長の権限について、明確な法令の規定により、できる限り地方支分部局の長に委任すること。

ロ 府省の長は、イに規定する権限の委任を受けた地方支分部局の長がその判断で事業の決定及び執行を行うことができるよう、各地方支分部局ごとに所要の予算額を一括して配分すること。この場合において、併せて、各事業間及び各地方支分部局間における調整を円滑に行うための措置を講ずること。

四 国の直轄事業の実施を担当する組織については、その業務を事業計画の決定等に重点化し、その他の業務は施工監理を含め民間への委託を徹底すること等により、業務の効率化を図ること。

五 社会資本の整備に関する計画等において主要な事業の実施場所等その具体的内容をできる限り明らかにすること、及び事業の実施の前後において、それぞれ、できる限り客観的な費用効果分析を行い、その結果を公表することにより、公共事業の決定過程の透明化及び評価の適正化を図ること。

(国の行政組織の整理及び簡素化等)
第四十七条 政府は、国の事務及び事業の減量、

その運営の効率化並びに府省の編成を推進することにより、次に掲げるところに従い、国の行政組織の整理及び簡素化並びに定員の削減を行うものとする。

一 府省の編成の時において、府省の内部部局として置かれる官房及び局の総数をできる限り九十に近い数とすること。

二 府省の編成の時において、府省、その外局及び国家公安委員会に置かれる庁の内部部局に置かれる課及びこれに準ずる室の総数(次号において「課等の総数」という。)を千程度とすること。

三 府省の編成以後の五年間において、課等の総数について、十分の一程度の削減を行うことを目標とし、できる限り九百に近い数とするよう努めること。

四 府省の編成に併せ、行政機関の職員の定員に関する法律を改正するための措置を執るとともに、国の行政機関の職員(法律で定数が定められている特別職の職員及び国際平和協力隊の隊員を除く)の定員について、十年間で少なくとも十分の一の削減を行うための新たな計画を策定した上、当該計画に沿った削減を進めつつ、郵政公社の設立及び独立行政法人への移行により、その一層の削減を行うこと。

第五章 関連諸制度の改革との連携
(国家公務員制度の改革)

第四十八条 政府は、中央省庁等改革が行政の組織及び運営を担う国家公務員に係る制度の改革を併せて推進することにより達成されるもので

あることにかんがみ、政策の企画立案に関する機能とその実施に関する機能との分離に対応した人事管理制度の構築、人材の一括管理のための仕組みの導入、内閣官房及び内閣府の人材確保のための仕組みの確立、多様な人材の確保及び能力、実績等に応じた処遇の徹底並びに退職管理の適正化について、早期に具体的成果を得るよう、引き続き検討を行うものとする。

(中央人事行政機関の機能の分担の見直しの基本方針等)

第四十九条 政府は、中央人事行政機関としての人事院及び内閣総理大臣の機能の分担の在り方について、所要の見直しを行うものとする。この場合において、人事院について、人事行政の公正の確保及び職員の利益の保護のためにふさわしい機能に集中するとともにその実効的な遂行が確保されることの重要性に配慮しつつ、内閣総理大臣について、各行政機関が行う国家公務員等の人事管理に関する事務の統一保持上必要な機能を担うものとし、総合的かつ計画的な人事管理、国家公務員全体について整合性のとれた人事行政等を推進するため必要な総合調整機能の充実に努めるものとする。

2 政府は、各任命権者の人事管理に関する責任を明確化し、行政運営に即応した機動的かつ弾力的な人事管理を実現するとともに、人事行政を簡素化、効率化するため、所要の措置を講ずるものとする。

(行政情報の公開等)

第五十条 政府は、中央省庁等改革がその目指す目的を実現するためには行政機関の保有する情

報の公開が欠くことのできないものであることにかんがみ、これを公開するための制度の確立及びその適切な運用の確保のため必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、政策形成に民意を反映し、並びにその過程の公正性及び透明性を確保するため、重要な政策の立案に当たり、その趣旨、内容その他必要な事項を公表し、専門家、利害関係人その他広く国民の意見を求め、これを考慮してその決定を行う仕組みの活用及び整備を図るものとする。

3 政府は、国の規制の撤廃又は緩和に伴い、司法機能の充実強化の方策について更に検討するとともに、行政庁と私人の間又は私人相互間の紛争を解決するための行政審判の機能がより重要になることにかんがみ、その充実強化の方策及びこれを担う組織の在り方について、検討するものとする。

(地方分権等)

第五十一条 政府は、中央省庁等改革が地方分権の推進並びに地方公共団体における行政及び財政の改革と密接に関連するものであることにかんがみ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 地方公共団体に対し、自主的かつ主体的にその行政及び財政の改革を引き続き推進するよう要請するとともに、必要な助言等の協力を行うこと。

二 地方分権の推進について、地方分権推進委員会の勧告を尊重して着実にこれを実施し、及び地方行政制度の改革について更に本格

的な検討を進めること。

第六章 中央省庁等改革推進本部
(中央省庁等改革推進本部の設置)

第五十二条 中央省庁等改革による新たな体制への移行の推進に必要な中核的事務を集中的かつ一体的に処理するため、内閣に、中央省庁等改革推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第五十三条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 中央省庁等改革による新たな体制への移行の推進に関する総合調整に関すること。
- 二 内閣機能の強化、国の行政機関の再編成及び独立行政法人の制度の創設に関し必要な法律案及び政令案の立案に関すること。
- 三 国の行政組織等の減量、効率化等を推進するため必要な基本的な計画の策定に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務

(組織)

第五十四条 本部は、中央省庁等改革推進本部長、中央省庁等改革推進副本部長及び中央省庁等改革推進本部員をもって組織する。

(中央省庁等改革推進本部長)

第五十五条 本部の長は、中央省庁等改革推進本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(中央省庁等改革推進副本部長)

第五十六条 本部に、中央省庁等改革推進副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、国務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(中央省庁等改革推進本部員)

第五十七条 本部に、中央省庁等改革推進本部員(以下「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣をもって充てる。

(幹事)

第五十八条 本部に、幹事を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 幹事は、本部の所掌事務について、本部長、副本部長及び本部員を助ける。

(資料の提出その他の協力)

第五十九条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の長並びに特殊法人の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務局)

第六十条 本部に、その事務を処理させるため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、内閣審議官をもって充てる。
4 事務局長は、本部長の命を受け、局務を掌理する。
(設置期限)
第六十一条 本部は、その設置の日から起算して三年を経過する日まで置かれるものとする。
(主任の大臣)
第六十二条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。
(政令への委任)
第六十三条 この法律に定めるもののほか、本部に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第六章の規定は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(新たな省の名称についての検討)
2 新たな省の名称については、これを設置する法律案の立案までの間に、当該省が担う任務をより適切に表す名称となるよう検討を行うこと及びその結果に基づきこの法律において規定するものと異なるものとするを妨げない。

別表第一(第十二条関係)

名 称	任 務	構 成 員
経済財政諮問会議	一 経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針等経済財政政策に関する重要な事項について審議すること。 二 前号に掲げるもののほか、政府全体としての政策の一貫性及び整合性を確保するため、社会資本の総合的な整備計画その他の経済財政政策に關連する重要な事項について審議すること。	一 内閣総理大臣 二 第十一条第一項の担当大臣その他関係する閣務大臣 三 関係機関の長 四 学識経験を有する者
総合科学技術会議	一 人文科学、社会科学及び自然科学を総合した科学技術の総合的かつ計画的な推進に関する政策の基本、科学技術に関する予算、人材等の資源の配分の基本方針その他政府全体として取り組むべき科学技術政策に関する重要な事項について審議すること。 二 科学技術に関する国家的に重要なプロジェクト等について、政府全体の視点から評価を行うこと。	一 内閣総理大臣 二 第十一条第一項の担当大臣その他関係する閣務大臣 三 関係機関の長 四 学識経験を有する者

備考

一 経済財政諮問会議、総合科学技術会議、中央防災会議及び男女共同参画会議については、内閣府の内部部局のうち、それぞれ経済財政政策、総合科学技術政策、防災及び男女共同参画に関する総合調整を担当する部門がその事務局としての事務を行うものとし、当該部門に行政組織の内外から人材を登用するとともに、必要に応じ、行政の内外から幅広い協力を得るものとする。
二 経済財政諮問会議については、財政、産業、貿易、運輸、労働等をその任務とする省が、それぞれの行政目的の観点から必要な企画立案に参画するものとする。
三 総合科学技術会議については、常勤の委員を拡充するなど、その構成員の充実を図るものとする。

別表第二(第十五条関係)

名 称	主 要 な 任 務	主 要 な 行 政 機 能
総務省	一 行政の基本的な制度の管理運営、地方自治制度の管理運営、電気通信・放送行政、郵政事業等 二 固有の行政目的の実現を任務とした特定の府省で行うことを適当としない特段の理由がある事務の遂行	行政の組織及び運営の管理、人事管理、行政評価・監視(行政監察、地方行政・地方財政・地方税制、選挙、電気通信・放送行政、郵政事業、恩給行政、統計行政(他の府省に属するものを除く)、消防行政、独占禁止政策、公害等調整等
中央防災会議	一 防災に関する総合的な計画を策定し、及びその実施を推進すること。 二 防災に関する行政の内外の知見を集約し、災害発生時において、内閣官房の危機管理機能を助けること。 三 災害緊急事態の布告等に係る内閣総理大臣の判断を助けること。 四 総理府に置かれた中央防災会議が有しているその他の任務	一 内閣総理大臣 二 第十一条第一項の担当大臣その他関係する閣務大臣 三 関係機関の長 四 学識経験を有する者
男女共同参画会議	一 男女共同参画に関する基本方針、総合的な計画等について審議すること。 二 政府の施策に男女共同参画の視点が反映されるよう、関係大臣に必要な意見を述べること。 三 男女共同参画に關して講じられる施策の実施状況を調査し、及び監視すること。	一 内閣官房長官 二 関係する閣務大臣 三 学識経験を有する者

法務省	基本法制の維持及び整備、法秩序の維持、国民の権利擁護等	司法制度、民事行政(国籍、戸籍、登記、供託、刑事・民事法の立案、檢察、矯正、更生保護、国の利害に係る争訟、人権擁護、出入国管理、公安調査等
外務省	国際社会の平和秩序維持、良好な国際環境の主体的形成、国際社会における国益の追求と調和ある対外関係の維持・発展等	安全保障政策、対外経済政策、経済協力政策、国際交流政策等の外交政策
財務省	健全な財政の確保、通貨制度、為替の安定確保、金融破綻処理制度ないし金融危機管理に関する企画立案等	予算・決算、税制、国庫・通貨制度、財政投融资、国有財産管理、国際金融・為替管理、金融破綻処理制度ないし金融危機管理に関する企画立案等
経済産業省	民間経済の活性化及び対外経済関係の円滑な発展を中核とした経済及び産業の発展、エネルギー(原子力を含む)の安定的かつ効率的な供給の確保等	通商・貿易政策、産業政策(産業構造・産業組織政策)、経済取引に係る準則の整備、中小企業政策、エネルギー政策、技術開発、工業所有権の保護、産業保安等
国土交通省	国土の総合的、体系的な開発及び利用、そのための社会資本の整合的な整備、交通政策の推進等	国土計画、都市整備、住宅・土地、治水・水利、公共施設整備・管理(道路、鉄道、空港、港湾等)、北海道開発、運輸事業、運輸安全、海上保安、気象、観光等
農林水産省	食料の安定供給の確保、農村・中山間地域等の振興、森林の保護及び育成等	食料の生産・輸入・備蓄、食料の加工・流通・消費、農村・中山間地域等の振興、水産、森林・治山等
環境省	良好な環境の創出及び保全等	自然環境保全(国立公園等を含む)、地球環境保全、公害防止、廃棄物対策等
労働福祉省	雇用の確保、労働条件の整備、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進等	労働基準・安全衛生、労働関係調整、職業安定・雇用確保、男女雇用機会均等、職業能力開発、医療供給体制、保健医療、医薬品安全、麻薬取締り、高齢者・障害者・児童・母性等の福祉、公的扶助、医療保険、年金、労働保険、援護等
教育科学技術省	創造的な人材の健全育成、学術・文化の振興、科学技術の総合的な振興等	生涯学習、初等・中等・高等教育、学術、体育・スポーツ、文化、科学技術等

別表第三(第十六条関係)

省	委員会及び庁の置かれる新たな省	委員会及び庁
総務省	公正取引委員会 公害等調整委員会 郵政事業庁	消防庁
法務省	司法試験管理委員会 公安審査委員会 公安調査庁	
財務省	国税庁	
経済産業省	特許庁	資源エネルギー庁 中小企業庁
国土交通省	船員労働委員会 海上保安庁 海難審判庁 気象庁	
農林水産省		食糧庁 林野庁 水産庁
労働福祉省	中央労働委員会 社会保険庁	
教育科学技術省		文化庁

備考

- 総務省は、内閣及び内閣総理大臣を補佐し、支援する体制を強化する役割を担うものとして設置するものとする。
- 財務省において金融破綻処理制度ないし金融危機管理に関する企画立案の任務及び機能を担うのは、金融システム改革の進捗状況等を勘案し、当分の間とするものとする。
- 国土交通省は、建設省、運輸省、国土庁及び北海道開発庁を母体に設置するものとする。
- この表の主要な行政機能の欄に規定する新たな省の行政機能は、その新たな省の主要な任務に対応するものであり、他の府省がその任務に対応して当該行政機能の一部を担うこととなる場合がある。

調査報告書

国際問題に関する調査

右の件について別紙のとおり調査の経過及び結果を報告する。

平成十年六月三日

国際問題に関する調査会長 林田修紀夫
参議院議長 斎藤 十朗殿

国際問題に関する調査報告

まえがき

本調査会は、第百三十三回国会の平成七年八月四日に、国際問題に関し長期的かつ総合的な調査を行うため設置された。

以来本調査会は、三年間にわたる調査活動のテーマとして設定した「アジア太平洋地域の安定と日本の役割」の下、参考人からの意見聴取及び質疑、委員の意見表明及び委員間の意見交換、委員派遣等を行い、調査を進めてきた。

その間、第百三十六回国会の平成八年六月十二日に第一回目の調査結果を、また、第百四十回国会の平成九年六月十一日に第二回目の調査結果を、それぞれ中間報告として取りまとめ、議長に提出した。

この度、三年間の調査を踏まえ、「アジア太平洋地域の安定と日本の役割」を次のとおり取りまとめた。

なお、本報告の取りまとめに入った時期において、インド、パキスタンの核実験にみられる核拡散の動きが生じ、また、インドネシアでは政治・経済の混乱をみた。これらの問題については日程の都合上調査するに至らなかったが、今後とも注視していかなければならない。

アジア太平洋地域の安定と日本の役割
目次

- アジア太平洋地域の安定と日本の役割
- アジア太平洋地域の安全保障と我が国の対応
- 一 アジア太平洋地域の安全保障情勢に対する認識
- 二 我が国の安全保障の在り方
- 1 我が国の安全保障
- 2 日米安保体制
- 3 集団的自衛権をめぐる論議
- 三 アジア太平洋地域における多国間の安全保障
- 障
- 提言一 安全保障政策形成に当たっての多面的な配慮
- 提言二 平和の構築への貢献
- 提言三 軍縮の促進、兵器移転の透明性の向上
- 提言四 アジア太平洋地域の安全保障に向けた取組の促進
- 提言五 北東アジア地域における安全保障に関する対話の促進
- アジア太平洋地域の安定と繁栄のための方途と我が国の対応
- 一 アジア太平洋地域の経済情勢に対する認識
- 二 アジア太平洋地域の経済を中心とする分野における地域協力
- 三 アジア太平洋地域の安定と繁栄に向けた我が国の対応
- 提言六 日本経済の活性化とアジア地域の経済発展への協調・協力
- 提言七 アジア地域の金融・経済問題の克服に対する取組への支援強化

提言八 エネルギーの安定供給に向けた基盤の整備強化

提言九 「アジア太平洋大学（仮称）」の創設等

人的・知的交流の拡充

提言一〇 留学生受入れ施策の充実

二十一世紀に向けた我が国の経済協力の在り方

一 ODAの理念

二 ODAの在り方

三 国会とODAとの関わり

提言一一 ODA大綱原則の運用の透明性の向上

提言一二 ODA大綱の見直し

提言一三 援助基準の多様化

提言一四 ODAの量の確保への配慮

提言一五 ODAの質の向上、人材育成・知的支援の推進と関連体制の整備

提言一六 有償・無償資金協力・技術協力の連携の強化、多国間援助と二国間援助とのバランスへの配慮

提言一七 環境ODAの重視と人材の確保

提言一八 社会開発分野の重視

提言一九 国別援助方針の充実による国別援助計画の策定と関連体制の整備

提言二〇 ODA中期政策の策定の検討

提言二一 援助実施体制の見直し、現地機関への権限委譲の促進、援助実施要員の確保

提言二二 援助供与国・国際機関の比較優位性を活かした援助システムの構築

提言二三 国民参加型援助の推進

提言二四 NGOとの連携の強化

提言二五 援助評価活動の充実

提言二六 情報公開及び広報活動の拡充

提言二七 開発教育の推進

提言二八 開発協力に携わる人材の育成・確保・活用、開発協力研究機関の拡充

提言二九 国会のODAに対する恒常的な関与の拡充強化

提言三〇 ODA基本法案の骨子の提起

提言三一 ODA基本法案の骨子の提起

提言三二 ODA基本法案の骨子の提起

提言三三 ODA基本法案の骨子の提起

提言三四 ODA基本法案の骨子の提起

提言三五 ODA基本法案の骨子の提起

提言三六 ODA基本法案の骨子の提起

提言三七 ODA基本法案の骨子の提起

提言三八 ODA基本法案の骨子の提起

提言三九 ODA基本法案の骨子の提起

提言四〇 ODA基本法案の骨子の提起

提言四一 ODA基本法案の骨子の提起

提言四二 ODA基本法案の骨子の提起

提言四三 ODA基本法案の骨子の提起

提言四四 ODA基本法案の骨子の提起

提言四五 ODA基本法案の骨子の提起

提言四六 ODA基本法案の骨子の提起

提言四七 ODA基本法案の骨子の提起

提言四八 ODA基本法案の骨子の提起

提言四九 ODA基本法案の骨子の提起

提言五〇 ODA基本法案の骨子の提起

提言五一 ODA基本法案の骨子の提起

提言五二 ODA基本法案の骨子の提起

提言五三 ODA基本法案の骨子の提起

提言五四 ODA基本法案の骨子の提起

提言五五 ODA基本法案の骨子の提起

提言五六 ODA基本法案の骨子の提起

提言五七 ODA基本法案の骨子の提起

提言五八 ODA基本法案の骨子の提起

提言五九 ODA基本法案の骨子の提起

成長センター」と呼ばれ、経済発展を評価され期待を集めていたが、昨年後半以降、通貨・金融危機を契機に厳しい経済情勢にある。他方、同地域の経済の基礎的条件は良好であり、引き続き高い潜在成長力を有していると認識されており、さらに、同地域の経済を安定させていくために、日本経済の活性化、金融システムの改革等が求められている。

二十一世紀が間近に迫り、相互依存関係が進む中、世界総人口の過半を占めるアジア太平洋地域の安定を確保するものとしていくことは国際社会の重要課題である。また、我が国が同地域の一員として地域の安定と繁栄に寄与することは、我が国の平和を維持し活力を持続させる上からも重要な課題である。我が国は、同地域との絆を一段と固くするとともに、日本ならではの寄与の道筋を示し積極的な役割を果たしていかなければならない。

本調査会はこのような問題意識の下、まず、アジア太平洋地域における安全保障の在り方、多国間による安全保障体制の構築、我が国の安全保障の在り方を軸に調査を進めた。

また、広く同地域の安定に資する観点から、経済を中心とする分野における協調・協力、人口・食糧・環境・エネルギー等の中長期的な諸課題への対処、人的・知的交流を通じた相互理解の増進等に向けた取組に対して、我が国がどのような役割を果たすべきかについて調査を行った。

さらに、同地域の経済発展に役割を果たした我が国の政府開発援助(ODA)が大きな転換期を迎えていることにかんがみ、対外経済協力に関する小委員会を設置するなど、二十一世紀に向けた我が

が国の経済協力の在り方について、国民参加型援助の推進、ODAに対する国会の関与強化等の視点から調査を重ねた。

調査は参考人を招いての意見聴取・質疑等を踏まえ、委員の意見表明、自由討議を中心に行った。これを委員の発言を軸にまとめると、「アジア太平洋地域の安全保障と我が国の対応」「アジア太平洋地域の安定と繁栄のための方途と我が国の対応」及び「二十一世紀に向けた我が国の経済協力の在り方」に集約することができる。

本調査会としては、本報告において、広範な角度から論議が行われたことを示すとともに、意見の集約を図り三十項目の提言を掲げて、関係各方面の検討に供することとした。

アジア太平洋地域の安全保障と我が国の対応

本調査会では、アジア太平洋地域の安全保障情勢に対する認識を踏まえ、同地域における安全保障の在り方、我が国の安全保障の在り方等について論議がなされた。

一 アジア太平洋地域の安全保障情勢に対する認識

アジア太平洋地域では、東西冷戦の終結後も、域内諸国の軍事力の拡充・近代化、領有権問題等の不透明・不確実な要素が存在する一方、日本、米国、中国、ロシアの間で対話を通じて安定した相互関係に向けた努力がなされ、また、朝鮮半島に関する四者会合の開催、東南アジア諸国連合(ASEAN)の拡大等の動きが見られ、さらに、ASEAN地域フォーラム(ARF)等の場で信頼醸成の取組が進められている。

アジア太平洋地域全般の安全保障情勢と我が国の

の対応については、委員から、アジア太平洋地域は東西冷戦体制清算の過渡的段階にあり、不安定・不透明な要素が存在しているが、対話、協調の流れが生まれ、日米中ロの交流、動向が中心の問題となりつつあるとの意見、ロシアも視野に入れ、まず日米中ロトライアングルの関係を構築すべきであるとの意見、アジア地域の持続的発展、相互協力についての戦略を日米中ロによる多国間フォーラムでつくり、将来は拡大した諸国間で実行していくことが重要であるとの意見が述べられた。

さらに、アジア太平洋地域の安定について、日本は受け身でなく、国家としての総合政策、理念を明確に持ち、自主的、能動的な姿勢で取り組むべきであるとの意見、日本は自主性がなくどこにでも追従しているが、これを直さない限りアジアの安定に役割を果たそうとしても難しいとの意見、日本は自主性を確立し、憲法の平和原則、被爆国としての立場を貫くことがアジアの安全保障のために重要であるとの意見が表明されたほか、日本国民の意識に自主外交への明確な指針が見られない現状の下では、日本はアジアに関わる安全保障でみだりにイニシアチフをとるべきではないとの意見も示された。

中国は、外交面では、経済建設に必要な安定的な国際環境を求める全方位外交を展開し、また、軍備の近代化を継続している。委員からは、中国は当面全方位的協調外交を展開しようが、中長期的には、軍事力近代化を始め総合国力を高め、大国として意図する国際秩序を目指すと思われる、中国の動向はアジア太平洋地域の安全保障の最大の問題であるとの意見、中国が国際社会に関与す

る方向がアジアの安定に寄与する方向に向かうよう我が国として多方面の協力が必要であるとの意見、未来志向で日中の交流、協力関係を推進し、中国の安定的発展、台湾問題の平和的解決を求め、政治改革、民主化、人権問題等にも関心を持って対処するとともに、防衛交流を進め中国の軍備の透明性を図るべきであるとの意見が述べられた。

朝鮮半島では、軍事的緊張が続く一方、韓国、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)、米国、中国による四者会合が開催され、また南北対話が再開されたが、進展は見られていない。北朝鮮では、金正日労働党総書記が選出されたが、食糧難等の深刻化、政府高官の亡命等不透明な状況が続いている。委員からは、朝鮮半島では、四者会合、南北対話の不調に見られるように進展は乏しい、北朝鮮の意図は憶測が難しく、体制の行き詰まりや崩壊も視野に入りつつあるのではないかと意見、北朝鮮の動向を注視し不測の事態に備える体制を整備すべきであるとの意見、北朝鮮の冒険主義を抑制するため節度ある人道援助が必要であるとの意見、北朝鮮が国際社会に対し柔軟姿勢への転換を示すことが重要であり、四者会合に日ロも参加する六者協議を検討すべきではないかとの意見、韓国とは未来志向を目指す健全な両国関係の樹立に努めるべきであるとの意見が表明された。

極東ロシア軍は核戦力を含む大規模な戦力を蓄積しているが、量的には削減傾向にある。ロシアは中国との「戦略的パートナーシップ」を唱える一方、日米関係についても評価している。委員からは、ロシアはアジアに深く関与しており、相互の安定的発展を求めていくため無視するわけにはい

かないとの意見、ロシアは外貨獲得のため、軍事技術や武器を輸出しており、看過できない国として見守っていくべきであるとの意見が示された。

東南アジア諸国では、経済力の増大を背景に軍備の近代化が進んでいる。他方、ASEANの拡大や東南アジア平和・中立・自由構想の実現を目指す動きが見られ、ARFにおいて信頼醸成の取組が進められている。委員からは、軍事力を世界で一番強化している地域であることから、一抹の懸念が残るとの意見が述べられた。

米国は、日米安全保障共同宣言の発表、「国防計画の見直し」における十万人程度の前方展開戦力の維持確認等アジア太平洋地域への関与を明確にしている。これについて、委員からは、アジアの現況を見ると、米軍のプレゼンスは必要であるとの意見、前方展開の維持、日米安保体制等の二国間同盟の重視、関与政策による中国の国際社会への参加の促進等米国の戦略に基本的に賛成であるとの意見が述べられ、米国の関与に対する肯定的な捉え方が多かった。一方、米軍の存在と日米安保体制の強化が同地域の最大の脅威であるとの意見も表明された。

二 我が国の安全保障の在り方

平成七年十一月の「平成八年度以降に係る防衛計画の大綱」の閣議決定、平成八年四月の「日米安全保障共同宣言」の発表、平成九年九月の新たな「日米防衛協力のための指針」の策定等の動きを背景に、日米安保体制の在り方、集団的自衛権の問題を含め、我が国の安全保障の在り方について議論がなされた。

1 我が国の安全保障

安全保障政策に対する基本的な考え方について

平成十年六月九日 参議院会議録第三十三号(その二) 調査報告書

は、委員から、安全保障を考える場合、狭義の軍事面に限らず食糧、資源問題等も含む総合的な安全保障、市民の視点から災害等も含む脅威への対応を考える人間の安全保障、安全保障を共通のものとし信頼醸成等を重視する協調的安全保障が重要であるとの意見、国際紛争を力により封じ込めようとしても限界があり、紛争の背景にある資源問題、貧困等の根本原因を取り除くことが大切であるとの意見、総合的安全保障は重要であるが、同時に、軍事力を無視することはできないとの意見、予防外交をスタートとし、紛争発生の場合における和平への取組、終結後の平和維持活動、復旧・復興への支援を一連の流れとする平和プロセスへの貢献とも言えるべき包括的な外交戦略の構築に努めるべきであるとの意見が述べられた。

我が国の安全保障の在り方について、委員からは、我が国は自らの力の空白となることなく不安定要因とならないとともに、日米安保体制を堅持し我が国独自の外交・防衛努力により安全を確保すべきであるとの意見、日本は日米安保体制の一方の極として、米、中国、ロシアと協調し地域の平和と安定の推進役となるべきであるとの意見、日本は目に見えざる軍縮を進め、アジア諸国から見ても分かり易い専守防衛の姿を示すことが必要であるとの意見等我が国自らの外交・防衛努力、日米安保体制の堅持を基本とする考え方が多く述べられた。一方、憲法の平和原則にのっとり非核非同盟の日本として努力すべきであるとの意見も示された。

国連平和維持活動(PKO)への対応については、委員から、日本はPKOに積極的に参加すべきであり、国際平和協力法で凍結されている国連

平和維持隊の本体業務について自衛隊の実績を踏まえ、早期に解除すべきであるとの意見、日本はPKOはもとより、国連決議に基づく平和に対する活動に対しても積極的に参加すべきであるとの意見が示された。他方、PKOは軍事力の威嚇機能に依拠することから、日本はPKOには参加せず、全く非軍事的な貢献を行うことが最もよいとの意見も述べられた。

2 日米安保体制

日米安保体制について、委員からは、日米安保体制は様々な不安定要因が存在するアジア太平洋地域の安全保障の枠組みの根幹をなすものであるとの意見、日本の平和と繁栄が維持できたのは日米安保体制があったからであり、経済摩擦の中でも、日米の友好信頼関係の基盤をなし、専守防衛という日本の防衛の在り方を可能にしているとの意見、日米安保体制はアジアの平和、安定のため力強く機能してきたし、今後もそのような力を発揮させる必要があるとの意見、日米安保体制は狭義の軍事同盟的性格は持ちつつも、自由民主主義体制を広げていく一つのシンボリックな存在として位置付けられる、我が国は日米安保体制を中核とし、その下で積極的な対話の推進を図っていくべきであるとの意見等日米安保体制を是認する考え方が多く示された。他方、日米安保条約の廃棄、米軍基地の撤去がアジア太平洋地域の安全保障のため不可欠の課題であるとの意見も述べられた。

日米防衛協力のための指針の改定等を背景とする周辺事態への対応については、委員から、周辺事態への対応は日米安保体制の一步踏み込んだ姿である、日本の平和と安全に重要な影響をもたらすような事態である周辺事態への対応や法制化は国際的な責任、自主的に選ぶ道として踏み出すべきであるとの意見、日本は周辺事態の生起について、総合政策としてこれを防止し抑止する役割があることを認識する必要があるとの意見が表明された。一方、新たな日米防衛協力のための指針は、憲法前文、第九条を蹂躪する自動参戦装置の仕組みであるとの意見も示された。

委員からは、集団的自衛権は自然権であり、国家が当然有するものとの認識に立ち、その行使を認めるべきであるとの意見、集団的自衛権の行使に踏み切ることは日米安保体制、アジアの安定から考えると最終的に必要なことではないか、憲法も見直しを始める時期に来ているとの意見が述べられた。他方、国連憲章第五十一条に基づく集団的自衛権は軍事同盟を前提とし、戦争と武力行使を否定した憲法と相容れないとの意見が表明された。

3 集団的自衛権をめぐる議論

日米安全保障共同宣言の発表、日米防衛協力のための指針の改定等を背景に集団的自衛権について議論された。

また、集団的自衛権の行使を認めると、日本が国益を自主的に決定できないまま、米国の軍事行動に巻き込まれる危険があるとの意見が示されたのに対し、集団的自衛権の行使を認めた場合でも、日本は国益に基づいて行動するのであり、日本が米国の戦争にすべて加わるような安易なものではないとの意見が述べられた。

集団的自衛権と憲法との関わりについては、委員から、現憲法にも集団的自衛権を行使してはならないとは全く書かれていない、政府解釈を変え

ることを明確にすればよいとの意見、国家固有の権利である集団的自衛権が憲法第九条により行使できない現実を打破するため憲法を改正することが日本の利益にかなうとの意見が表明された。一方、日米安保体制を更に危険なものにする集団的自衛権や憲法改正には反対であるとの意見も示された。

三 アジア太平洋地域における多国間の安全保障
アジア太平洋地域では、A R F等において地域の諸国間で安全保障対話、信頼醸成の取組が進められている。

このような多国間の安全保障への取組について、委員からは、アジアで地域的な集団安全保障が構築されることが理想であるとの意見、A R Fを多国間の信頼関係構築の場として積極的に盛り立てるべきであるとの意見、A R F等の場で信頼醸成、予防外交に努めるべきであり、東アジア諸国が国防政策をオープンにしながら、東アジア戦略概観のようなものを共同して作成する努力を払うべきであるとの意見が示された。一方、将来は集団安全保障体制をつくるのが可能であろうが、当面は日米等の二国間条約を中心に、それを多国間の協議システムにより補完していくことがよいとの意見、A R Fはあくまで協議の場であり、二国間同盟に代替することはできないとの意見が述べられた。他方、米国はA R Fを利用した多国間安保協議が二国間の同盟関係を補完するものと位置付けているとの意見も示された。また、日米同盟を軸に緩やかな集団安全保障へ発展していくべきであるとの意見に対し、国連の理想とする集団安全保障は軍事同盟と対立するとの視点から異論も示された。

以上本調査会におけるアジア太平洋地域の安全保障と我が国の対応をめぐっての論議は広範多岐にわたったが、本調査会は次の提言を行うものである。

提言一 安全保障政策形成に当たっての多面的な配慮

東西冷戦の終結後における国際情勢の変化に対応し、安全保障問題を捉える視点が多角化していることにかんがみ、安全保障政策の形成に当たり、安全保障問題を軍事的な面に限定することなく、食糧、資源等の問題をも考慮する総合的な安全保障、安全保障を関係国の共通のものとして捉え、安全保障対話、信頼醸成等を重視する協調的な安全保障、市民の視点から災害、飢饉等も含む脅威への対応、人間の安全確保を考える人間の安全保障に対して配慮することについてより一層努めるべきである。

提言二 平和の構築への貢献

紛争、内乱に伴い、国土の荒廃、難民の発生、残存地雷の除去、地雷等の被害者の社会復帰等の多面に及ぶ問題が発生する。これらの問題は、紛争の未然防止のための努力、紛争等の解決に向けた和平への取組、紛争終結に伴う平和維持活動、復旧・復興への支援という一連の平和構築のプロセスと深く関連することになる。このため、国際社会と協調しつつ平和構築のプロセスに向けた包括的な外交方策の樹立に努めるとともに、国連の平和維持活動への対応、復旧・復興への支援、経済・国民生活の安定に向けたO D Aの活用連携について検討を深めるべきである。

提言三 軍縮の促進、兵器移転の透明性の向上
アジア太平洋地域における平和の構築を推進するため、同地域の非核地帯化構想にも配慮しつつ、核軍縮・核廃絶を始め、軍備管理・軍縮の推進に一層努力するとともに、武器輸出三原則を堅持している我が国の特性を発揮し、国連軍備登録制度の実効性を高める運用を進め、兵器移転の透明性の向上、相互の信頼感の醸成を図るべきである。

提言四 アジア太平洋地域の安全保障に向けた取組の促進
アジア太平洋地域においては、信頼醸成、紛争の話し合いによる平和的解決に向けて、A R F等の場における諸国間の取組が行われている。同地域の安定に向けた諸国間の取組を推進するため、政府、議会、民間団体、研究者等の多層的な協力・交流を一層促進すべきである。

提言五 北東アジア地域における安全保障に関する対話の促進
北東アジア地域の信頼醸成、地域の安定に向けた取組を推進するため、日本、米、中国、ロシア等の政府、議会、民間団体、研究者等の協力・交流を通じて、安全保障に関する対話を促進するよう努めるべきである。また、朝鮮半島の安定・平和統一に資するため、国連や関係国の参加を得た協議の構想について検討を進めるべきである。

アジア太平洋地域の安定と繁栄のための方途と我が国の対応
本調査会では、アジア太平洋地域の経済情勢に対する認識を踏まえ、経済を中心とする分野にお

ける地域協力や、同地域の安定と繁栄に向けた人口・食糧・環境・エネルギー等の諸課題への対応、人的・知的交流を通じた相互理解の増進等の取組に対し、我が国の対応はいかにあるべきかについて論議がなされた。

一 アジア太平洋地域の経済情勢に対する認識
アジア太平洋地域は近年、日本、米、中国等新興工業国・地域を経て、A S E A N諸国、中国等に雁行型に経済発展が波及し、地域全体として高い経済成長を遂げ、貿易・投資を通じて相互依存関係が深まる一方、地域経済圏の形成も進んでいる。他方、昨年後半発生した通貨・金融危機の波及により、アジア経済は困難な状況に陥り、関係国、国際機関の協調により金融支援等が実施され、また、経済構造改革等の取組がなされている。アジア経済は外部依存度が高く、実需の六〇倍もの資金流動に揺さぶられ、金融システムの安定化が急務とされている。一方、アジア経済の基調は変わっており、金融システムの改革に成功し市場経済が機能すれば成長は元に戻るであろうと見られている。日本経済の動向がアジアの貿易動向を変え、アジア諸国の貿易収支悪化を招いたとの見方もあり、日本経済の回復、構造改革、アジア諸国からの輸入拡大が求められている。

アジア経済全般については、委員から、脱工業化時代のソフト分野中心の経済開発がアジアの経済発展に結び付いたとの意見、アジア経済が順調に発展していくためには、人口・食糧・環境・エネルギー等の中長期的課題に適切に対応する必要がある、また、国際分業化の促進が大きなポイントになるうとの意見が述べられた。

昨年来のアジア経済の困難な状況について、委員からは、東アジアの経済危機は、ドル・ペッグ制のマイナスマ面が顕在化したものであるとの意見、多国間、二国間の協調・協力の取組、経済構造改革等により、アジア経済が安定軌道に回復することが地域の安定にとり重要であるとの意見、米国の意向を反映した国際通貨基金の処方箋は、内需不振、実体経済の回復困難等の厳しい現実をもたらしているとの意見、アジア地域の通貨危機は世界経済の重大な構造化であり、無秩序な国際投機に対し共同の規制を行う必要があるとの意見が示された。

二 アジア太平洋地域の経済を中心とする分野における地域協力

アジア太平洋地域では、貿易・投資・経済・技術協力等の各般の分野で、アジア太平洋経済協力（APEC）等の場において域内諸国・地域による地域協力の取組が進められている。

APECを始めとする地域協力の取組について、委員からは、我が国はAPECを十分活用して、アジア太平洋地域の経済発展を促進し、貿易の拡大に貢献していくべきであるとの意見、アジア太平洋地域の経済成長を制約する問題解決のためにAPECの活用が図られるべきであり、我が国はAPECの安定的発展のため、インフラ整備、技術者・企業家養成等官民の枠を超えた協力体制を構築すべきであるとの意見が述べられた。他方、APECは設立当時の緩やかな協議体から貿易・投資の自由化を目指す機構となっている、日本はアジア太平洋諸国の自主的な発展、日本経済と国民を第一とする自主性を確立すべきであるとの意見も示された。

三 アジア太平洋地域の安定と繁栄に向けた我が国の対応

アジア太平洋地域が安定的な経済発展を持続していくためには、人口・食糧・環境・エネルギー等の諸課題、さらに、富の格差、貧困、地域間格差、都市化等の諸問題に適切に対処していく必要がある。これらの諸問題についてはAPEC等の場で地域協力の取組が進められるとともに、我が国も積極的な対応を求められている。

我が国の対応姿勢については、委員から、我が国はアジア太平洋地域の発展により自らの経済発展が保障されることを念頭にリーダーを務めるべきであるとの意見、我が国は経済協力を含めたソフトパワーでの協力、教育、文化を始め非軍事的、人道的分野で大きな役割を果たし得るとの意見、日本は科学技術、環境分野、社会的仕組み、問題対応能力についての発信に努めるべきであるとの意見、我が国はアジア経済の自主的な発展に対し貢献するという視点が重要になっているとの意見が表明された。

最近のアジア経済の困難な状況に対する我が国の対応について、委員からは、日本は内需主導型の景気回復を図り輸入促進に努め、東アジアの外貨獲得に貢献すべきであるとの意見、過度の短期資金の流動を監視する等金融システムの整備を図るべきであるとの意見が述べられた。また、減税、中小企業への支援等の本格的な政策転換を図り、アジア地域からの輸入拡大の要望に応えるべきであるとの意見も示された。

貿易・投資を始めとする分野における我が国の役割について、委員からは、経済開発に最も効果がある直接投資の促進、カントリーリスクに対処

する上から多数国間投資保証機関への支援を強化すべきであるとの意見、我が国は物づくりの基盤強化、大企業と中小企業の関係見直し等産業構造の見直しの中で、アジアとの分業体制を考えるべきであるとの意見、我が国は環日本海経済圏等地域経済圏の進展を推進すべきであるとの意見が表明されたほか、多国間企業による野放図な経済活動に対する民主的規制を検討すべきであるとの意見も示された。

人口・食糧・環境・エネルギー等の諸課題に対する取組については、委員から、環境破壊、貧富の格差の拡大、エネルギー資源の調達等日本は経済成長の制約課題を解決するためリーダーシップをとるべきであるとの意見、天然ガスパイプラインの敷設、国際河川の総合開発等経済社会基盤の整備を図る多国間プロジェクトを進めることは、関係国の相互信頼感を高め、安全保障の増進にも寄与するとの意見が述べられた。

ソフト面における我が国の役割について、委員からは、アジア太平洋地域の安定と繁栄に向けて、諸国民の相互理解の増進が重要であることから、留学生交流を始め知的・人的交流を一層推進すべきであるとの意見、日本で教育を受けた人々がアジアの指導層になることが重要であり、教育投資との観点から、日本の大学の国際化を一層進め、アジアの将来の指導者研鑽の場を築く努力が必要であるとの意見が表明された。

以上本調査会においては、アジア太平洋地域の安定と繁栄のための方途と我が国の対応について様々な視点から論議が行われたが、本調査会は次の提言を行うものである。

提言六 日本経済の活性化とアジア地域の経済発展への協調・協力

日本経済の活性化は、アジア経済はもとより世界経済の安定に向けた不可欠の課題である。各般の抜本的な改革や適切な経済・雇用政策の展開を通じて日本経済の活性化、さらには、アジア地域との貿易・投資の促進、情報・通信分野を始めとする経済社会基盤の整備、人口・環境・食糧・エネルギー等の中長期的課題への対処、地域格差等の様々な格差の是正等を通じて、アジア地域の安定的な経済発展の持続に資するよう一層努力すべきである。

提言七 アジア地域の金融・経済問題の克服に対する取組への支援強化

アジア地域の安定的な経済発展を持続していくため、金融・経済問題の克服に対し二国間・多国間の協調・協力による取組がなされている。我が国は開発途上国の意向を尊重しつつ、これらの取組に対する支援を強化し、金融分野における必要とされる規制・監督の強化、金融システムの健全化・安定化、短期資本の流れの監視・規制についての方策の検討を含む金融・資本市場の透明性の改善に対する支援に一層努めるべきである。

提言八 エネルギーの安定供給に向けた基盤の整備強化

アジア太平洋地域では経済発展に伴い、エネルギーの安定供給の重要性が増大している。同地域の経済発展を持続的かつ安定的なものとしていく見地から、関係諸国の主権、地域住民の要望、環境の保全に十分配慮しつつ、パイプラインの敷設による天然ガス等の安定供給、国際

河川の総合開発による電力の安定供給のプロジェクトの提唱を検討する等、諸国間の協力に基づくエネルギーの安定供給に向けた基盤の整備強化に努めるべきである。また、太陽光発電、風力発電等のクリーンエネルギーの普及、既存の原子力発電の安全性の確保等、エネルギー源の多角化に向けた協力を強化すべきである。

提言九 「アジア太平洋大学(仮称)」の創設等人的・知的交流の拡充

アジア太平洋地域において、多層的・多面的な人的・知的交流を推進することは、域内諸国の相互理解を深める重要な手段である。そのため、同地域の抱える諸問題の共同研究、インターネット等を活用した専門教育等を通じて知的交流の拠点となる「アジア太平洋大学(仮称)」の創設を検討すべきである。また、人的交流の推進を図る見地から、青少年層を対象とした国際交流事業を一層拡充するとともに、壮年世代も対象とした人的交流の機会の拡充に努力すべきである。

提言一〇 留学生受入れ施策の充実

留学生十万人受入れ計画に対し、近年留学生数が減少し、さらに最近のアジア地域の経済困難に伴い、同地域からの留学生は厳しい環境にある。我が国でアジア太平洋諸国の政治・経済・文化等各界の将来を担う人材の育成が格段の進展を見せていないことは憂うべきことである。我が国への留学を魅力あるものとしていくため、国費留学生制度や私費留学生のための学習奨励費の支給等奨学金制度の充実、英語による講義の拡充、学位取得の円滑化を進めると

もに、受入れ体制の整備、安定した留学生生活基盤の確立が図られるよう関係経費の増額等に格段の努力を払うべきである。このため、ODA予算のより一層の充當を進めるべきである。

二十一世紀に向けた我が国の経済協力の在り方

本調査会では、長期的視野に立ち対外経済協力の在り方等について調査検討するため、対外経済協力に関する小委員会を設置するなど、二十一世紀に向けた我が国の経済協力の在り方について調査を行った。これは、ODAを中心とする我が国の経済協力がアジア太平洋地域の経済発展に寄与してきたが、世界的な「援助疲れ」の傾向、経済協力開発機構開発援助委員会における「新開発戦略」の策定や、国内では、財政構造改革の推進に関する特別措置法の成立に伴うODA予算の削減、外務大臣の諮問に係る「二十一世紀に向けてのODA改革懇談会」の報告を始めとするODA改革の動き等現在ODAが大きな転換期にあることから調査を行ったものである。

一 ODAの理念

なぜ援助を行うのかというODAの理念については、委員から、被援助国国民の立場に立ち、人道的立場を重視する援助が重要であるとの意見が示される一方、人道主義は必要であるが、同時に、ODAは外交政策の重要な柱の一つであり、日本の国益、世界の安定に結び付ける援助も大切であるとの意見が述べられた。また、国民のODAへの理解を深め、地球規模問題の解決に寄与する観点から、援助は豊かな国が人類共通の問題に対処するある種の義務的なものであるとの考えを政府開発援助大綱の基本理念に加味すべきである

との意見が表明された。他方、米国の世界戦略に追随するような援助等を是正し、開発途上国の人間中心の開発、発展の権利、その自助努力への支援を自主的に行うという方向に理念をうたう必要があるとの意見も示された。意見交換を通じて、ODA大綱の運用の透明性の向上を図ること、大綱の見直しを検討することについて共通の認識が形成された。

二 ODAの在り方

ODAの在り方については、ODAの量の確保と質の向上、援助案件の形成過程、援助実施体制を始め、国民参加型援助の推進、NGOとの連携の強化、国際協力に携わる人材の育成等広範な角度から論議がなされた。

ODAの量の確保と質の向上については、委員から、ODAは地球市民としての義務かつ責任であることから、先進国として応能負担を行うとの視点について国民の理解を得た上で増大させていくべきであるとの意見、ODA予算の効率的配分と被援助国の安定的な経済発展を阻害している既得権益構造を改革していくべきではないかとの意見が示された。他方、日本の援助は米国の戦略援助に追随するようなもの等がかなり含まれており、人道的援助を中心に抜本的に改革すれば、巨額の予算は要らないのではないかとの意見も述べられた。また、ODAの質的向上を図るとともに、技術協力、政策支援や開発途上国の人材育成が大切であるとの意見が表明された。

援助案件の形成過程については、委員から、案件発掘に関しては相手国政府、現地の国際機関、NGO等と綿密に協議する体制をつくるべきであるとの意見、プロジェクトの要請内容をつくる技

術協力をオープンに行うことにより、援助要請の過程で腐敗の土壌を生まないようにしていくべきであるとの意見が述べられた。

円借款に関する四省庁体制、技術協力に関する多数省庁の関与という現行の援助実施体制については、委員の意見交換を通じて、縦割り行政の弊害をなくし、政治がリーダーシップを持って実施体制の一元化の方向に努力すべきであるとの認識で一致した。一元化の具体化については、委員から、組織を一元化するかどうかはともかくコントロールタワーとなる組織をつくる必要があるとの意見が述べられた。さらに、援助体制の一元化は外交の一元化と密接に関連し、外交との関係を考えて、外務省の下にあるのが自然であるとの意見に対し、各省庁を束ねて一元化し、効果的な体制をつくっていくには総理府の下に置く形もあり得るとの意見が示された。

意見交換を通じて、二十一世紀に向けたODAの在り方を示すため、国民参加型援助の推進を強化すべきこと、援助実施体制について一元化の方向で見直しに向けて検討に着手すべきこと等について意見の一致をみた。

三 国会とODAとの関わり

貴重な税金等を原資とし、国際貢献の重要な柱の一つとなっているODAについて、国会の外交・財政に対する監督機能を発揮するとの視点やODAの透明性の向上を図り、国民の理解・支持・参加を得たものとしていくなどの観点から、国会とODAとの関わりについて議論が展開された。

国会の関与の強化については、委員から、国会自らが予算、決算審査の充実を図るほか、「OD

A委員会」といった常設の審議の場をつくるべきであるとの意見、ODA担当の常設の委員会としては、外交・防衛委員会、決算委員会の中に、小委員会をつくるような形が望ましいとの意見、政府に対し各省庁にまたがるODA予算の全体像が分かるような資料の国会提出、国会に対するODAの実施状況の報告を充実するよう求めるべきであるとの意見が述べられた。意見交換を通じて、今後、恒常的にODAに対する国会の関与を強め、政治のリーダーシップを発揮すべきであるとの方向で共通の認識が形成され、国会審議の更なる充実、ODA大綱の運用改善など現行のシステムを拡充強化していくことについて認識の一致をみた。

国会とODAとの関わりを一層明確化していくため、ODA基本法の制定に進むべきかをめぐって論議がなされた。基本法の立法化について、国会で具体的に踏み込んだ論議をすべき時期に至っているとの共通の認識が形成された上で、委員からは、国会として基本法に基づいて国民にODAの役割を理解してもらう必要がある、外交の機動性、柔軟性を縛るような基本法ではなく、理念法としてODAに対する日本の姿を世界に見せる意義のある基本法の作業を進めるべきであるとの意見、国会の関与を強め、実施体制の一元化を行うためにも基本法の制定が必要であるとの意見、現在基本法をつくることすれば、基本理念、国会に対する報告等にとどめた「基本法の基本法」簡潔な基本法とし、理念、基本原則を明確にするとともに、政府から年次報告の国会提出を求めてODAの透明性を高めることが大切であるとの意見等の基本法の立法化に向けた積極的かつ具体的な意見

見が述べられた。他方、基本法の必要性については十分理解し得るが、現行システムの拡充強化による国会の関与の強化の方がODA政策全体から見てベターであるとの意見も表明された。

意見交換を通じて、国会とODAとの関わりを更に明確化していくため、国際開発協力の本旨、国際開発協力の基本原則、国会に対する報告等から成るODA基本法案の骨子を立法化に向けての論議のたたき台として提起することを提言することについて共通の認識が形成された。

以上本調査会においては、二十一世紀に向けた経済協力の在り方について広範な角度から論議が行われたが、本調査会は次の提言を行うものである。

提言一 ODA大綱原則の運用の透明性の向上

ODA大綱原則の運用状況については、「我が国の政府開発援助（ODA白書）」等に明らかにされているが、不十分な点も否めない。大綱原則の運用の透明性を向上させるため、「ODA大綱原則の運用状況報告」（仮称）を作成し、外交上支障のない範囲で、国会を始め国民に対する情報公開に一層努めるべきである。

提言二 ODA大綱の見直し

ODA大綱は平成四年に閣議決定され、以来五年有余にわたりODA供与の指針となつていゝる。その間、大綱の運用例も積み重ねられ、また、地球環境問題に代表される地球規模問題の更なる深刻化、地雷除去対策の必要性、「新開発戦略」の策定等新たな動きが生じてきている。これらの動向に対応し、大綱の見直しの検

討に着手すべきである。

提言三 援助基準の多様化

ODAの対象国・地域の認定や有償協力・無償協力の対象国の考慮においては、一人当たりGDP等の経済的指標が主な基準要素とされている。近年「人間中心の開発」が重視されていること、また、アジア諸国を始め開発途上国は着実な経済発展を遂げているものの、国内的には様々な問題を抱えていること等から、経済的指標のみならず、開発途上国内における地域間格差、就学率、識字率、女性の政治参加の度合等も十分考慮する必要がある。そこで、人間開発指数等にも配慮しつつ発展段階をはかるなど、援助対象国・地域の認定等に当たって、援助基準の多様化に努めるべきである。

提言四 ODAの量の確保への配慮

ODAは日本の国際貢献の重要な柱の一つであり、かつ国際社会からも高い評価が与えられている。ODA予算の一律一〇％削減が明らかにされた際、開発途上国及び国際機関から示された懸念を真剣に受け止める必要がある。

ODAの果たす役割の重要性、我が国の寄与に対する国際社会の期待、厳しい経済・財政状況、ODAをめぐる様々な国民世論を勘案し、適正な規模のODA予算が継続して確保されるよう検討すべきである。

提言五 ODAの質の向上、人材育成・知的支援の推進と関連体制の整備

今後ODAを供与するに当たっては限られた予算を効率的に活用していくため、ODAの質をより一層向上していく必要がある。特に、技術協力を生かした人材育成、法制度及び経済・産業政策形成のための知的支援は開発途上国の開発能力の向上及び国造りにとって重要な役割を演じるものである。そこで、相手国政府との緊密な対話及び知的支援のための共同研究を行うとともに、中長期的な視点から、相手国のニーズに的確に対処することが可能となるよう包括的なアプローチを一層促進していくべきである。

また、ODAの質の向上、とりわけ、人材育成・知的支援を図るためには、援助要員の確保が喫緊の課題であり、官公庁、民間を問わずノウハウを有する人材を確保するための体制整備を図ることが必要である。特に、国際協力事業団（JICA）を通じて行われている専門家の派遣については、関係省庁等からの専門家の派遣の仕組みが硬直的な状況に陥っているのではないかと指摘がなされていること等にもかんがみ、専門登録制度や専門家公募制度の本格的導入により、広範な対象の中から適切な人材の確保を早急に進めるべきである。

提言六 有償・無償資金協力・技術協力の連携の強化、多国間援助と二国間援助とのバランスへの配慮

我が国は、有償資金協力、無償資金協力及び技術協力の三つの援助手法を相手国の発展段階、要請に応じて組み合わせながら供与している。また、二国間援助は直接相手国に「日本の顔が見える援助」という特色を有し、さらに、多国間援助の場における我が国の寄与への期待は大きなものがある。

有償・無償資金協力・技術協力の連携をより一層強化し、適正かつ効果的なODAの実施に

努めるとともに、食糧援助等の人道的立場からの支援、相手国の自助努力を促す効果を期待し得る有償資金協力の活用にも一層配慮すべきである。また、我が国のODAの均衡ある発展を目指す観点から、多国間援助と二国間援助の適正なバランスの確保について検討を深めるべきである。

提言一七 環境ODAの重視と人材の確保

地球環境の保全は、「地球全体の安全保障」「人類の安全保障」に直接関わる重大な問題である。平成九年国連環境開発特別総会において、我が国が発表した「二十一世紀に向けた環境開発支援構想」に基づき、環境ODAの量的拡充、質的向上に引き続き努めるとともに、援助案件の形成過程において相手国との政策対話等の機会を通じて、環境問題の解決に向けた開発途上国の自発的な取組を促すよう努力すべきである。

特に、環境ODAの充実における技術協力の重要性にかんがみ、公害防止技術等を有する企業OB等のシルバリー人材に対し技術協力参加の機会増大を図るなど、環境分野の人材の確保に努力すべきである。

提言一八 社会開発分野の重視

平成七年の「社会開発サミット」では、先進国はODAの二〇％を、開発途上国は国家予算の二〇％をそれぞれ基礎的社会保障プログラムに配分することを求める「二〇対二〇協定」が採択された。この分野に対する我が国の二国間ODAはこの水準を満たすものとなっているが、「人間中心の開発」が援助におけるキーワードとなっていること、「新開発戦略」が社会開発分野、とりわけ保健・医療・教育分野を中心に数値目標

を掲げ、その達成を提案していることから、政府はより一層社会開発分野を重視し、「新開発戦略」が掲げる諸目標の実現に向けて積極的に取り組むべきである。

提言一九 国別援助方針の充実による国別援助計画の策定と関連体制の整備

現在二十一か国の被援助国について基本方針、当該国の経済の現状と課題、開発計画、援助実績から成る国別援助方針が策定され、「我が国の政府開発援助の実施状況に関する年次報告」及び「ODA白書」において公表され、他の被援助国については我が国のODAの実績と在り方が「ODA白書」において示されている。各国のニーズに的確に対応して援助の方向性を示し、援助政策に関する国民への説明責任を果たすため、政府は主要被援助国に関して、国別援助方針の内容を充実させた国別援助計画を策定・公表するとともに、その他の被援助国に關しても詳細な援助計画を可能な限り策定・公表すべきである。

また、国別援助計画を充実したものにすため、援助政策・実施機関の現地体制の強化を進めるとともに、国内の政策機関、実施機関において地域的な対応の充実が図られるよう見直しを進めるべきである。

提言二〇 ODA中期政策の策定の検討
我が国は五次にわたるODA中期目標を設定し、ODAの量の拡充、質の向上に努めてきた。中期的な政策目標の設定は、例えば今後五年間にわたる我が国のODA政策を明らかにし、国際社会へのメッセージとして我が国のODAについての考えを明らかにするとともに、国民に対する説明責任を果たす観点からも重要性を有している。

平成九年六月三日に閣議決定された「財政構造改革の推進について」は、ODA予算に関連して「量的目標を伴う新たな中期目標の策定は行わない」としているが、政府は当該閣議決定を尊重しつつ、政策の方向性、ODAの質的向上の具体的な方途、重点的な配分地域・分野等を明らかにする次期中期政策を策定し、必要に応じて見直しを行うことを検討すべきである。

提言二一 援助実施体制の見直し、現地機関への権限委譲の促進、援助実施要員の確保

我が国の援助実施体制は、技術協力分野に見られるように多数の省庁に所管が分かれ、また、実施機関も複数存在し、ODA全体の一体性・整合性に欠けているとの批判が強い。また、援助に関する意思決定がほとんど国内で行われ、開発途上国の実情を把握している現地の機関を十分活用する体制となっていない。さらに、援助量やきめの細かい援助の必要性の増大に対し実施要員の確保が追いつかない状況が慢性化している。

適正かつ効果的な援助実施体制を構築するため、一元化の方向で政策機関、実施機関について体制の見直しに向けて検討に着手すべきである。また、相手国の要請に迅速に対応する観点から、現地の機関への権限の委譲を一層促進すべきである。さらに、政策機関、実施機関ともに援助実施要員の着実な増員に努めるとともに、相手国の事情に精通した現地専門家の採用を積極的に図るべきである。

提言二二 援助供与国・国際機関の比較優位性を活かした援助システムの構築
世界的な「援助疲れ」の傾向の中、限られたODA予算を最大限に活用し、適正かつ効果的な援助を実施していくためには、国際機関を含む各援助供与国等の間で政策協議・協調を緊密に進め、歴史的・文化的な背景が反映される各援助供与国等の地域的・分野的な比較優位性を活かした援助システムが樹立される必要がある。

我が国はこのような援助システムの構築に主導的な役割を果たすべきである。

また、このようなシステムの構築に際しては「南南協力」の推進への支援に十分配慮すべきである。

提言二三 国民参加型援助の推進

ODAの主要な財源が国民からの貴重な税金等であることにかんがみ、ODAの実施に当たっては、国民の理解と支持を得ることが不可欠である。そのためには、納税者である国民が自らODAに参加できる道を拡大していくことが重要である。今後、ODAへの個人、NGO等の参加をより一層促進するなど、国民参加型援助の推進を強化すべきである。また、地方自治体が行う開発援助に対し支援を拡充するとともに、ODAの実施に当たって、地方自治体との連携を強化し、そのノウハウを積極的に活用すべきである。

提言二四 NGOとの連携の強化

NGOは草の根レベルで援助活動を行っており、開発途上国の住民の多様なニーズに応え、互いの気持が通い合うきめの細かい援助を行うという優れた特色を有している。このようなNGOの活動は、我が国のODAを息の長いかつ幅のあるものにするだけでなく、「顔の見える援助」という点においても重要である。

そこで現在、ODA全体額の約一％を占める

NGOを通じて援助が、ODA全体額の五％程度を将来的な目標として拡充が図れるよう段階的に努力すべきである。特に、草の根無償資金協力、NGO事業補助金等公的助成制度がNGOの財政にとり重要であることにかんがみ、国の財政事情を斟酌しながら、今後これらの制度を一層拡充するよう努めるべきである。また、NGOの自主性を損なわないように配慮しつつ、NGOの人的費等の管理費に対する助成も含め、運用面での改善に努めるとともに、NGO職員を対象にした研修の充実を図るなど人材の育成・確保についても支援を強化すべきである。

さらに、今後政府とNGOとの対等なパートナーとしての関係が発展を遂げるようNGO・外務省定期協議会の拡充、ODA計画の策定・実施・案件の評価及びフォローアップへのNGOの参加をより一層進めるべきである。同時に、NGO活動に対する社会的評価が高まるよう啓発活動を推進すべきである。

提言二五 援助評価活動の充実

我が国のODAが効果的かつ効率的に実施されるためには、実施された案件の事後評価及び評価結果のフィードバック体制を確立することが重要である。被援助国の理解を得ながら、国会議員、民間の有識者、NGO、諸外国の専門家等の参加を得て多様な視点からの第三者評価をより一層進めるとともに、評価結果を次年度以降のODA実施計画の策定及び案件の形成に反映させるよう努めるべきである。さらに、評価に当たって、外務省と関係省庁、実施機関との間の連携を強化すべきである。

提言二六 情報公開及び広報活動の拡充
ODAに対する国民の理解・支持・参加を得

るためには、ODA政策及び実施の過程を透明にするよう努めることが重要である。そのためには、ODAに関する情報を広く国民に公開することが重要であり、国際協力プラザの増設、インターネットのODA情報の充実、広報資料の国民への配布機会の増大を一層図るべきである。また、マスメディアを通じてODA広報の充実、ODAキャラバンの実施を進めるべきである。

提言二七 開発教育の推進

国民の理解・支持・参加を得たODAとしていくためには、開発教育を推進することが大切である。そのため、初等教育及び中等教育の学校教育において、開発途上国の現状と開発援助の重要性を理解させる学習活動を積極的に行うとともに、大学や社会教育の場においても開発援助に関する充実した授業科目や公開講座等を開設できるよう努めるべきである。

また、開発途上国で一定期間開発援助活動に携わった学生に対し、その活動を大学の履修単位として認定する仕組みを検討すべきである。さらに、大学生に政府・援助実施機関が開発援助に関する実務研修を行わせる制度を拡充すべきである。

提言二八 開発協力に携わる人材の育成・確保・活用、開発協力研究機関の拡充

効果的効率的なODAを実施するためには、開発途上国に関する総合調査研究の実施及びそれに基づききめ細かい援助計画の策定・実施が不可欠である。そのためには国別、地域別の専門家を始め開発協力に携わる人材の育成が重要である。我が国では、近年国際開発研究科を設置する大学院が増加するなど、人材育成のた

めの体制は整備されつつあるが、今後とも一層の整備充実が必要である。そこで、各大学院国際開発研究科の連携協力、単位互換制度、開発援助共同講座の拡充等を行うとともに、開発途上国への大学院学生の派遣に対する支援を強化することにより人材育成の充実を図るべきである。また、大学院等で国際開発に関する専門教育・研究を行う専門家の養成に一層努めるべきである。さらに、政府・援助実施機関で援助の実務に携わる者を一定期間学生として受け入れ、開発援助に関する専門教育を行う制度を拡充すべきである。

また、青年海外協力隊帰国隊員の就職機会の確保により一層努めるとともに、政府・援助実施機関が援助を実施する際に帰国隊員の能力を活用できる仕組みを拡充すべきである。企業OB、シルバーパーソン等について、技術協力への参加機会の増大を図る等人材の確保・活用に努力すべきである。

さらに、開発途上国の地域研究、状況分析等開発協力に関連する研究機関のより一層の拡充に努めるべきである。特に、国際開発高等教育機構の研究体制の充実を図る観点から、「国際開発大学」(仮称)構想の推進を含め、同機構の拡充を検討すべきである。

提言二九 国会のODAに対する恒常的な関与の拡充強化

ODAは外交政策の重要な柱の一つであり、その原資が国民の貴重な税金等により賄われていること等にかんがみ、国会のODAに対する恒常的な関与が一層強められるべきである。国会審議の活性化の前提となるODA関係資料の充実が図られ、議院又は委員会への

提出が進められるべきである。特に、ODA予算の全体像が分かる資料が提出されるべきである。さらに、「我が国の政府開発援助の実施状況に関する年次報告」において、特に、国別援助方針の部分を始めとして内容の充実が図られるべきである。

委員会審査の充実を図るため、①例えば、参議院の外交・防衛委員会において、「ODA年次報告」の提出等を受けて外務大臣から説明を聴取し、質疑を行う機会が設けられるなど、ODAに関する調査が一層深められることが適当と考えられる。また、「ODAに関する小委員会」の常設的な設置について検討がなされることや、総予算の委嘱審査の機会において、ODAに関わる予算全体をも視野においた審査がなされることも適当と考えられる。②決算委員会における審査において、ODAに関わる決算全体をも視野においた審査がなされることが適当と考えられる。③行政監視委員会においても、ODA全般についての調査や「ODA年次報告」等をもとにして調査の機会が設けられることが適当と考えられる。

議員のODA案件の視察等が進められるべきである。特に、議院の海外派遣において「ODA案件調査班」の定期的な派遣が図られるよう望まれる。また、「ODA案件評価のための調査団」等への国会議員の参加の機会が得られるよう検討されることが適当と考えられる。

国会議員とNGO等との意見交換が進められるべきである。すなわち、NGOとの非公式定期協議、国際開発協力に関心のあるジャーナリストとの懇談、被援助国及び援助国の大使との懇談の機会が設けられることが望まれる。

提言三〇 ODA基本法案の骨子の提起

ODAが転換期を迎えている現在、国会とODAとの関わりを更に明確にしていくなため、ODA基本法の立法化に踏み出すことを念頭に、具体的な論議が深められるべき時期に至っている。論議の過程で改められるべき点が生ずることは当然ながら、基本法案の骨子を提起するとすれば、次のようなものが考えられる。

ODA基本法案の骨子

◎国際開発協力の本旨
国際開発協力は、人類の共生と連帯の精神に基づき、開発途上地域における飢餓と貧困の問題が克服され、住民に人の尊厳に値する生活が保障されるような支援を行うことにより、国際社会における地域格差の是正を図り、世界の平和と人類の福祉に貢献するとともに、開発途上地域の政府、住民の自助努力を支援することを旨として行われること。

◎国際開発協力の基本原則

国際開発協力は、次に掲げる国際開発協力の基本原則に従い、相手国の要請、経済社会状況、二国間関係等を総合的に判断して行われること。

○主権の尊重、自主性等

○生活水準が著しく低い開発途上地域に対する特別の配慮

○女性及び子供の福祉の向上に対する特別の配慮

○国際の平和及び安全の維持の見地からの考慮

○軍事的用途への転用の防止

○基本的人権、民主化の促進の努力等に対する考慮

○環境の保全等のための措置

○住民の参加に対する配慮

○国際機関等との協力

◎国会に対する報告

政府は、毎年、国会に、国際開発協力の効果に関する評価を含む、国際開発協力に関して講じた施策に関する報告を提出すること。

◎国際開発協力をを行う団体との連携の強化

◎国際開発協力を携わる人材の育成・確保

むすび

本調査会は、我が国がその一員として緊密な関係を築いてきたアジア太平洋地域の安定と繁栄に寄与することは、我が国の平和を維持し活力を持続させる上からも緊要な課題であるとの問題意識の下、「アジア太平洋地域の安定と日本の役割」とのテーマを設定し三年間にわたる調査活動を行った。

本報告に示した提言については、関係各方面において十分な検討の上、諸施策に反映されるよう要望する。

ここに、調査を終えるに当たり、アジア太平洋地域における平和と安定に向けて、安全保障対話、信頼醸成の取組が一層促進されるべきこと、アジア太平洋地域の安定的な経済発展を持続していくために、協調・協力の仕組みが強固となるよう努力されるべきこと、国民参加型援助の推進、NGOとの連携の強化、援助実施体制の一元化等二十一世紀に向けた経済協力の在り方について検討が深められ具体化されるべきこと、国会のODAに対する関与が恒常的に拡充強化されるべきこと、本調査会が提起したODA基本法案の骨子を論議のたたき台としてODA基本法の立法化が図られるべきことを記して本報告の結びとする。

(参考)活動経過

国際問題に関する調査会

第百三十三回国会 平成七年 八月 四日	(国際問題に関する調査会を参議院本会議において設置) 調査会長互選及び理事選任
第百三十四回国会 平成七年 十月 十九日	今期調査会のテーマを「アジア太平洋地域の安定と日本の役割」に決定した旨の報告
十一月 八日	「アジア太平洋地域を中心とする最近の国際情勢」について外務省総合外交政策局長川島裕君から、「アジア太平洋地域を中心とする最近の国際軍事情勢」について防衛庁参事官小池寛治君から、説明聴取、質疑
十二月 六日	「APEC大阪会議とアジア太平洋地域の安定」について、外務省経済局長原口幸市君から説明聴取、参考人青山学院大学教授渡辺昭夫君及び東京工業大学教授渡辺利夫君から意見聴取、質疑
第百三十六回国会 平成八年 二月 七日	「アジア太平洋地域の安定と我が国の防衛の在り方」について防衛庁防衛局長秋山昌廣君から説明聴取、質疑 「アジア太平洋地域における安全保障の在り方」について、参考人帝京大学教授志方俊之君、明治学院大学教授浅井基文君及び京都大学教授中西輝政君から意見聴取、質疑
二月 十四日	「北東アジア地域における安全保障の在り方」について、参考人東京国際大学教授前田哲男君、防衛研究所第二研究部第三研究室長茅原郁生君及び防衛研究所第二研究部第一研究室長武貞秀士君から意見聴取、質疑
二月 十九日 二十一日	自衛隊の現状、経済協力及び国際研究交流等に関する実情調査のため、愛知県及び石川県に委員派遣

第二百三十九回国会 平成八年十二月 九日	「アジア太平洋地域における安全保障の在り方」について委員間の自由討議
第二百三十九回国会 平成八年十二月 九日	「東アジア地域における安全保障の在り方」について、参考人元駐タイ大使岡崎久彦君、青山学院大学教授阪中友久君及び一橋大学教授山内敏弘君から意見聴取、質疑
第二百三十九回国会 平成八年十二月 九日	「アジア太平洋地域における安全保障の在り方」について、①アジア太平洋地域の情勢認識、②アジア太平洋地域の平和と安定のための方途、③我が国の安全保障の在り方の項目ごとに委員間の自由討議
第二百三十九回国会 平成八年十二月 九日	議長に対し国際問題に関する調査報告書(中間報告)の提出を決定
第二百三十九回国会 平成八年十二月 九日	「アジア太平洋地域における安全保障及び経済協力等に係る諸問題の調査並びに各国の政治経済事情等の視察のため、調査会長及び理事を中心として、ベトナム、タイ、マレーシア、インドネシア及びフィリピンへ議員派遣
第二百三十九回国会 平成八年十二月 九日	アジアにおける安全保障及び経済協力等について海外派遣議員から概要報告聴取、報告に基づき委員間の自由討議
第二百三十九回国会 平成八年十二月 九日	「APECマニラ会議とアジア太平洋地域の経済情勢」について外務省経済局長野上義二君から報告聴取、質疑
第二百四十回国会 平成九年 二月 五日	「アジア太平洋地域における安全保障の在り方」について、参考人神戸大学教授五百旗頭真君、法政大学教授鷺見友好君及び東京大学助教授田中明彦君から意見聴取、質疑

二月 十二日	「アジア太平洋における経済と経済協力の在り方」について、参考人日本経済新聞アジア部長長谷川潔君、成蹊大学教授廣野良吉君及び慶應義塾大学教授竹中平蔵君から意見聴取、質疑
二月 十七日 十九日	安全、経済協力等に関する実情調査のため、沖縄県へ委員派遣
二月 二十四日	「アジア太平洋地域における安全保障の在り方」及び「アジア太平洋地域における経済と経済協力の在り方」について委員間の自由討議
三月 三日	「アジア太平洋地域の安定と日本への期待」について、参考人タマサート大学準教授ブラサート・チチャイワタナポン君及び中京大学教授リム・ホアシン君から意見聴取、質疑
四月 七日	沖縄県への派遣委員から報告聴取、報告に基づき委員間の自由討議
四月 二十一日	「東アジアの安全保障と米軍のプレゼンス」について、外務省総合外交政策局長川島裕君から説明聴取、参考人野村総合研究所主任研究員森本敏君及び軍事評論家岡俊次君から意見聴取、質疑
五月 七日	「我が国の今後の経済協力」について、外務省経済協力局長島中篤君から説明聴取、参考人早稲田大学教授西川潤君及び経済団体連合会常務理事藤原勝博君から意見聴取、質疑
五月 十九日	「我が国の今後の経済協力」について委員間の自由討議
五月 二十一日	「アジア太平洋地域における安全保障」について委員間の自由討議
六月 十一日	議長に対し国際問題に関する調査報告書(中間報告)の提出を決定

第百四十回国会閉会後 平成九年 七月 十四日 安全保障等に関する実情調査のため、第一班広島県及び山口県、 第二班北海道へ委員派遣 十六日	四月 十五日 対外経済協力に関する小委員長板垣正君から小委員会最終報告を 聴取、報告に基づき委員間で自由討 議 四月 二十日 「アジア太平洋地域の安定と日本の役割」について委員間で自由討 議 六月 三日 議長に対し国際問題に関する調査報告書の提出を決定
第百四十一回国会 平成九年 十月二十二日 対外経済協力に関する小委員会の設置を決定 派遣委員から報告聴取 十月二十九日 「朝鮮半島情勢とアジア太平洋地域の安定」について、参考人慶應 義塾大学教授小此木政夫君及び毎日新聞論説委員重村智計君から 意見聴取、質疑 十一月 五日 「中国情勢とアジア太平洋地域の安定」について、参考人政策研究 大学院大学教授高木誠一郎君及び慶應義塾大学教授小島朋之君か ら意見聴取、質疑 十二月 十二日 対外経済協力に関する小委員長板垣正君から小委員会中間報告を 聴取	第百四十一回国会 平成九年 十月二十七日 「ODAの理念」について小委員間で自由討議 十月三十一日 「ODAの実施体制、政策決定過程等のODAの在り方」について 小委員間で自由討議 十一月 十日 「ODAの検証と改革の方向」について、外務省経済協力局長大島 賢三君から説明聴取、参考人東京大学社会科学研究所助教授中川 淳司君から意見聴取、質疑 十一月 十七日 「実施現場から見たODAの状況」について、参考人国際協力事業 団国際協力専門員杉山隆彦君及び前海外経済協力基金理事山本海 徳君から意見聴取、質疑 十一月二十一日 「国会とODAとの関わり」について小委員間で自由討議 十二月 一日 「国会とODAとの関わり」について、外務省経済協力局長大島賢 三君から説明聴取、参考人上智大学教授村井吉敬君から意見聴 取、質疑 十二月 五日 「臨時国会における中間取りまとめ」について小委員間で自由討 議、調査会長に対し調査報告書(中間報告)の提出を決定
第百四十二回国会 平成十年 一月二十九日 対外経済協力に関する小委員会の設置を決定 二月 四日 「アジア太平洋地域の安定と日本の役割」について、参考人大和総 研特別顧問宮崎勇君及び三井物産総合情報室長寺島実郎君から意 見聴取、質疑 二月二十五日 「アジア太平洋地域の安定と日本の役割」について、参考人専修大 学教授岡部達味君及び日本経済新聞論説主幹小島明君から意見聴 取、質疑 三月 十一日 「アジア太平洋地域の安定と日本の役割」について委員間で自由討 議	

第四百十二回国会

平成十年 二月二十七日

「二十一世紀に向けたODAの在り方」について、外務省経済協力局長大島賢三君から説明聴取、参考人読売新聞解説部次長杉下恒夫君から意見聴取、質疑

三月 九日

「二十一世紀に向けたODAの在り方」について小委員間で自由討議

三月 十六日

「二十一世紀に向けたODAの在り方」について小委員間で自由討議

四月 八日

「最終報告に向けた取りまとめ」について小委員間で自由討議、調査会長に対し調査報告書(最終報告)の提出を決定

調査報告書

国民生活・経済に関する調査
右の件について別紙のとおり調査の経過及び結果を報告する。

平成十年六月三日

国民生活・経済に関する調査会長 鶴岡 洋
参議院議長 斎藤 十朗殿

国民生活・経済に関する調査報告

「二十一世紀の経済社会に対応するための経済運営の在り方」

目次

二十一世紀の経済社会に対応するための経済運営の在り方

I 三年間の調査の経過

II 経済社会の変化と国民生活・経済

- 一 人口構造の変化
- 二 情報化の進展
- 三 経済活動等の国際化
- IV 経済運営の現状と課題

一 経済の展望

二 財政運営

三 公共投資

四 社会保障

五 労働政策

IV 社会保障・社会資本整備と国民経済

一 社会保障の経済効果

二 経済運営と社会保障・社会資本整備

三 社会資本整備と社会保障の連携

V 豊かな国民生活を実現するために

一 子育て支援

(一) 育児と仕事の両立支援

(二) 子育ての経済的負担の軽減

二 高齢者支援

(一) 高齢者雇用と自立支援

(二) 介護と仕事の両立支援

三 快適な生活環境の形成

(一) 住宅・生活環境施設の整備

(二) 福祉のまちづくりとバリアフリー化

VI 提言

参考

一、調査会委員名簿

二、調査会の活動状況

I 三年間の調査の経過

近年の我が国経済社会においては、少子・高齢化、経済活動等の国際化、情報化の進展等の変化がみられ、その変化が二十一世紀に向けてより一層加速し、経済及び国民生活に多大な影響を及ぼすことが懸念されている。

こうしたことから、本調査会は、今期の調査項目を「二十一世紀の経済社会に対応するための経済運営の在り方」と決定し、公正で活力がある経済社会と豊かで安心して暮らせる国民生活の実現を目指して、「少子・高齢化」、「情報化」、「国際化」に適切に対応するための経済運営の在り方について調査することとし、政府からの説明聴取、参考人からの意見聴取、海外派遣による現地調査、国内派遣による実情調査、さらには委員の意見表明等の活動を行った。

初年度においては、我が国経済社会の動向と、社会資本整備、社会保障、産業政策・科学技術研究開発、労働政策・人材育成について経済運営の現状と課題を幅広く調査した。二年度目においては、

は、より豊かさを実感できる国民生活の実現に向けて、社会資本整備及び社会保障の在り方を中心に検討し、その基本的方向を明らかにするとともに、特に重要と思われる事項について、社会資本関係十項目、社会保障関係十二項目の政策提言を行った。最終年度においては、二年度目に行った政策提言についてフォローアップを行うとともに、特に、今後の国民生活に多大な影響を及ぼしかねない少子・高齢化の進展に対応するため、「子どもを生き育てやすく、生涯を通じて快適に生活できる環境づくり」が喫緊の課題であるとの認識の下に、子育て支援、高齢者支援及び快適な生活環境の形成について調査し、政策提言を行った。

II 経済社会の変化と国民生活・経済

一 人口構造の変化

我が国では、世界に例をみないスピードで高齢化が進んでおり、二十一世紀には、かつて経験したことのない超高齢社会を迎え、また、総人口は平成十九年をピークに減少していくものと見通されている。

人口構造は、平均寿命の伸長や少子化によって急激に変化しており、平成三十七年には六十五歳以上の高齢者人口が総人口の二七%を占め、その半数が七十五歳以上の後期高齢者になると予想されている。また、生産年齢人口(十五歳以上六十五歳未満の人口)の総人口に対する割合は、平成二年の七〇%をピークに低下に転じ、平成三十七年には六〇%となり、生産年齢人口に対する高齢者人口の割合は四六%にも及ぶといわれている。さらに、十五歳未満人口の総人口に占める割合は、二〇%以下で過去最低の水準となっており、

合計特殊出生率も人口維持に必要とされる二・〇八を下回り、一・四三(平成八年)となっている。このため、総人口は、平成十九年の一億二千七百七十八万人をピークに減少に転じ、半世紀後には約一億人になるものと見通されている。

一方、我が国経済の発展等によって、家族形態などに変化がみられる。

世帯人員は、核家族化の進行や出生率の低下等によって一貫して減少しており、高齢者の単独世帯や夫婦のみ世帯の割合が増加している。また、結婚や出産後も社会で働き続ける女性は増加しており、有配偶女子の就業率は五一・三%(平成九年)となっている。

このような人口構造の変化などは、若年労働力の減少や介護問題を招くなど社会的な課題にもなっている。また、こうした状況は、我が国の経済社会の発展にとって新しい問題を投げかけている。したがって、少子・高齢化社会の進展に際して、社会保障制度や社会資本整備をはじめとする我が国の経済社会システムの在り方を検討することが国民的課題となっている。

二 情報化の進展

高度情報社会は、国境を越えて開かれた情報通信のネットワークの構築により、文字、音声、画像等の多様な情報が個人、企業等の利用者間を自由に飛び交う社会である。

情報化の進展は、知的生産活動をはじめとする産業全体の生産性の向上をもたらすとともに、新たな産業や新規雇用を創出するものと期待されている。それに加え、就業形態や商取引形態の多様化、医療、教育、行政サービス、さらに、余暇活動、文化・芸術活動等の広範な国民生活に便益を

もたらすものと予想される。

活力ある経済社会と豊かな国民生活を実現するため、高度情報社会の構築に向けて、情報化を着実に推進していく必要があるが、我が国の情報化への対応は米国等と比べ後れも指摘されている。

このため、情報通信基盤整備、研究開発、人材育成等を積極的に図っていくとともに、情報通信技術の進歩を産業や消費者の需要サイドに普及させ、国民生活を豊かなものにしていく必要がある。その際には、利用者保護を図るとともに、高齢者や障害者をはじめとして、誰もが情報化の便益を安心して享受できるよう配慮していくことが求められる。

三 経済活動等の国際化

世界貿易機関(WTO)創設による自由貿易体制の強化や情報通信の高度化、金融の自由化等に伴い、人、製品、資金、情報等が、地球的規模で動くようになってきている。また、米国の経済的拡大、アジア等新興経済諸国の発展等を背景にして、世界的に市場経済が広まっている。この結果、企業の経済活動はボーダーレス化し、世界各国が経済発展を競う「大競争時代」が到来している。

我が国でも経済活動の国際化が進展しており、我が国企業による海外生産の活発化、新興経済諸国からの輸入の増加等がみられる。特に、海外生産の活発化は、海外の低廉・豊富な労働力、安価な原材料、低い法人税率等を背景とするものであり、とりわけ自動車、電気機械の両業種では、海外投資額の国内投資額に対する比率が六割前後に達している。

このように、我が国企業は最適な事業環境を求

めて積極的な国際展開を進めており、産業の空洞化が生じている。この結果、雇用機会の喪失、ひいては経済活力の低下が懸念されるなど深刻な影響をもたらしており、新規産業の創出、国際競争力の強化等を図ることが必要である。

また、世界的に金融の国際化が進展しているが、我が国の金融市場における取引高の伸び悩み等の立ち後れもみられる。このため、我が国の金融市場が国際的に十分通用するものとなるよう、預金者や中小金融機関にも配慮し、金融制度を改革していく必要がある。

さらに、経済活動の国際化に伴い、世界的に経済が発展していること等を背景として、地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨の広域化、熱帯林の減少など原因や被害が一国にとどまらない地球環境問題が深刻になっている。このため、我が国としても積極的な対応策を講ずるとともに、諸外国と共同して対処していくことが必要である。

Ⅲ 経済運営の現状と課題

一 経済の展望

近年の景気の動向をみると、平成三年二月から約三年間続いた深刻な景気後退の後、回復感のないうまま、九年度以降、再び経済情勢は厳しくなっている。

このような長期にわたる経済の停滞の原因は、バブル期の過剰な設備のストック調整、バブル崩壊の影響に伴う土地関連の設備投資の落ち込みや個人消費の停滞、さらには構造面からくる金融システムに対する不安や貸し渋り等である。

そこで構造面をみると、国際面では競争の激化により、我が国の産業・雇用の空洞化、経済摩擦等の問題が生じている一方で、国内では、バブル

の崩壊による金融機関等の不良債権の増大や新規産業の展開の遅れ、失業率の高まり等の問題が生じている等、我が国経済は厳しい内外情勢に直面している。

こうしたなかで、景気を回復し、持続的な経済の成長を維持していくためには、規制緩和により民間活力を有効に引き出すことも必要になる。その際には、個人の判断に基づく自己責任が大きくなると予想されることから、情報公開の推進、消費者保護の徹底など、セイフティネットの整備を含む新しい時代にふさわしい公的部門の役割を再構築する必要がある。

また、経済を活性化するため、産業政策においては、国際競争力を有する高度の付加価値をもった製品を生み出す新規事業の育成が必要であるととともに、海外に生産拠点を移す動きがみられるなど、企業が国を越え時代においては、国際的に魅力ある事業環境の整備が必要である。なお、今日の企業活動においては、温室効果ガスの削減や資源の浪費をなくすための循環型社会の構築等、環境面に対する配慮も不可欠である。

一方、金融政策の面では、長期の景気停滞の要因ともなっている金融システムに対する不安を解消するための施策が必要である。まず、金融機関の不良債権の処理と経営の徹底した合理化及び国際的に適用する水準の経営情報の開示が求められる。また、預金者保護に万全を期すとともに、自己責任原則を金融市場に浸透させ、自由で公正な金融システムを早急に確立させることが必要である。

二 財政運営

我が国の財政は、景気の長期停滞によって、税

収が伸び悩むとともに、巨額の財政赤字を抱え、極めて厳しい状況にある。平成十年度予算の公債依存度は二〇％に達しており、平成九年度末の国の公債残高は、対GDP比五〇％の約二百五十五兆円に達すると見込まれている。このため、現在、政府は財政再建に必要な財政構造改革に取り組んでいるところである。地方財政もかつてなく厳しい状況におかれている。

一方で、少子・高齢社会への対応のための社会保障給付費、住宅等生活関連社会資本整備や情報化に対応した社会資本整備、また、国際社会への貢献のための政府開発援助(ODA)など、経済社会の変化に伴う新たな需要の増大が見込まれている。

このため、今後の財政運営に当たっては、財政の健全化を図りながら、経済社会の変化に適切に対応していくことが求められており、官民の役割分担の明確化、施策の重点化・効率化等が必要である。さらに、経済活動の国際化、少子・高齢化等の経済社会の変化に適した税制を検討する等、今後の構造変化に対応した施策を講じていく必要がある。

三 公共投資

我が国の財政は、厳しい状況となっている。しかし、公共投資によって整備される社会資本は、年々積み重ねられる国民共有のストック(資産)として、我が国経済・社会の発展や安定、国民生活の安全や豊かさを支える基盤となるものである。

社会資本整備のために投資された規模年間を公的固定資本形成額の推移でみると、昭和三十年で二兆四千二百十億円(平成二年基準)であったものが、平成八年度には四十一兆四千七十億円

(同)となり、昭和三十年度の十七倍程度の伸びを示しており、GDPの伸び(十倍程度)をしのぐ高い伸びとなっている。

このように、公的固定資本形成額が高い伸びを示し、ストックとしての社会資本が着実に整備されているにもかかわらず、国民生活の視点からみると、経済力に見合った豊かさが実感できていないという不満も多い。その一因として、生活関連の社会資本整備の立ち後れが指摘されている。

政府も「公共投資基本計画」を策定し、公共投資の総額を十三年間で六百三十兆円程度とすることとし、公共投資額のうち、生活環境・福祉・文化機能に係るものの割合を六〇％台前半に増加させることとしている(昭和五十六年度から平成二年度は五〇％台前半)。

二十一世紀に向けて急速に進展すると予想される少子・高齢化に対応して、生活の基盤となる地域全体が、高齢者や障害者、子どもたちにとって、安全にかつ安心して暮らせ、社会参加ができるよう、快適な生活環境を整備するためには、良質な住宅ストックの形成、都市型公園、歩行者に配慮した生活道路等の生活に密接に関連のある施設の充実、保健医療・福祉施設や保育所といった福祉インフラの整備、憩いと安らぎを与える豊かな自然環境の確保が一層重要となる。

一方、近年、諸外国との間において、人、物、情報等の交流が飛躍的に拡大し、相互関係が深まっていることから、国際的な視野に立った交通・情報通信基盤の整備を図っていく必要がある。特に、高度情報化社会の構築に向けて、光ファイバー網、通信衛星等の高度情報通信基盤の整備により、大量な情報の交流と通信コストの低

減を図っていく必要がある。

現下の厳しい財政状況において、社会資本整備を進めるに当たっては、無駄をなくし、効果的、効率的な公共投資を行うことが求められている。

しかし、最近の当初予算における公共投資の省庁別・事業別の比率は硬直化している。経済社会の変化に伴う国民的な課題や社会資本整備の進展の度合いによって、重点的に公共投資を行うべき分野が変化するのは当然のことである。そのため、経済社会の変化に応じて、公共投資の配分を見直していくほか、「時のアセスメント」等の個別事業の必要性の再評価を行うとともに、国と地方の役割の明確化、民間事業者の活用、費用便益分析の手法の確立、公共事業のコスト低減等、公共投資の効率性や政策効果を高めていくことが必要である。

なお、社会資本整備にあたっては、環境アセスメントの実施などによる環境の保全についての配慮が不可欠である。

四 社会保障

高度成長期においては、国民所得が飛躍的に増大したこと等から、社会保障制度は、経済社会の変化によって生じる多様な国民のニーズに対応して、その給付水準や給付内容の見直しが行われる等、制度の充実が図られてきた。

しかしながら、近年の我が国経済は、かつてのような高い成長を期待できないと見込まれていることから、社会保障制度が経済成長の成果を享受する形で、その給付を拡大することは困難な状況にある。

平成十年度における社会保障関係費(生活保護費、社会福祉費、社会保険費、保健衛生対策費及

び失業対策費)をみると、前年に比べて二千九百二十九億円増(対前年度比二・〇％増)の十四兆八千四百三十一億円となっており、一般歳出の三・三％を占めている。これを部門別にみると、医療関係が六兆八千六百三十二億円、年金関係が四兆二千四百五十五億円、福祉関係が二兆六千二百七十二億円である。今後、人口構造の高齢化が進展することによって、国の一般歳出の三分の一を占めている社会保障関係費は、更に増加していくことが見込まれており、厳しい財政状況の下において、制度を安定的かつ公平で効率的にするための努力が必要とされている。同時に、年金・医療等の社会保障の制度改革は、これまでも進められてきたが、二十一世紀に向けた我が国経済社会の変化に対応することができるよう、国民的な合意を得つつ今後も柔軟に制度の改善を図っていくことが必要である。

また、産業構造の変化や産業の空洞化の下で、経済の規制緩和や財政及び経済の構造改革が推進されようとしているなかで、構造改革に対するセーフティネットとしての社会保障の役割も大きくなっている。

社会保障制度の充実には、医療や福祉サービスなどの分野で新たな産業と雇用機会をつくり出すとともに、高齢者や障害者などの働きやすい環境の整備を通じて、将来不足すると見込まれている労働力の確保にも寄与すると同時に、雇用機会の拡大と社会保障給付の水準の向上が、消費者の購買力の増大をもたらし、消費の拡大に資するという側面もある。

このように、社会保障と経済は密接に関連していることから、経済政策と社会政策が相互にバラ

ンスを取りながら、改革を推進していく必要がある。そのため、増大する高齢者や障害者に対する介護サービスや福祉サービス、あるいは今後の本格的な高齢社会を支えていく子どもたちの保育等の児童福祉や、仕事と育児の両立を可能とするような、女性の生き方の選択の幅を拡大するための育児支援に重点をおいた施策の展開が必要である。

五 労働政策

我が国はかつてのような高い経済成長を期待できないう見込まれている。また、経済のグローバル化やメガコンペティション(大競争時代)により、産業の空洞化が生じてきており、新規産業の創出など産業構造の転換が迫られている。このような状況の下で、我が国経済が今後とも安定した成長を遂げ、雇用の安定・拡大を図るためには、産業の高度化によって、国際競争力を有する高付加価値の製品を生み出したり、従来と異なる新分野への事業展開を図ることが不可欠である。こうしたことから、専門的知識や技能、技術、企画・開発能力や応用能力を有する高度で多様な人材や情報通信の高度化に対応した職業能力を有する人材、また情報化の進展によるボーダーレス社会の到来に対応できる人材を育成していくことが喫緊の課題となっている。このため、高度な職業訓練の実施体制を整備するとともに、自己啓発など個人主導による職業能力開発に対する支援を拡充強化する必要がある。

一方、こうした経済情勢や産業構造の変化に加えて、労働力人口の減少や年齢別人口構成の変化等雇用を取り巻く環境は変化してきており、年功序列や終身雇用を中心とするいわゆる日本的雇用

慣行は少しずつ崩れ始め、能力主義の進展や雇用の流動化が徐々に進んできている。

また、雇用環境の整備の遅れが指摘されている高齢者や女性が、参加しやすく働きやすい雇用環境をどのように整備していくかという視点をあわせて、施策を進めていく必要がある。

こうした経済社会の変化に適切かつ的確に対応するため、労働力需給のギャップの調整、雇用の確保、雇用創出のための環境整備、円滑な労働移動等を実現するための施策の充実に課題である。

特に、労働力人口の減少に対応する観点からも、働く意思と能力を持つ女性や高齢者が、労働市場に参入しやすくなるような環境整備の重要性は高まっており、生涯現役社会、男女共同参画社会へ柔軟にシフトしていくことが求められる。また、新たな雇用機会の創出は、新規産業の育成等に大きく関わるものであり、労働政策だけで容易に解決できるものではないため、経済政策や産業政策と一体化・総合化した施策の展開が必要である。

IV 社会保障・社会資本整備と国民経済

一 社会保障の経済効果

社会保障制度は、本来、公的なシステムとしてのセーフティネットとしての機能を有するものであるが、公的なシステムとしてセーフティネットが構築されることによって、有効需要を創出するという役割を果たし、その結果として経済の発展にも寄与するとされるものである。

したがって、人口構造の高齢化、家族形態の変化等経済社会の構造変化や経済の規制緩和の推進、産業の空洞化等による雇用不安などから、セーフティネットとしての社会保障制度に対する国民のニーズはますます高まってきている今日にお

いては、社会保障制度の拡充による有効需要の創出効果が期待できる。

特に、今後の少子・高齢化の急速な進展に対応して、長寿リスクや子育て不安に対するリスクを保障するために、保育の充実や新たな公的システムとしての介護サービスの提供が求められる。こうしたサービスの提供は、家族による扶養機能が一部外部化し、従来子育てや介護にかかりきりだった家族、特に女性の労働力が市場に供給され、あるいは勤労者は就労を継続できることにもなり、経済への好影響が期待できる。また、こうしたサービスが提供されることによって、潜在需要が顕在化すると予想されることから、関連産業が規模を拡大するとともに、新規参入も期待できることから、雇用の創出効果も大きいものと考えられる。

このため、今後の経済運営に当たっては、保育や介護需要の増大と社会保障制度の持つ経済的な波及効果が着目していく必要がある。

ちなみに、福祉部門が公共事業と同様、あるいはそれ以上の経済波及効果を持つとする産業連関分析による試算もある。また、福祉の充実は雇用の創出や消費の拡大などの経済効果をもたらし、地域の活性化に寄与している自治体もある。

二 経済運営と社会保障・社会資本整備

近年の急速な少子・高齢化がこのまま推移すれば、社会保障に係る負担の一層の増加、介護需要の急速かつ大幅な増加等、将来の我が国の社会保障の在り方に深刻な影響を与えることが懸念される。

しかし、社会保障に係る負担は給付に結びつくものであり、便益と合わせて評価されるべきであ

る。また、少子・高齢化の進展に伴い、社会全体の負担は、公私でどのように分担するかにかかわらず、全体として増えていくことは避けられない。したがって、必要な社会的費用をどのように負担するか、すなわち自助・共助・公助の適切な組み合わせによって、いかに公平・公正で効率的なシステムを構築していくかが問題である。このため、給付と負担の在り方について広範な国民的議論を深め、十分なコンセンサスを得ることが重要である。

同時に、社会保障が所得の再分配機能を有することから、給付を受ける側から給付費用を負担する側に戻るような施策が効果的である。このためには、個々の高齢者の身体的・精神的・経済的・社会的状況や多様な価値観に応じて、高齢者が社会参加できるようなシステムを構築する必要がある。また、子育て費用の軽減や子どもを育てやすくするための環境づくりは本格的な高齢社会を支える者に対する社会的投資とも考えられる。

一方、公共投資等によって整備される社会資本は、年々積み重ねられる国民共有のストック(資産)として、経済社会の変化に十分対応できるように適切に整備されるならば、我が国経済社会の発展や安定、国民生活の安全や豊かさを支える基盤となり、中長期にわたり、着実にその効果を発揮するものと考えられる。しかし、世界第二位の経済力を有しているながら、その経済力に見合った豊かさが実感できていないという不満も多く、その一因として、生活関連の社会資本整備の立ち後れが指摘されている。量的な問題や地域間格差の問題も残されているが、これに加えて、いわゆる

「質」の問題、すなわち「ゆとり」、「潤い」、「快適さ」といった面への配慮が十分ではなく、特に高齢者や障害者、子どもが安全で安心して地域社会で暮らすための住宅や生活道路、あるいは交通、都市施設などの生活環境の整備が後れていることは否めない。

したがって、二十一世紀に向けて一層加速すると予想されている少子・高齢化に対応して、仮に高齢期に身体が不自由になっても、尊厳をもって自立した生活を送ることができるよう、生活環境上のバリアを除去することが重要な課題である。これはすべての人が安心して豊かに生活できる生活環境であり、普遍的な価値の創造といえるものである。

今後の社会保障、社会資本整備にあたっては、公私の役割分担を明らかにした上で、必要な財源を適正かつ公平に確保すると同時に、限られた資源を重点的に配分し、より効果的・効率的な政策を実施していくことが喫緊の課題となっている。このため、長期的視点に立ち、経済社会の変化に応じて、社会資本整備、社会保障それぞれの特徴や機能を踏まえ、その相互の連携も含めて適宜適切に対処していくことが重要である。

三 社会資本整備と社会保障の連携

財政が厳しいなかで社会資本整備、社会保障のいずれにおいても、より効果的・効率的な施策の実施が求められている。また、二十一世紀に向けて人、あるいは生活者に視点をおいた施策の展開が求められており、社会資本整備に福祉的配慮が必要となる。こうした時代の要請から、社会資本整備と社会保障がより緊密に連携することによって、その政策効果が一層高まることが期待される。

る。今後の本格的な高齢社会に備えて、福祉的な配慮がなされた住宅や生活環境が整備され、高齢者や障害者が可能な限り住み慣れた地域社会で安心して自立した生活を送ることを可能にすることは、社会保障負担の軽減にもつながると考えられる。また一方、社会保障の充実によって、在宅介護サービス等の自立した生活を送るためのサービス基盤の整備が図られると同時に、社会資本整備の便益を積極的に活用できる体制を整備する必要がある。例えば、医療の情報化を進めるための情報通信基盤の社会資本が整備されても、それを活かせる社会保障側の体制が整備されなければ実際には活用できない。

V 豊かな国民生活を実現するために

長寿化は、古来人類の夢であった。また、子どもは宝とされ子育ては夫婦の喜びであり、次代を担う子どもは未来への希望である。しかし、長寿がリスクとなり、同時に子育てが不安となって少子化が進行している。このことは、少子・高齢化に対応できないシステムに問題があることを示している。また、快適な生活環境形成のための生活関連の社会資本整備が十分でなく、豊かさが実感できないでいる。

このため、二十一世紀の我が国の経済社会が、公正で活力を維持し、国民が豊かで安心して暮らせるために、子どもを生み育てやすく、生涯を通じて快適に生活できる環境づくりが喫緊の課題となっている。

一 子育て支援

近年、女性の社会参加、就業意欲が高まっており、共働き世帯が増加している。他方、核家族化により家族機能が低下する等家族をめぐる状況が

大きく変わるなかで、子育て不安が増加している。このため、働く女性が安心して子育てが出来る環境を整え、育児と仕事の両立を支援していくことが、男女勤労者が共に、生涯を通じて充実した職業生活を送るために解決していかなければならない課題となっている。また、子育てにかかる経済的負担も大きい。夫婦が共に充実した日常生活を送りながら、子どもを生む、生まないを実質的にも選択でき、子育てに喜びをみだし、生まれた子が幸せであるような環境の整備が必要である。

このような環境整備や支援体制が必ずしも十分でないことが、夫婦が子どもを欲しいだけ生めないでいる等少子化を進める要因の一つとなっていると考えられる。特に、就業している女性の出生率は、無職の女性の出生率を大きく下回っている。

子どもは私的な存在ばかりでなく、次代の社会の担い手であるという意味で社会的な存在である。したがって、子育てを私的な責任としてばかりとらえるのではなく、公的な支援はもちろん、企業等も社会的な役割を果たし、育児と仕事の両立支援等社会のあらゆる分野における子育て支援を総合的に計画的に遂行することにより、子どもを生み育てやすい環境づくりを進める必要がある。

(一) 育児と仕事の両立支援

総務省の世論調査によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない者は、男女ともに増加している。また女性が働くことについては、「子どもができてますます職業を続ける方がよい」とする者も男女とも増加している。このよ

うに、女性が働くことについての意欲や理解には高まりがみられる。

しかし、女性の労働力率をグラフに描いてみると、二十〜二十四歳層と四十五〜四十九歳層を左右のピークとし、三十〜三十四歳層をボトムとするM字型曲線を描いている。このいわゆるM字カーブは上方にシフトしつつあるが、三十〜三十四歳層がボトムであることに変化はない。この年齢層がボトムになっているのは、主に出産・育児による就業の中断によるものと考えられる。また、育児を「女性が働き続けるのを困難にしたり障害になること」の理由に挙げる者が二十〜二十九歳までの女性の約四分の三に達しており、育児が女性の働き続けることを難しくする最大の理由となっている。さらに、二十五〜三十四歳の女性のうち、離職理由に育児を挙げる者が約三割に上っている。このように、働く女性にとって、育児と仕事の両立は困難な状況にあり、その支援が喫緊の課題である。

こうした状況に対応し、出産した勤労者が、その後の子育てのため離職しないで、仕事を継続できるようにするため、平成四年四月からすべての勤労者が育児休業をとれるよう、法的な整備がなされた。この育児休業制度は、勤労者の申し出により、子一人につき一回、父母のどちらかが、子が一歳になるまで連続して、その養育のため休業できるものである。また、休業期間中は、育児休業給付として休業前の賃金の二五％が保障されるところに、健康保険料や厚生年金保険料の本人負担が免除される。

しかし、平成八年度の労働省の調査によると、育児休業を取得した者の大半が女性であり、男性

は一%に満たず、出産をした女性勤労者のうち、育児休業を取得した者は半数にとどいていない。また、その取得した休業期間も、一年近く取得する者は取得者の三割程度で、約四割は六か月未満となっており、育児休業制度が十分に活用されているとは必ずしも言えない。平成八年の厚生省の調査によると、育児休業を取得しなかった理由として、「職場の雰囲気や仕事の状況」、「経済的なこと」、「仕事に早く復帰したかった」が主なものとして挙げられており、育児休業を取得しやすい職場環境の整備に努めるとともに、育児休業給付の増額等休業中の経済的支援の充実が求められる。また、育児に男性も参加すべきとの観点から、父母の同時取得、交互取得やその他の取得単位の多様化など、休業制度の弾力化を図るとともに、今後の取得状況等制度利用の進捗状況をみて、休業期間の延長も検討する必要がある。

また、育児休業を取得しない勤労者に対しては、事業主が勤務時間の短縮や時差出勤、フレックスタイム制などの勤務時間の弾力化を図り、就労しつつ子どもを養育することを容易にする措置をとることが義務づけられている。さらに、小学校就学前の子を養育する勤労者に対しては、これと同様の措置をとることが努力義務とされており、その実効性を確保することが求められる。

一方、育児休業を取得しない勤労者や育児休業終了後職場に復帰する勤労者にとって、育児と仕事の両立を図るためには、保育サービスによる支援が不可欠である。昨年の児童福祉法の改正により、保護者が希望する保育所を選択できるようになった。このため、多様な保育サービスを提供できる保育所の確保が必要であり、政府は、エンゼ

ルプランの確実な実施によって、その充実を図ることとしている。しかし、現状では、低年齢児(〇・一・二歳)保育では待機児童がいるなど、保育ニーズに的確に対応できていない。また、育児休業制度と保育サービスとの連携を図る観点から、年度途中でも保育所に入所できることにはなっているが、現実には十分な対応がなされておらず、育児休業期間終了後に保育サービスを受けられない期間が生じかねないといった問題がある。このため、低年齢児保育の充実や年度途中に入所できる体制を一層促進する必要がある。

また、保護者の就業時間や緊急・短期的なニーズを考慮した早朝保育・延長保育の充実、休日保育、一時的保育等の充実が求められる。なお、市町村は、保育所に関する情報はかりでなく、ベビシッターや保育ママも含めた保育サービスに関する情報提供を充実する必要がある。

さらに、小学校就学児童の放課後の保育ニーズも強いことから、いわゆる学童保育についてもその充実を進める必要がある。現在学童保育所は三年生までをその対象にする所が圧倒的に多く、高学年児もその対象にする等、質の向上にも努める必要がある。

なお、育児と仕事の両立支援に関しては、企業の果たす役割も重要である。両立支援は、女性労働力の定着を促し、また、結果的に将来不足すると予想される労働力の確保にもつながると見通されることから、こうした認識の下に、子育て中の勤労者が働きやすい環境づくりに努めることが望まれる。このため、事業主に対し各種奨励金の支給等支援措置がとられているが、こうした支援措置の充実についても検討する必要がある。

また、子育てのために離職した勤労者が容易に再就職することが可能となるよう、情報提供や職業能力開発などの支援が必要である。

(二) 子育ての経済的負担の軽減
厚生省の調査によると、生む予定の子ども数も理想の子ども数より少なくなっている。その要因の一つに子育てに係る経済的負担が挙げられている。

実際、子どもが成人するまでの子育てに要する費用は、約二千万円と試算されている(平成八年版厚生白書)。また、特に多額の費用を要するとされる教育費を民間調査で見ると、学校教育費や補助教育費(学習塾、家庭教師等に要する費用)は、仮に幼稚園から大学までのすべてが国公立であった場合は一千九百三十三万円、すべてが私立であった場合は一千九百三十四万円、高等学校と大学が私立であった場合は一千四百三十二万円である(三和銀行調べ)。

このように子育てに係る経済的負担は大きい。子どもは次世代の社会を担う社会的な存在であり、子どもを社会全体で育てていくという観点に立ち、有子家庭と無子家庭との間に過度な不公平が生じることがないよう、子育てに要する経済的負担の軽減を図ることが求められる。

子育てに係る経済的負担軽減策の主な内容をみると、まず、児童手当は、第一・二子には月額五千円、第三子以降には一万円が支給されている。この支給期間は三歳未満となっており、平成七年度においては、支給児童数は約二百二十二万人である(特例給付の支給児童数を含む)。

また、税制に関して、扶養控除がある。所得税の控除額は一般の扶養親族が三十八万円、特定扶

養親族(年齢十六歳以上二十歳未満が五十八万円)となっており、住民税の控除額は一般の扶養親族が三十三万円、特定扶養親族(年齢十六歳以上二十歳未満が四十三万円)となっている。

さらに、育英奨学事業について、日本育英会を例にとると、奨学金は大学の場合、貸与人員は約五十万人、貸与月額額は自宅通学の場合、国公立が四万円、私立が四万九千円、また自宅外通学の場合、国公立が四万六千円、私立が五万九千円となっている(平成九年度 文部省調べ)。

そのほか、出産時においては、被用者として仕事に従事している女性に対しては、健康保険制度から出産育児一時金として三十万円、また出産休業期間については、出産手当金として標準報酬の六割が支給されている。

これら各制度の目的等も踏まえ、その適切な組み合わせ等によって、子育てに係る経済的負担の軽減策を充実させていくことが重要である。

二 高齢者支援

人生八十年時代を迎え、国民のライフスタイルや意識は大きく変化してきている。

活力ある二十一世紀の経済社会を構築するためには、多年にわたって社会に貢献してきた高齢者が、長期化している高齢期を不安なく、自立し、生きがいを持って豊かに過ごすことのできる生涯現役社会を実現することが望まれる。また、高齢者が尊厳を持って人生を全うできるよう、社会の介護機能を強化するとともに、家族の介護と仕事の両立を図ることが重要な課題となっている。

(一) 高齢者雇用と自立支援

我が国の高齢者の多くは、健康である限り自らの能力を生かして就業その他の社会活動に参加す

ることを希望している。

こうした希望に応え、高齢期においても十分にその能力を発揮できるよう、就業等の環境を整備することは、本人の生活や生きがい・健康面、ひいては国民経済の面においても好ましいことである。

特に、高齢者の就業環境を整備することは、若年人口の減少が予想されるなかで、我が国経済社会の活力の維持と安定的な経済成長を達成していくための人材の有効活用という面からも、また、社会保障制度を支える現役世代と給付を受ける引退世代とのバランスを図るという面からも重要な意味を持つものである。

このため、労働意欲も高く、また多様な生活実態にある高齢者を、一定の年齢で排除するのは不合理であり、社会的な損失でもある。したがって、本人の意欲と能力に応じて、可能な限り就業その他の社会活動への参加が可能になる生涯現役社会の実現が望まれる。

しかし、高齢者の雇用情勢をみると、極めて厳しい状況にある。

六十〜六十四歳の有効求人倍率は年々悪化してきており、平成八年度平均では〇・〇八となっている。一方定年制は、平成十年四月から六十歳定年制が義務化され、六十五歳までの継続雇用が努力義務とされた。また、六十五歳までの継続雇用を普及させるため、この努力義務とあわせて、継続雇用に関する計画の作成指示、変更勧告、適正実施勧告が法定されるとともに、継続雇用制度導入奨励金などの各種の助成制度や高齢雇用継続給付制度の創設によって、高齢者の雇用継続に対する支援が行われている。

しかし、勤務延長制度や再雇用制度を有し、希望者全員が六十五歳、あるいはそれ以上まで継続して雇用される制度を有する企業（六十五歳以上の定年制を有する企業を含む）は、平成九年一月現在、二一・六％とまだ少ない。

したがって、六十五歳定年制の実現に向けて、現在努力義務となっている六十五歳までの継続雇用制度を義務化するための環境づくりが肝要である。

また、六十五歳までの継続雇用を可能にするためには、高齢者がその能力を十分発揮できるような就業環境の整備が必要であり、高齢者の身体機能を考慮に入れた労働条件の整備、あるいは職場内の安全性の確保や作業負担の軽減など高齢者が可能な限り長期に就労できるような職場づくりが不可欠である。

同時に、高齢者の多様な就業ニーズに対し、これに応えるための就業機会の確保や就業環境の整備が求められる。

高齢者が希望する仕事の内容は多様であるが、実際に高齢者が就業できる仕事の内容は限られている。また、六十から六十四歳の男子の不就業者のうち、就業を希望する者の希望勤務形態をみると、「普通勤務」、「短時間勤務」、「近所や会社などに頼まれたりして、任意に行う仕事」を希望するなど、高齢期における希望勤務形態は多様化している。このため、事務系の職種を拡大するとともに、フルタイムの普通勤務のほか、ワークシェアリングにより短時間勤務や短期間勤務など、多様な就業機会を用意する必要がある。

一方、職業生活から引退した者が、地域社会において豊かな自立した生活を確保するためには、

経済生活の安定と高齢者が生きがいを持てるよう、それまで培ってきた知識、経験、技術等の能力を発揮できる機会を確保する必要がある。

また、経済的な基盤の中心的な役割を果たすのは公的年金制度である。

年金財政は、受給者数の増加、受給期間の長期化が進む一方、少子化の進展で保険料を負担する現役世代が減少していくのは事実で、厳しい状況が続くことが予想される。しかし、年金は高齢期の生活の支柱である。このため、年金財政の長期的安定を図るとともに、現役世代に過度の負担を強いることとならないよう、年金世代の所得や資産の保有状況なども視野に入れ、現役世代の生活水準との均衡にも考慮して、適正な給付と公平な負担の在り方について検討する必要がある。また、年金の支給開始年齢は、平成十三年度から二十五年度にかけて段階的に引き上げられることになっている。しかし、今日の高齢者雇用の情勢は極めて厳しく、特に六十歳代前半の雇用を確保することが懸案となっている。高齢期の生活の安定を図るためにも、職業生活からの引退が円滑に行われるよう、定年年齢と年金の支給開始年齢が一致することが求められる。

このため、年金の支給開始年齢の段階的な引上げに応じて、これと連携が取れた定年年齢の実現を図っていく必要がある。

したがって、今後の高齢者の雇用情勢が、六十五歳まで現役として働くことが困難な状況にある場合は、年金の支給開始年齢の段階的な引上げについても、その実施時期や移行のための期間を再検討する必要がある。

また、職業生活から引退した高齢者が、その貴重な時間を孤独や無為に過ごすことなく、生きがいを持って充実した生活を送るためには、高齢者がスポーツ・生涯学習・ボランティアなど各種の地域活動にも主体的に参加し、社会から疎外されることなく自立した市民として活動することが重要である。このため、できるだけ自宅の近くで気軽に立ち寄れる活動の場の確保、様々な活動の内容や役割を調整するコーディネート者の養成と地域における有用な活動情報の提供の一体化が必要である。

他方、生きがいのある生活を送るためには、若い時期からの健康の維持・管理が極めて重要であるが、同時に高齢期における健康の維持・管理は、若い時期の生活や健康状態を踏まえてなされる必要がある。

しかし、老人保健サービスは市町村が実施し、少年期、青年期及び壮年期の健康管理は学校や職場が実施している。このため、少年期等に行われた保健サービスの内容が高齢期の保健サービスに必ずしも生かされていないのが実情である。長期化した高齢期を健康に過ごすためには、人生の各段階における健康状態に基づいた健康管理が重要であり、各種の保健サービスのデータが活用されれば貴重な資料になると思われる。このため、人生の各段階で実施される保健サービスの内容が高齢期の健康管理に生かされるよう、各種保健医療機関のデータも含めて一元的に管理されるシステムを構築する必要がある。

また、ケアが必要な者の生活の質を向上させるには、日常生活における自立のレベルを引き上げることが不可欠である。このため、仮に介護が必要になった場合でも、早期に自宅での日常生活が

可能となるよう、地域に密着したリハビリテーションの実施体制を強化する必要がある。

なお、壮年期や高齢期からの対策にとどまらず、習慣や嗜好が身につく幼少期や若年期からの健康づくりも重要である。

(一) 介護と仕事の両立支援

長寿化に伴い、高齢者人口は急速に増加し、寝たきりや痴呆といった介護を必要とする高齢者は平成十二年に二百八十八万人、三十七年には五百二十万人に達するものと見込まれている。また、実際に寝たきりとなった場合の寝たきり期間は長く、三年以上が五三・〇％、一年以上三年未満が二一・二％となっており、全体の約四分の三は一年以上である。

このように、寝たきり期間の長期化と家庭の介護力の低下がみられるなかで、世帯員の誰かが要介護状態になった場合の家族の考えについてみると、なるべく在宅で介護を行いたいとする者が約八割を占めている。また、六十五歳以上の者で介護を受けた場所として、家庭を望んでいる者の割合は四割強で最も多い。こうしたことから、政府も、新ゴールドプランによって、在宅介護サービス基盤の整備を推進している。

一方、就労と介護との関係をみると、介護について在宅指向が強い反面、家庭の介護力が弱いことから、要介護者がいる場合の家族の就業率は、いない場合の就業率より低く、三十・四十代の女性と五十代の男性において、この傾向が顕著に現れている。このように介護と仕事の両立が困難な状況にあることが伺える。

このため、介護と仕事の両立が可能となるよう、介護休業に関する法的な整備がなされ、平成

十一年四月から介護休業制度の導入が企業に義務づけられることになった。その内容は、勤労者の申し出により連続する三月の期間を限度として、常時介護を要する家族一人につき一回の介護休業を取得することができるものである。また、平成十一年三月までは努力義務期間となっており、企業に対して介護休業制度を早期に普及させるための奨励金の交付等の助成事業が行われている。なお、今国会で雇用保険法の改正が行われ、平成十一年四月から介護休業取得者は休業開始前賃金の二五％の介護休業給付が支給されることとなった。

介護休業制度に関しては、義務化後の利用状況を踏まえ、介護休業期間の延長、取得回数が増え、取得方法の弾力化、介護休業給付の増額について検討する必要がある。また介護休業期間中の健康保険及び厚生年金保険の被保険者本人負担分の免除等経済的支援を講じる必要がある。

また、介護のために、いったん離職した者が容易に再就職することが可能となるよう、情報の提供や職業能力開発などの支援が必要である。

一方、介護と仕事を両立させるためには、介護休業制度とあわせて、介護サービスの充実が喫緊の課題となっている。

このため、加齢に伴い要介護状態となった場合には、高齢者の選択によって、在宅あるいは施設で必要な介護サービスを受けられる公的介護保険制度が平成十二年度から実施されることとなった。

公的介護保険制度が実施されることによって、これまでやむを得ず家族で担われていた介護が、新たな需要となって顕在化してくるものと考えら

れる。このため、新ゴールドプランに基づく基盤の整備ではサービスの供給量に不足や地域間格差が生じる可能性がある。こうしたことから、在宅・施設サービス基盤を一層充実していくことが求められる。また、民間活力の導入やNPO法人の活用を図る必要がある。同時に、入所型の施設経営を前提とした社会福祉法人の設立要件を緩和することも必要である。また、要介護認定に関しては、公平・公正な判定指針の設定、申請の簡素化、迅速な認定のための体制づくり、不服審査体制の充実が必要である。なお、公的介護保険制度の実施に際しては、年金収入のみの高齢者等が負担可能な保険料や利用料となるような特段の配慮が必要である。

三 快適な生活環境の形成

少子・高齢社会にあつて、豊かな国民生活を実現するためには、安心して子育てができ、のびのびと子どもが育つことができるよう、また、高齢者が長年住み慣れた地域で、尊厳をもって自立した生活が可能となるよう、安全で快適な住環境の整備、地域コミュニティの形成を含めた魅力的な福祉のまちづくり、日常生活上のあらゆるバリアの除去などが重要視される必要がある。

(一) 住宅・生活環境施設の整備

国民が豊かさを実感できるような生活環境を形成していくためには、まず国民の重要な生活基盤である住宅が子どもを生み育てやすく、高齢者が安全に安心して住み続けられるものでなければならぬ。

我が国における住宅は、量的な整備はととのってきたものの、特に大都市圏で「高・遠・狭」といわれるように、依然として質が十分とはいえな

い。このため、少子・高齢社会に対応できるよう、居住水準が高く、可変性に富み、耐用年数が長い良質な住宅を整備する必要がある。良質な住宅は、病気の予防、健康の維持、介護の容易さにつながるものである。

理想の数の子どもを持っていない要因の一つに住宅事情の悪さが挙げられている。子どもを生み、安心して育てるには子どもの数や家族数に応じた広さと室数のある住宅が必要であり、居住水準の向上が求められる。

また、高齢者や障害者が尊厳をもって可能な限り住み慣れた地域社会で、自立した生活を確保できるようにすることが重要な課題となっている。

このため、新たに建設される住宅の設計や、既存の住宅のリフォームに当たっては、家庭内での事故が起これにくく、一定の身体機能の低下があった場合においても、そのまま安全で快適に住み続けることが可能となるような仕様にすることが基本となる。具体的には、段差がなく、手すりの設置が可能であること、玄関、浴室、居間、高齢者等の寝室等が、できる限り同一階に配置されていること、浴室、トイレは、できる限り介助可能な広さを確保すること等である。こうしたことは、介護の労力の節減にも寄与するものであり、社会的な介護費用の節減に資するという点からも望まれる。

このように、今後の住宅は耐久性に富み、長期化した人生の各段階におけるニーズに応えられるよう可変性を持たせることが重要である。すなわち、躯体は耐久性が高く、リフォームが容易で間取りや設備が可変性に富んだ住宅をストックとして充実させる必要がある。

住宅とともに安全で快適な生活環境を形成することは、その投資が子孫に引き継がれ、健康や福祉、文化のためのストックとして人々の暮らしの基盤となるものである。

公園は、子どもにとっては遊び場として、また、高齢者にとっては憩いやスポーツ等を楽しむ場として、多様な役割を果たす基幹的な公共施設である。我が国は公園の整備が量・質ともに遅れていることから、引き続き量的・質的な面での整備水準を向上させることが求められる。特に、アクセス路や園内の設備のバリアフリー化等、子どもや高齢者などが利用しやすいように整備することが必要である。

また、生活道路は、通学・通園・通院・買い物等で、日常最もよく利用する施設である。子どもや高齢者が事故の危険がなく安全に通行することが可能となるような整備が求められる。このため、各地で通過交通を排し、歩行者を優先しつつ居住者の自動車走行と共存するいわゆるコミュニティ道路の整備が始まっているが、こうしたコミュニティ道路への改造等質的な面の向上が必要である。

さらに、図書館・公民館・集会所等の文化施設は、地域の人のふれあいの場あるいは生涯学習の場として、高齢者等の社会参加活動の拠点となるものである。このため、施設内のバリアフリー化等ハード面の整備によって高齢者等が利用しやすくとともに、子どもや高齢者に魅力あるイベントの実施やその情報の提供など、ソフト面の充実も必要である。

このほか、社会福祉施設は、要介護高齢者等のリハビリテーションあるいは生活の場であるとともに、

もに、高齢者同士や高齢者等と地域住民とのふれあいの場としても重要である。このため、高齢化が進展するなかで、地域に開かれたコミュニティケアの拠点としての機能が求められる。したがって、福祉施設の立地は、誰もが利用しやすい身近な所に設置すべきであり、その際には、学校の空きスペース等既存施設を活用するのも効果的である。

生活環境の整備にあたっては、三人に一人が高齢者になることを念頭に置き、防災にも配慮するとともに、各種の施設が都市づくりのなかでバランスよく配置されなければならない。また、今後の都市づくりにおいては、地域の特色をいかしたものとすることが必要である。そのため、施設を機能面から充実させるだけでなく、地域固有の伝統、文化等地域の個性や特色をいかし、住民の意向等を把握し、反映していくことも重要である。

(二) 福祉のまちづくりとバリアフリー化
我が国は世界一の長寿国になった。しかし世界一暮らしやすい国になっているとは言えない。

高齢者や障害者が自らの選択によって生活をコントロールし、より快適に過ごすためには、住宅や生活環境施設に限らず、国民生活上のあらゆる分野において、不便や不安を感じることがないよう、心身機能に応じた十分な配慮がなされなければならない。

こうした配慮がなされることは、地域住民の「生活の質(QOL)」の向上を実現することにもなる。

福祉のまちは、すべての住民が地域社会において、疎外感を味わうことなく、安心して快適に暮

らせる人間本位のまちであり、豊かな国民生活の実現を図る上で基本となるものである。

今後の高齢化の急速な進展を考えると、高齢者等が、家庭での生活に限らず、生活関連施設やメンタルな面においても、不便や危険、さらには不快を感じることもなく、気軽に社会参加できる環境づくりが求められる。

このため、例えば、家庭での生活においても、住居のバリアフリー化とともに、日常の生活に欠かすことのできない日用品や家電製品・情報通信機器などは、高齢者等が誰にも頼らずに一人でも安心して暮らせるよう、色や文字の大きさ、形状、操作面に工夫を施し、使い勝手を良くするなど、便利で安全に使えるものでなければならぬ。また生活関連施設においても、生活道路は、段差の解消や音の出る信号機が設置され、幅が広く障害物のない歩道が整備され、交通機関は、駅構内にエレベーターが設置され、ホームと車両の間の段差や隙間がなく、リフトバスや低床バスが普及しており、まちは、身近に商店街があり、公共施設や店舗等の建築物の出入口の段差が解消されていなければならない。

さらにメンタルな面では、地域住民との交流などにおいても、疎外感や不快感を味わうことなく、生きがいを持って、豊かに高齢期を過ごすことのできるコミュニティの形成がなされていなければならない。

このようなまちづくりを実現するためには、国民一人一人が福祉的な考えを持ち、また全ての関連施策において、福祉的な配慮がなされなければならない。

我が国では、二十一世紀に向かって、情報化、国際化と並んで、高齢化、長寿化という国民生活に最も密着した大きな変化が予測されており、この変化に的確に対応したハード・ソフト両面における新たなシステムの構築が求められている。

高齢社会においては、高齢者を始めとする地域住民の安全性、快適性の確保といった生活の質の向上が問われることになり、社会全体がそのニーズに応えるものでなければならぬ。

そのための福祉のまちづくりは、障害の有無や程度にかかわらず、誰もが暮らしやすいよう、福祉の分野に限らず、国民生活上のあらゆる分野において、計画の段階から福祉的な視点を取り入れていくという、いわゆるユニバーサルデザインの理念に基づいた社会の形成を目指していくことである。

本調査会は、二十一世紀の経済社会に対応するための経済運営の在り方について検討してきた。今般、最終報告書を提出するにあたり、特に重要と考えられる点について提言を行う。政府並びに関係方面におかれては、この趣旨を理解され、実現に努められるよう要請するものである。

VI 提言

我が国の少子・高齢化は極めて急速に進んでおり、人口減少社会の到来が見込まれている。こうしたなかで、労働力人口の減少、要介護高齢者の増大等人口構造の変化に伴う社会的な問題が顕在化し、二十一世紀の経済社会の発展に大きな影響を及ぼすものと考えられる。

このため、公正で活力がある経済社会と、豊かな国民生活の実現を目指して、少子・高齢化の進展に適切に対応するための経済社会システムを再

構築していくことが必要である。

特に、介護等の社会保障の再構築、女性や高齢者等の雇用環境の整備、安心して暮らせる地域社会を形成するための生活環境の整備が求められる。

一 子育て支援

子どもを安心して生み育てることができ、育児と仕事の両立が可能な環境を整備することが喫緊の課題となっている。こうしたことから、保育制度の充実や育児休業制度の適切な運用・改善と就業環境の改善を図る必要がある。そのため、関連施策を総合的・計画的に推進するとともに、エンゼルプランの位置付けの明確化等法的整備も視野に入れた幅広い検討が必要である。また、男女共同参画社会の実現に向けて社会全体のシステムを改善するための国民的議論が求められる。

同時に、有子家庭と無子家庭の経済的負担の公平の観点から、児童手当、税制等を総合的に検討し、次代を担う児童の子育てに関する経済的負担の軽減を図る必要がある。

二 高齢者支援

生涯現役社会の実現を目指し、当面、六十歳代前半の高齢者の雇用機会を拡大することが喫緊の課題である。また、六十五歳定年制を実現するためには、六十歳代前半の継続雇用の普及に努めるとともに、これを義務化するための環境づくりが必要である。

肝要である。

一方、介護休業制度と介護保険制度の発足に当たっては、両者がその役割に応じた機能を十分発揮できるよう、その連携について常に見直しを行うとともに、早急に介護基盤の充実を図る必要がある。また、介護休業制度の法施行前の普及も積極的に促進していく必要がある。さらに、新ゴールドプラン、障害者プランの法的位置付けも検討する必要がある。

三 快適な生活環境の形成

豊かな国民生活を享受するためには、快適な生活環境の形成が不可欠である。質の高い住宅や生活環境施設は、社会保障負担を軽減し、制度を支える機能を有することから、その重点的な整備が必要である。

一方、今後の少子・高齢社会を見通すと、子どもや高齢者の利用が容易になるよう、各種施設の整備に当たっては福祉的配慮を講じるとともに、社会保障等ソフト面との連携を一層強化する必要がある。また、高齢者が住み慣れた地域社会の一員として、必要なサービスの提供を受けながら可能な限り地域で暮らし、施設介護が必要となった場合には、その入所が保障されるという良い循環を確立することが重要である。そのためには、バリアフリー化された高齢者向け住宅の供給が不可欠であり、法的整備を含め検討する必要がある。

参考

一、調査会委員名簿

(一) 報告書提出日(平一〇・六・三)における委員

会長 鶴岡 洋 理事 尾辻 秀久 理事 太田 豊秋
理事 中原 爽 理事 円 より子 理事 山本 保

(二) 平七・八・四一〇・六・三までに当調査会に所属したところのある委員

理事 日下部 禧代子	理事 有働 正治	理事 阿曾田 清
委員 小野 清子	委員 大野 つや子	委員 狩野 安
委員 金田 勝年	委員 常田 享詳	委員 中島 真人
委員 橋本 聖子	委員 平田 耕一	委員 三浦 一水
委員 朝日 俊弘	委員 川橋 幸子	委員 水島 裕
委員 吉田 之久	委員 松 あきら	委員 皆野 壽
委員 栗原 君子		
理事 小野 清子	理事 大島 慶久	理事 片山 虎之助
理事 清水 嘉与子	理事 朝日 俊弘	理事 笹野 貞子
理事 水島 裕	理事 牛嶋 正	理事 武田 節子
理事 上山 和人	理事 首野 壽	理事 三重野 栄子
理事 藤 弘	理事 筆坂 秀世	理事 片上 公人
理事 阿部 正俊	委員 石井 道子	委員 上杉 光弘
委員 大島 慶久	委員 大野 明	委員 太田 豊秋
委員 岡野 裕	委員 加藤 紀文	委員 笠原 潤一
委員 片山 虎之助	委員 清水 嘉与子	委員 鈴木 省吾
委員 中原 爽	委員 野村 五男	委員 宮崎 秀樹
委員 吉村 剛太郎	委員 伊藤 基隆	委員 石田 美栄
委員 一井 淳治	委員 小川 勝也	委員 小林 元
委員 小島 慶三	委員 小山 峰男	委員 笹野 貞子
委員 菅野 久光	委員 千葉 景子	委員 角田 義一
委員 前川 忠夫	委員 松前 達郎	委員 和田 洋子
委員 魚住 裕一郎	委員 海野 義孝	委員 及川 順郎
委員 大森 礼子	委員 高野 博師	委員 但馬 久美
委員 浜四津 敏子	委員 福本 潤一	委員 渡辺 孝男
委員 青木 薪次	委員 日下部 禧代子	委員 三重野 栄子
委員 山本 正和	委員 阿部 幸代	委員 山下 芳生
委員 木暮 山人	委員 都築 謙	委員 戸田 邦司
委員 平野 貞夫	委員 堂本 暁子	委員 水野 誠一

二、調査会の活動状況(平七・八・四〇・六・三)

調査項目・二十一世紀の経済社会に対応するための経済運営の在り方

① 調査会(手続のために開かれた調査会を除く)

国会回次	年 月 日	活 動 内 容
一三四回	平七・一・一・八 一一・一・三	経済企画庁・大蔵省から説明聴取 厚生省・運輸省・郵政省・建設省から説明聴取・質疑
一三六回	平八・二・七 二・一四 二・二八 四・二二	科学技術庁・文部省・通商産業省・労働省から説明聴取・質疑 政府に対する質疑 政府に対する質疑 参考人から意見聴取・質疑 派遣委員の報告
一三九回	一一・一・三	海外派遣議員の報告
一四〇回	平九・二・二・二 二・二五 三・一九 四・九 四・一六 五・七 五・二八 六・一一	大蔵省・厚生省・労働省・自治省から説明聴取・質疑 経済企画庁・国土庁・運輸省・建設省から説明聴取・質疑 参考人から意見聴取・質疑 派遣委員の報告 参考人から意見聴取・質疑 参考人から意見聴取・質疑 参考人から意見聴取・質疑 各委員意見表明 中間報告書の提出を決定
一四一回	一〇・二・九	大蔵省・運輸省・建設省・自治省から説明聴取・質疑(中間報告フォローアップ) (政府委員) 大蔵省主計局次長 細川 興一君

一四二回	平一〇・二・二五	運輸省運輸政策局長 建設大臣官房総務審議官 自治大臣官房総務審議官 厚生省・通商産業省・郵政省・労働省から説明聴取・質疑 (中間報告フォローアップ) (政府委員) 厚生大臣官房総務審議官 厚生大臣官房審議官 厚生省健康政策局長 厚生省保健医療局長 厚生省生活衛生局長 厚生省社会・援護局長 厚生省老人保健福祉局長 厚生省児童家庭局長 厚生省年金局長 通商産業省機械情報産業局長 中小企業庁次長 郵政省通信政策局長 労働省労政局長 (説明員) 厚生大臣官房審議官 郵政省放送行政局放送政策課長 大塚 義治君 伊東 敏朗君
一四三回	平一〇・二・二五	参考人から意見聴取・質疑 (参考人) 『人口減少下における社会保障と国民経済』 一橋大学名誉教授 『福祉サービスの経済波及効果』 大阪地方自治研究センター常任研究員・ 龍谷大学経済学部兼任講師 参考人から意見聴取・質疑 (参考人) 『育児・介護と仕事の両立支援』 宮澤 健一君 永峰幸三郎君
一四四回	一一・一・一〇	土井 勝二君 小鷲 茂君 嶋津 昭君 田中 泰弘君 江利川 毅君 谷 修一君 小林 秀賢君 小野 昭雄君 炭谷 茂君 羽毛田信吾君 横田 吉男君 矢野 朝水君 広瀬 勝貞君 中村 利雄君 木村 強君 澤田陽太郎君

四・八		國際日本文化研究センター助教 「福祉の充実に向けた生活環境整備」 神戸大学名誉教授・国際居住福祉 研究所所長 参考人から意見聴取・質疑 (参考人) 「育児・介護と仕事の両立支援」 株式会社西武百貨店代表取締役副 社長 「福祉の充実と地域の活性化」 山形県最上町長 政府に対する質疑 五・一一 (政府委員) 公正取引委員会事務局経済取引局 長 公正取引委員会事務局経済取引局 取引部長 総務庁長官官房審議官 総務庁人事局長 総務庁統計局長 経済企画庁調整局長 経済企画庁総合計画局長 大蔵大臣官房審議官 大蔵省主計局次長 文部省生涯学習局長 厚生大臣官房総務審議官 厚生省保健医療局長 厚生省社会・援護局長 厚生省老人保健福祉局長 厚生省児童家庭局長 厚生省保険局長 厚生省年金局長 資源エネルギー庁長官	落合恵美子君 早川 和男君 坂本 春生君 中村 仁君 塩田 薫範君 上杉 秋則君 西村 正紀君 中川 良一君 伊藤 彰彦君 塩谷 隆英君 中名生 隆君 大武健一郎君 細川 興一君 富岡 賢治君 田中 泰弘君 小林 秀資君 炭谷 茂君 羽毛田信吾君 横田 吉男君 高木 俊明君 矢野 朝水君 稲川 泰弘君
五・二〇		資源エネルギー庁石炭・新エネルギー 部長 中小企業庁次長 郵政省電気通信局長 労働省労働基準局長 労働省女性局長 建設省職業安定局長 建設大臣官房総務審議官 建設省道路局長 建設省住宅局長 自治省行政局選挙部長 自治省財政局長 各委員意見表明 太田 豊 秋君(自由民主党) 円 より子君(民主党・新緑風会) 山本 保君(公明) 日下部 禧代子君(社会民主党・護憲連合) 有 働 正 治君(日本共産党) 阿曾田 清君(自由党) 栗原 君 子君(新社会党・平和連合) 報告書の提出を決定	篠原 徹君 中村 利雄君 谷 公十君 伊藤 庄平君 太田 芳枝君 征矢 紀臣君 小 鷲 茂君 佐藤 信彦君 小川 忠男君 牧之内隆久君 二橋 正弘君
六・三		宮崎県及び大分県 調査目的 産業動向、雇用動向、社会資本の整備状況等に 関する実情調査 派遣委員 会長 鶴岡 洋 理事 太田 豊秋 理事 清水嘉与子 理事 牛嶋 正 理事 片上 公人 理事 上山 和人 理事 藤澤 弘 委員 笹野 貞子	

② 海外派遣・委員派遣・近郊視察
(注) 平七・八・四九・六・一一の間に招致した参考人等の調査会活動の詳細は、初年
度及び二年度目の中間報告参照。

一三六回 閉会後	平八・七・三〇 八・一一	視察先 官崎県工業試験場、日南海岸海中公園、官崎県 亜熱帯作物支場、シーガイア、大分県社会福祉 介護研修センター、ウエルフェアテクノハウス 大分、別府市竹細工伝統産業会館、社会福祉法 人「太陽の家」等 ドイツ、デンマーク、イギリス及びフランス 調査目的 先進諸国における社会資本整備に関する制度・ 施策の調査のため 派遣議員 団長 鶴岡 洋 太田 豊秋 牛嶋 正 山本 正和 藤澤 弘
一四〇回	平九・二・二七 一九	広島県及び愛媛県 調査目的 社会資本整備、社会保障等国民生活・経済に関 する諸問題の実情調査 派遣委員 会長 鶴岡 洋 理事 小野 清子 理事 大島 慶久 理事 牛嶋 正 理事 日下部博代子 理事 笹野 貞子 理事 藤澤 弘 委員 片山虎之助 委員 小林 元 委員 朝日 俊弘 委員 小山 峰男 視察先 広島空港及び周辺地域視察、公立みづき総合病 院、ひろしま西風新都、アイテムえひめ、愛媛 県生涯学習センター、愛媛県花き総合指導セン ター等
一四二回	平一〇・三・一六	視察目的 社会資本整備に関する実情調査 視察委員 会長 鶴岡 洋 理事 尾辻 秀久 理事 中原 爽 理事 円 より子 理事 日下部博代子 理事 有働 正治 委員 吉田 之久 委員 松 あきら 委員 栗原 君子 視察先 東京湾アクアライン海はたる、お台場海浜公 園、テレコムセンタービル、共同溝

調査報告書

行財政機構及び行政監察に関する調査
右の件について別紙のとおり調査の経過及び結
果を報告する。

平成十年六月三日

行財政機構及び行政監察に関する調査
参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議長 斎藤 十朗殿

行財政機構及び行政監察に関する調査報告
ま え が き

参議院行財政機構及び行政監察に関する調査会
は、第百三十三回国会召集日の平成七年八月四日
に設置され、「時代の変化に対応した行政の監察
の在り方」をテーマとして、鋭意調査を進めてき
た。その結果、平成九年六月九日に、本院にオン
ブズマンの機能を備えた行政監視のための第二種
常任委員会を設置することを内容とする報告書を
議長に提出し、第百四十一回国会における国会法
改正案等の成立を経て、第百四十二回国会召集日
の平成十年一月十二日から行政監視委員会が設置
された。

三年目の活動については、前記テーマの下で、
新たに「政策等の評価制度」について、政府からの
説明聴取及び参考人からの意見聴取並びに調査会
委員間の自由討議を通じて調査を進めてきた。そ
の結果、今後の政策等の評価の重要性にかんが
み、必要と思われる事項について本調査会として
意見を集約し、提言として取りまとめた。

ここに三年間の調査を終了するに当たり、二年
目の中間報告に係る提言が既に実現をみているこ
とから、三年目の調査活動に関する報告をもって

最終報告とし、議長に提出するものである。

目次

第Ⅰ 調査会の調査の経過

第Ⅱ 調査会の調査の概要

一 政策等の評価制度

二 行財政機構及び行政監察に関する実情調査

第Ⅲ 政策等の評価制度についての提言

○参議院行財政機構及び行政監察に関する調査会
委員

(参考)

1 三年間の主な活動経過

2 行政監視等のための機関の設置について
の調査会長案

3 参議院行政監視委員会設置に係る国会
法、参議院規則改正

第Ⅰ 調査会の調査の経過

参議院行財政機構及び行政監察に関する調査会
は、平成七年六月一日に議長に提出された「参議
院改革協議会報告書」の答申に基づき、第百三十
三回国会召集日の同年八月四日に設置された。

三年間の調査テーマは、理事会等で協議を重ね
た結果、国民の多様なニーズへの的確な対応を目
指した立法府と行政府の新たな関係を模索する必
要があるとの観点から、「時代の変化に対応した
行政の監視の在り方」と決定し、鋭意調査を進め
てきた。

一年目は、主として行政監察等に視点を置いた
基礎的調査を進め、現行の行政監察制度等の実情
と問題点、オンブズマン類似・関連制度等につい
て、総務庁を始めとした関係省庁から説明聴取を
行うとともに、学識経験者等からの意見聴取を

行った。さらに、一年目の締めくくりとしてそれまでの調査を踏まえ、調査会委員間の自由討議により今後の調査会の方向性と課題について議論を行った。その際、国会と行政は緊張関係を持つべきであり、そのために行政を常時監視する委員会、あるいはオンブズマンを新設すべきであるとの意見が述べられる一方で、新たな機関を設置するよりも、請願処理方法を改善したり、既存の常任委員会等において、政府部内監察の利用及び国政調査権の積極的な活用を図るべきであるとの意見も出された。同時に、議会による行政監視の在り方を検討するに当たっての参考として、諸外国の実態も調査すべきであるとの意見もみられた。

そのため、二年目の調査は、まず、本調査会長を始めとする五名の調査会委員が参議院の特定事項調査議員団として海外に派遣される機会をとらえ、イギリス、ドイツ及びフランスの三か国において議会によるオンブズマン等行政統制の調査を行った。また、国政調査権及び請願制度について、学識経験者等からの意見聴取を行った。

他方、本調査会の調査活動は当初は三年間で結論を出す予定で進められていたが、本調査会に対しては、参議院改革における第二種常任委員会の見直しに当たって、実効性のある報告を提出することが期待されていた。また、金融不祥事を始め、本調査会発足後に発覚した薬害エイズ問題や高級官僚の不正な利益取得事件等により、国会が行政に対して監視・監督・統制を強めるべきであるとの世論が強くなってきた。そこで、本調査会は、三年を待たずに早い時期に結論をまとめることとし、これまでの調査を踏まえ、調査会委員間の自由討議を重ねた。

その結果、一部の調査会委員からは委員会方式では国民の期待にこたえる行政監視ができないとの意見が出されたものの、大方の調査会委員からは、参議院は第二院として行政に対する監視機能をより強く発揮すべきであり、そのために議員自らが活動し得る行政監視等のための新たな常任委員会を早期に設置すべきであるとの意見が出された。そこで、この意見に基づいて「行政監視等のための機関についての試案」を作成し、議論を深めた。そして、最終的には、「オンブズマン的機能を備えた行政監視のための第二種常任委員会を設置する」という調査会長案を取りまとめるとともに、調査会長案の立法化に係る措置について議長に要請した。

折から、参議院においては委員会再編を中心とした参議院改革の実現に向けての努力が行われていたが、第四百四十一回国会において、委員会の再編と本調査会が提言した行政監視のための第二種常任委員会を設置することを内容とする「国会法の一部を改正する法律案」及び「参議院規則の一部を改正する規則案」が提出され、可決、成立した。

その結果、平成十年一月十二日に召集された第四百四十二回国会から参議院に行政監視委員会が設置され、精力的な委員会活動が期待されている。調査二年目に一定の結論をまとめたことから、三年目の調査課題について理事会等で協議を行った結果、三年間の調査テーマ「時代の変化に対応した行政の監査の在り方」のうち、近時注目されている「政策等の評価制度」について調査を進めることとした。

まず、行政における評価制度に関する実態を

把握するため、平成十年二月二十五日、総務庁から評価の視点に立った行政監察の実施状況について、建設省から公共事業に関する評価の取組状況について、それぞれ説明を聴取した後、質疑を行った。

次いで、同年三月十一日、岡山大学経済学部助教授山本清氏、東京大学大学院経済学研究科教授金本良嗣氏及び社団法人経済団体連合会常務理事中村芳夫氏の三名の参考人を招き、山本参考人及び金本参考人からは評価制度の意義及び内容並びに評価体制の在り方等について、中村参考人からは同年一月十三日に経団連がまとめた公共事業の構造改革のための評価制度の必要性について、それぞれ意見を聴取し、調査会委員との意見交換を行った。

参考人からは、情報公開やアカウンタビリティ確保のためにも政策等の評価は重要な要素となること、客観的な評価を確保するために第三者評価機関の設置が必要となること、公共事業適正化の方策としては、審査・優先順位づけ、執行及び評価・見直しのルール化が必要である等の意見が述べられた。

このような評価制度に対する政府側の取組状況や参考人からの意見を踏まえ、同年五月十一日、最終報告に向けて調査会委員間の自由討議を行った。

この自由討議では、行政に対する国民の強い不信を踏まえ、評価は国民一般のために行うものであるということを中心に定めておく必要がある、我が国において政策評価を制度化するに当たっては、評価制度に取り組んできたアメリカにおける進捗状況、評価部門の設置や専門家育成等

に伴うコスト増等の問題を考慮に入れて検討する必要がある、国会の行政監視機能の充実のため、現在審議中の「中央省庁等改革基本法案」による行政の評価結果を参議院行政監視委員会等に報告させることを政府に義務づける制度を設けるべきである、評価スタッフの養成・確保は必ずしも内部スタッフにこだわることなく、民間のシンクタンク等の活用を積極的に図るべきである等の意見が述べられた。

これらの意見を踏まえ、理事懇談会で協議を行った結果、行政及び立法府において、政策等の評価に取り組んでいくに当たり必要と思われる事項について、本調査会として意見を集約し、提言として取りまとめた。

このほか、行政監察の勧告等の措置状況を調査するため、神奈川県及び千葉県において視察を行った。

第II 調査会の調査の概要

一 政策等の評価制度

1 政府からの説明聴取及び主な質疑
平成十年二月二十五日、政策等の評価制度のうち、評価の視点に立った行政監察の実施状況について総務庁から、公共事業に関する評価の取組状況について建設省から、それぞれ説明を聴取した。その概要は、次のとおりである。

総務庁

行政監察においては、目的性、合規性、経済性・効率性、有効性、公正性、透明性等の具体的な視点に立って監察実施計画を策定し、実地調査、民間との比較分析、コスト分析等様々な調査手法、分析評価手法を、問題の内容に応じて適切に組み合わせてデータを収集、分析し、問題点や改

善すべき事項を実証的かつ的確に把握することに努めている。このような努力の結果に基づき、改善方策を各省庁に勧告することによって、行政の制度、施策、組織及び運営の全般にわたって改革・改善を推進しているところである。また、勧告後は、その実効性を担保するために、措置状況の報告を受けるとともに、改善措置が不十分な場合は更に改善を促している。

平成九年十二月の行政改革会議最終報告では、政策の効果について、事前、事後に、厳正かつ客観的な評価を行い、それを政策立案部門の企画立案作業に反映させる仕組みの充実・強化が求められており、そのために、各省における評価機能の強化とともに、全政府レベルの評価機能の充実・強化の必要性が指摘されている。今後は、同報告で示された課題に適切に対応できるように、必要な準備を進めていかなければならないと考えている。

建設省

公共事業の効率的・効果的実施を図るため、重点化、効率化、計画・実施過程の透明化及び関係省庁との連携のための施策を講じているところである。そのうち公共事業の計画・実施過程の透明化を進める観点から、費用効果分析の実施、事業採択基準の公表、再評価システムの構築等について、積極的に取り組んでいる。

建設省又は建設省関係公団が実施する大規模公共事業については、新たに計画を策定する場合や計画策定後長期間が経過して社会経済情勢が変化した場合に、ダム・堰事業は、事業ごとに知事が選任する委員で構成される審議委員会を設置し、高規格幹線道路は、知事から意見を聴取し、計画

の見直し等に反映させる総合的な評価システムを平成七年度から導入している。

費用効果分析については、平成九年度の道路事業、流域下水道事業等の主要事業における新規箇所採択に際して費用効果分析を試行し、その他の事業については費用効果分析手法の開発に取り組んだ。今後は、各事業ごとに行っている分析手法に相違があること、貨幣価値で測定し難い環境改善の効果に関する問題、予測の不確実性の問題、分析結果公表の統一指針がないこと等から生ずる混乱を回避し、費用効果分析の信頼性、実施過程の透明性を確保する必要があると考えられる。このため、各事業ごとに費用効果分析を行うに当たっての一般的留意事項、分析手法、分析結果の公表方法、使用する基本的数値等統一のルールづくりを目的として、平成九年十月に学識経験者を交えた「社会資本整備に関する費用効果分析検討委員会」を省内に設置して検討を行っており、平成十年度中に統一指針の策定を図る予定である。

事業採択基準については、事業の効率性、必要性等にポイントを置いて、投資効果を最大限発揮させるとともに、より一層の透明性を確保するため、事業採択に係る評価指標(案)を作成・公表することとしている。例えば、道路事業については、平成九年度に引き続き、平成十年度の事業採択について、費用効果分析を含めた「客観的評価指標(案)」を用いた評価を試行的に実施し、この評価結果を踏まえ、平成十年度の予算枠、平成九年度の完成箇所数、地域固有の状況等の諸要素を総合的に考慮して、事業採択を決定する仕組みになっている。

さらに、平成九年十二月に、橋本内閣総理大臣

が公共事業関係大臣に対し公共事業における新たな「再評価システム」の導入を指示したのを受けて、既に実施してきた大規模公共事業に関する総合的な評価システムの実績を踏まえつつ、更に公共事業の透明性等の一層の向上を図る観点から、検討委員会を省内に設置し、平成十年三月末を目途にシステムの構築を図ることとしている。

こうした政府からの説明を踏まえ、総務庁及び建設省に対し質疑を行った。その概要は、次のとおりである。

① 行政分野への評価制度導入が求められている背景としては、これまでの行政が法律の制定や予算獲得等に重点が置かれ、その効果や社会経済情勢の変化に基づき政策を積極的に見直すといった評価機能が軽視されがちであったことが挙げられる。

② 行政改革会議最終報告で指摘された評価・監視機能の十全な発揮のために、総務庁はその趣旨実現に向けての対応を考慮すべきである。

③ 政策評価はある意味では法律評価であり、予算評価である。そのため、行政執行に関する監察を含めた評価を行う場合、政府の一部局ではない独立した行政機関が行う必要があると考えられる。

④ 公共事業に対する評価は、現状では事業の事前、途中で評価が中心であり、事後の評価は遅れている。次の政策にフィードバックさせるためにも事後評価に積極的に取り組む必要がある。

⑤ 公共事業の再評価は国民的立場からの判断が必要であり、そのために再評価は第三者

機関が行うことが望ましい。

⑥ 費用便益分析に当たっては、数値化しやすい項目を中心に便益計算がなされているが、より適正な分析を行うためにも、数値化しにくい項目やマイナスの便益も考慮に入れて算定することを心掛けるべきである。

⑦ 行政監察をより評価に近づけるためには、監察の視点について、適法性、合規性よりも効率性、有効性に重点を置いていく必要がある。

⑧ 政府内部の自己改善機能としての役割を更に果たすためには、行政監察局の法律的権限の強化を図ることも考えていく必要がある。

2 参考人からの意見聴取及び主な意見交換
平成十年三月十一日、政策等の評価制度について、参考人から意見を聴取したが、その概要は、次のとおりである。

岡山大学経済学部助教授 山本清氏

評価とは、ある事象や事物の価値あるいは質を判定することであり、どのような物差しで測定するかという要素と測定された値をどのような価値基準で判定するかという要素から成り立っている。したがって、評価を行うに当たっては、基本的に評価者の主観的要素が常に介在せざるを得ないということを認識しておく必要がある。

最近評価が重視されるようになってきた背景としては、第一に、行政の専門化・複雑化により、行政責任の所在が不透明になってきていることから、アカウンタビリティ連鎖の修復が求められていること、第二に、現在の政府部門におけるマネジメントサイクルにおいて、評価を行うことによりその完結を目指す必要があること、第三に、今

後我が国が独自の政策を行う場合、成果の段階で評価を行い政策の効果を検証することにより不確実性への対応を行う必要があることの三点が挙げられる。

評価の視点としては、公的部門では、経済性(Economy)、効率性(Efficiency)、有効性(Effectiveness)の3Eの視点に加え、公正、信頼・安定といった公共価値を重視する必要がある。また、不確実性の高い政策については、事前に因果関係が不明であり、適応的な政府・学習する政府が必要であることから、診断的(Diagnosis)、システム設計の改訂(Design)、改定案の実施(Development)という3Dの視点が必要になってくる。

今後の我が国の政策評価制度の在り方について立法府としては、まず行政府による政策評価を法律で義務づけ、政策評価のための一定の予算を確保する必要がある。そして、行政府による政策評価で足りない部分について、立法府、特に参議院は六年間という任期の特性をいかして、再チェックを行うことが重要となる。一方、行政府においては、長期的なトレンドでの政策評価と並行して、毎年度モニタリングを行い、政策効果を監視する手続をとるべきである。そのための前提条件としては、評価マニュアル・審査制度の確立、評価研究の推進、評価スタッフの養成が必要となる。

東京大学大学院経済学研究科教授 金本良嗣氏
評価は、すべての政府活動が対象となるが、当面重要なのは、公共部門の組織形態と制度設計、国民の負担に見合った社会的便益があるかどうかという観点からの公共支出を伴う政策、民間活動

の規制政策の三つである。

評価を行う際の基本理念としては三つある。第一は、政府活動の顧客としての国民の立場に立った便益と費用の総合評価である。第二は、政府における競争・競争関係のチェック・アンド・バランスをどのように機能させるかということであり、評価・監視の在り方としては、総務庁行政監察局、会計検査院、国会のほか、大学等の第三者機関も含んだ形での複線的な体制が必要である。第三は、透明性の確保である。これは、チェック・アンド・バランスの有効性確保や政策立案機能において競争原理が働くシステムの確立という点からも重要である。

評価・監視の意義は、政府活動のパフォーマンスを評価することである。その仕組みを考えるに当たっては、我が国では各省庁の独立性が強いことから、省庁横断的な機能を有する評価に關する一般的なガイドラインを設定する必要がある。また、評価が政策のプロセスの中で行われ、各時点での評価が国民に明らかにされることにより、様々な形で議論がなされることが重要である。そのためには、プロセスにおける評価のタイミングと情報を公開するタイミングをうまく制度設計する必要がある。

以上のことを実現するためにも、当面は、組織形態と制度設計、公共投資の費用効果分析、規制政策に関する規制インパクト分析について評価のガイドラインを設定し、監視を行う第三者機関を政府部内に設置する必要があると考える。

社団法人経済団体連合会常務理事 中村芳夫氏
現在、政府の債務は五百三十兆円にも上り、財政状況は非常に厳しい状況にある。そのため公共

事業については、従来以上に重点化と効率化という構造改革が求められている。

イギリスでは公共事業に関する新しい基本理念として、PFI(Private Finance Initiative)を導入し、公共事業改革に成功を収めた。その背景には、行政改革に関する基本理念として市民憲章(Citizen's Charter)を定め、その中で「租税に対して最も価値あるサービスを提供する」(Value for Money)という考え方を明確に打ち出したことがある。我が国においても政府は、まず行政改革と公共事業改革の基本原則を示すことが不可欠である。

公共事業の構造改革を進めるためには、費用便益分析等の手法を活用した審査・優先順位づけを行うプロセス、規制緩和を進め徹底した効率化を図っていく執行のプロセス、第三者機関による評価・見直しのプロセスのそれぞれについて、情報公開を通じて透明性を確保する必要がある。

公共事業改革の具体的な方策としては、第一に、公共事業の中期方針を政府が定め、国会の承認を受けること、第二に、公共事業の評価・監視を行う第三者機関を設置し、費用便益分析に関する統一的なガイドライン、執行を効率的にするための業務・運営方針及びプロジェクト評価についてのガイドラインの策定を行うことである。また、時の経過を踏まえ、施策の必要性や妥当性を再点検・再評価するために「時のアセスメント」を国レベルに導入することも必要である。

公共事業の評価・監視を行う第三者機関にあっては、基本的には、大規模なプロジェクトを取り上げ、総務庁行政監察局等の協力を得ながら評価を行い、その評価結果を政府に提出することと

に、国民にも公表することとする。

以上のような公共事業の適正化のプロセスは、その手続を法制化し、法律遵守の監視についても第三者機関が行うことが望ましい。

こうした参考人の意見を踏まえ、調査会委員と参考人との意見交換を行ったが、その概要は、次のとおりである。

① 政策の評価は政府自らが行うことが必要である。また、評価基準については国会で決めることが望ましい。

② 政策形成や予算編成過程に事前評価をシステムの組み込むことが望ましい。欧米諸国のように、法律によって義務づけたり、予算査定作業に第三者を関与させたりするシステムが考えられる。

③ 政策の評価はアカウンタビリティの観点から行われるべきであり、それは単に説明だけで済まされるものではなく、情報提供の内容に誤りがあった場合には責任を伴うという厳しい概念としてとらえる必要がある。

④ 評価には主観的要素が介在せざるを得ないが、その弊害としては、評価者が政策の受益者をどのようにみなすかによって評価の範囲が変わってしまうこと、費用効果分析においてプラスの成果だけを評価してしまうこと等が挙げられる。

⑤ 社会福祉や教育などの数量的評価が困難な政策については、国民を顧客と考えてコスト情報、サービスの質に関する情報を提供して満足度調査を行うことなどにより、客観的で公平な評価方法の確立が可能となる。

⑥ 評価のための第三者機関は、すべての分析・評価を行うのではなく、行政庁が行った評価結果のチェックや評価実施に関する整合的なガイドラインを設定する機能を果たすことでもよい。

⑦ 立法府として行政統制の役割を果たすために、国民の関心の高い政策についての評価を政府に義務づけ、その評価結果報告について参議院の行政監視委員会等がレビューしていくことも考えられる。

⑧ 立法府が行政をチェックし、政策を評価する場合、情報の開示・公開が非常に重要であり、また、その内容について、国民が的確に理解・判断できる評価結果を提供するシステムの確立が必要である。

⑨ アメリカのGAOのようなプログラム評価に係る機能を我が国の会計検査院に果たさせるためには、その結果を利用するクライアントが必要であり、国会が会計検査院法第三十条の二によって検査要求を行うことも一つの方法である。

⑩ 公共事業のプロジェクト評価は、行政機関の協力を得ながら立法府において行われるべきであり、そのプロセスを法制化することが必要である。

⑪ 主要な公共事業について、評価の対象となる効果のプラスマイナスを明確にさせるとともに、事業採択のための費用便益比の水準を行政庁の裁量にゆだねないことが、立法府としての重要な機能である。

⑫ 立法府のみならず行政府においても評価スタッフの養成が求められる。その場合、自前

でスタッフを養成するほか、中立性を担保するような倫理憲章や倫理規程を備えた専門職団体の養成なども政策的課題となる。

3 調査会委員間の自由討議

政府からの説明聴取及び参考人からの意見聴取を踏まえ、最終報告に向けて、政策等の評価制度についての調査会としての意見集約のため、平成十年五月十一日、調査会委員間における自由討議を行った。そこで述べられた意見の概要は、次のとおりである。

① 行政に対する国民の根深い不信を踏まえ、評価は国民一般のために行うものであるということを基本に定めておく必要がある。評価手法については、分かりやすく、具体的であるべきである。

② 我が国において政策評価を制度化するに当たっては、評価制度に取り組んできたアメリカにおける進捗状況、評価結果が独り歩きするおそれ、評価部門の設置や専門家育成等に伴うコスト増等の問題を考慮に入れ、検討を進めるべきである。

③ 評価制度に係る基本的な課題としては、民間におけるQC(Quality Control)導入の成果に習い、行政事務においても標準化に取り組みとともに、情報公開制度の推進を図るべきである。

④ 評価は、まず行政自らが行うべきであり、可能な限り事前、途中、事後の各段階で行われることが必要である。特に事業等の期間が長期にわたる研究開発、大規模公共事業等については、節目節目に適時適切な評価が行われるべきである。

⑤ 行政府における内部監査・評価については、その実効性を確保するため、監査・評価に係る評価部門の権限を強化する必要がある。

⑥ 政策評価の実施については、会計検査院の検査の実態は経理的な面が中心となっており、また、総務庁行政監察局では行政評価を含めての政策評価は行う立場にない。立法府及び行政府から独立した新しい機関を設ける必要がある。

⑦ 評価のための第三者機関は、現在の会計検査院の在り方、総務庁の行政監察の在り方を見直して、一定の身分保障と権限を持った一つの組織として統合することも考えられる。

⑧ 国会の行政監視機能充実のため、現在審議中の「中央官庁等改革基本法案」による行政府の政策評価結果を、参議院行政監視委員会等に対し、報告させることを政府に義務づける制度を設けるべきである。

⑨ 議会における政策等の意思決定は、経済的側面、社会福祉的側面及び文化的側面等についてバランスがとれた評価を基に行い、併せて地域の特長性をも考慮すべきである。

⑩ 評価スタッフの養成・確保は、必ずしも内部スタッフにこだわることなく、民間のシンクタンク、コンサルティング等の活用も積極的に行うべきである。

⑪ 日本の民間シンクタンクにおいては、財政基盤の観点から独立性が十分に確保されておらず、依頼者等の意向に沿った評価になりがちである。中立的な評価の実施が可能な民間シンクタンクを養成していくために、国会が

調査を委託することにより、財政的に支援することも考えられる。

二 行政府機構及び行政監察に関する実情調査
平成九年十一月六日、行政監察の勧告等の措置状況の調査のため、横浜港及び東京湾横断道路の視察を行った。

平成六年二月に勧告が行われた、輸入促進基盤の整備等に関する行政監察では、我が国貿易不均衡の是正が主要な政策課題とされ、輸入促進基盤の整備等を図る観点から、製品輸入促進のためのコンテナバースの整備等の必要性が指摘されており、横浜港南本牧地区で水深十五メートル級のコンテナバースの工事が進行中であったため、その整備の進捗状況を調査した。

また、東京湾横断道路は、いわゆる民活の第一号事業であり、昭和六十二年に総務庁が「民活事業の実施状況に関する実態調査」を行っているが、供用開始を間近に控え、その状況を調査した。

第三 政策等の評価制度についての提言

本調査会は、政策等の評価制度についての調査を踏まえ、行政府及び立法府において政策等の評価を行っていく上で必要と思われる事項について、次のとおり提言する。

一 行政府における政策等の評価制度の在り方
1 効率的かつ効果的な政策等の企画・立案及び執行を確保するため、事前、途中、事後の各段階で分析・評価し、その評価結果を広く国民に提供するシステムの構築を図る必要がある。

行政府は、その企画・立案し、執行する政策、施策等について、行政活動を負託した国

民のため効率的で効果的に行われているのか、絶えず評価を行い、その結果を国民に明らかにする必要がある。しかし、我が国においては公共事業等の一部について評価が行われているだけであり、情報の公開・開示も十分とはいえないのが実情である。

今後は、省庁横断的な総合的評価を含め、可能な限り全政府部門の活動について、事前、途中、事後の各段階で評価を適切に行い、その内容を国民に公開・開示するシステムの構築を図る必要がある。

2 評価の客観性を確保するため、政策等の実施主体以外の第三者機関を通じた厳正かつ公正な評価を行うとともに、評価結果の提供に際しては、国民に分かりやすい内容のものであるよう努めなければならない。

評価は評価者の主観的要素が常に介在せざるを得ないことから、その客観性を確保するために、評価の専門的知識を有する者を含む第三者機関による評価を通じた厳正かつ公正な評価の必要性が求められる。

また、評価の目的の一つは、国民に対する情報の提供にあり、国民が理解しにくい内容であっては、国民へのアカウンタビリティを果たしたとはいえないことから、国民が的確に判断できるものであることが求められる。

3 政策等の分析・評価に当たっては、マイナスの効果も考慮するとともに、数量的評価が困難な分野に対応するため、評価手法の調査研究に取り組む必要がある。

政策等の評価においては、事業実施に伴い発生するプラスの便益のみを評価しがちである。しかし、ある政策を行う場合、プラスの

便益だけではなく常にマイナスの便益も生じており、このようなマイナスの便益も考慮に入れて、分析・評価をより適切なものにしていく必要がある。

また、数量的評価が困難な政策分野等についても、分析・評価が可能となるよう、例えば適切な情報に基づく聴取り調査等の評価手法の調査研究に取り組む必要がある。

立法府としての評価制度への関与の在り方
立法府は、行政統制の役割を果たすため、行政監視委員会等を活用して、行政府が行った評価をチェックするとともに、行政府が評価し難い分野について評価を行っていく必要がある。その際、民間のシンクタンク、コンサルタント等の活用を図る必要がある。

行政府が行った評価のチェックや政策の見直しなどの分析は、行政統制の役割を持つ立法府において行うべきである。この立法府の役割を果たすため、行政監視に関する事項を所管する行政監視委員会等において政策等の評価に取り組むことにより、議会における審議及び意思決定に役立てる必要がある。

その際、行政監視委員会等がその役割を十分に発揮するためには、分析・評価に関する専門的知識が不可欠であり、民間のシンクタンク、コンサルタント等の活用について、予算措置を含め、積極的に取り組むことが必要である。

なお、政府による評価結果等の国会への報告の制度化については、行政改革の進捗状況、評価の実施状況等を踏まえ、法制化の必要性も含め、報告対象となる評価の範囲、手続等について検討する必要がある。

○ 参議院行政機構及び行政監察に関する調査会委員(平成十年六月三日現在)

- | | |
|----------------------|------------------|
| 会長 井上 孝(自由民主党) | 理事 岡 利定(自由民主党) |
| 理事 佐々木 満(自由民主党) | 理事 吉川 芳男(自由民主党) |
| 理事 釘宮 磐(民主党・新緑風会) | 理事 大森 礼子(公明) |
| 理事 渡辺 四郎(社会民主党・護憲連合) | 理事 山下 芳生(日本共産党) |
| 理事 高橋 令則(自由党) | 理事 石渡 清元(自由民主党) |
| 加藤 紀文(自由民主党) | 上吉原 一天(自由民主党) |
| 亀谷 博昭(自由民主党) | 小山 孝雄(自由民主党) |
| 武見 敬三(自由民主党) | 宮澤 弘(自由民主党) |
| 守住 有信(自由民主党) | 小川 勝也(民主党・新緑風会) |
| 萱野 茂(民主党・新緑風会) | 薬科 満治(民主党・新緑風会) |
| 猪熊 重二(公明) | 志苦 裕(社会民主党・護憲連合) |
| 泉 信也(自由党) | 山田 俊昭(二院クラブ) |
| 堂本 暁子(新党さきがけ) | |

(参考)
1 三年間の主な活動経過
(二年目)

第百三十三回国会 平成七年 八月 四日	行政機構及び行政監察に関する調査会設置
第百三十四回国会 平成七年十一月 一日	当面、行政監察等に視点を置いて調査を行い、必要に応じ行政機構についても調査を行うこととし、三年間の調査テーマを「時代の変化に対応した行政の監査の在り方」に決定 「現行の行政監察制度の実情と問題点」について、総務庁から説明聴取、質疑
十二月 十三日	「行政不服審査等オンブズマン類似・関連制度」について、総務庁、労働省、経済企画庁及び通商産業省から説明聴取、質疑

第百三十八回国会

平成八年 二月 七日

「行政監察制度・行政相談制度及び類似・関連制度」について、参考人早稲田大学政治経済学部教授片岡寛光氏、広島修道大学法学部教授山谷清志氏及び社団法人全国行政相談委員連合協議会会長鎌田理次郎氏から意見聴取、質疑

二月 十四日

「地方自治体のオンブズマン制度及び監査制度等」について、参考人東海大学政治経済学部長宇都宮深志氏、立教大学法学部教授新藤宗幸氏及び全都道府県監査委員協議会連合会事務局次長村上三氏から意見聴取、質疑

二月 二十六日
二十八日

行政機構及び行政監察に関する実情調査のため、大阪府、兵庫県及び香川県に委員派遣

四月 八日

地方自治体のオンブズマン制度及び監査制度の実情調査(川崎市役所)

五月 二十三日

「新たな行政監視制度の法的課題」について、参考人慶應義塾大学法学部教授小林節氏、玉川大学文学部教授川野秀之氏、関西学院大学法学部教授平松毅氏及び東邦大学理学部教授元山健氏から意見聴取、質疑

五月 三十一日

調査会の調査の方向性及び今後課題とすべき事項について調査会委員間の自由討議

六月 十三日

行政機構及び行政監察に関する調査報告書(中間報告)を議長に提出することを決定

(二年目)

第百三十六回国会閉会後

平成八年 七月 十六日

二十九日

「議会によるオンブズマン等行政統制」についての実情調査のため、にイギリス、ドイツ及びフランスに議員派遣

第百三十九回国会

平成八年十二月 十二日

「国政調査権及び請願制度」について、参考人中央大学法学部教授清水睦氏、徳山大学学長浅野一郎氏、関西大学法学部教授吉田栄司氏及び前参議院外務委員会調査室長辻啓明氏から意見聴取、質疑

第百四十回国会

平成九年 一月 二十八日

二月 十七日
十九日

調査会の今後の進むべき方向性について調査会委員間の自由討議
行政機構及び行政監察に関する実情調査のため、京都府及び奈良県に委員派遣

四月 四日

「参議院における行政監視等のための機関についての試案」について調査会委員間の自由討議

五月 九日

「参議院における行政監視等のための機関の設置について(案)」を調査会長案として提示、調査会委員間の自由討議を行い、大方の委員が了承

六月 九日

行政機構及び行政監察に関する調査報告書(中間報告)を議長に提出することを決定

(三年目)

第百四十一回国会

平成九年十一月 六日

行政監察の勧告等の措置状況に関する実情調査(横浜港、東京湾横断道路)

第百四十二回国会

平成十年 二月 二十五日

「時代の変化に対応した行政の監査の在り方」のうち、三年目の調査テーマを「政策等の評価制度」とすることとし、総務庁及び建設省から説明聴取、質疑

三月 十一日	「政策等の評価制度」について、参考人岡山大学経済学部助教授山本清氏、東京大学大学院経済学研究科教授金本良嗣氏及び社団法人経済団体連合会常務理事中村芳夫氏から意見聴取、質疑
五月 十一日	「政策等の評価制度」について、最終報告に向けての調査会委員間の自由討議
六月 三日	行財政機構及び行政監察に関する調査報告書(最終報告)を議長に提出することを決定

2 行政監視等のための機関の設置についての調査会長案

オンブズマンの機能を備えた行政監視のための第二種常任委員会を設置する。

新設する委員会は、参議院改革の一環として、参議院に期待される行政監視機能を向上させるためのものである。

この設置目的を達成するため、委員会自らが積極的に国政調査権を活用する。調査に当たっては、総務庁が行う行政監察等を活用する。また、行政運営の不適切、怠慢などによって生じる苦情を内容とする請願を手掛かりとして調査を行うとともに、これらの請願の有効な処理を行う。

こうした手段により、行政運営及び行政監察を点検し、その適正化を図る。

具体的な所掌事項等は、以下のとおりである。

所掌事項

(一) 行政監視のための調査

委員会自らが積極的に国政調査権を活用することにより、行政監視に必要な調査を恒常的に行う。

(二) 「行政監察計画」等についての調査

行政監察計画、行政監察の結果報告書・勧告、及び各省庁の内部監査に関し、調査を行う。

(三) 苦情請願の審査

不適正行政に対する苦情を内容とする請願(苦情請願)を審査する。その際、委員会の意向を多

様に反映させるために意見書を活用することにより、オンブズマン的な苦情救済の機能を発揮する。

(四) 提案、勧告等

調査の結果、必要と認める事項について、決議の方式による提案、勧告を行うとともに、政策への反映を図る。

調査スタッフ

委員会が行政監視機能を十分に発揮するため、調査スタッフの充実・強化を図る。

3 参議院行政監視委員会設置に係る国会法、参議院規則改正

○国会法の一部を改正する法律(平成九年法律第百二十二号)

国会法(昭和二十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

(中 略)

第四十一条第三項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五 行政監視委員会

附 則

この法律は、次の常会の召集の日から施行する。

○参議院規則の一部を改正する規則(平成九年十二月十二日議決)

参議院規則の一部を次のように改正する。

第七十四条各号を次のように改める。

(中 略)

十五 行政監視委員会 三十人

1 行政監視に関する事項

2 行政監察に関する事項

3 行政に対する苦情に関する事項

(以下略)

第七十四条の二中「決算委員」の下に、「行政監視委員」を加える。

(以下略)

附 則

この規則は、次の常会の召集の日から施行する。

改正後の参議院規則第七十四条の二

議員は、同時に二箇を超える常任委員となることができない。二箇の常任委員となる場合には、その一箇は、国会法第四十二条第三項の場合を除き、予算委員、決算委員、行政監視委員、議院運営委員又は懲罰委員に限る。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五—八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 大蔵省印刷局
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部 送料別 二〇〇円